

いみず地域共生プラン

ー中間見直し版ー

第2次射水市地域福祉計画
第3次射水市地域福祉活動計画
射水市重層的支援体制整備事業実施計画
射水市認知症施策推進計画
射水市成年後見制度利用促進基本計画
射水市再犯防止推進計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月
射水市

はじめに

本市では、令和3年3月に地域福祉を推進する指針として、「いみず地域共生プラン（第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画）」を策定し、「地域共生社会」の実現に向け、各種施策に取り組んでまいりました。



本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としており、令和7年度に中間年度を迎えたことから、計画策定以降の法改正や各種計画との整合性を図り、国の新たな動向なども盛り込みながら、計画と現状との乖離を修正することで、福祉施策を一層深化・推進するため、中間見直しを図りました。

今回の中間見直し版では、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などに起因する、ひきこもり、8050問題、身寄りなし問題などの複雑化・複合化した課題への支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業実施計画」のほか、新しい認知症観の普及や認知症の人とその家族を支える取組等を推進する「認知症施策推進計画」を新たに包含しています。

また、本計画の基本理念を引き続き、「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」とし、みんながつながり支え合うことで、様々な地域生活課題を抱えながらも、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく笑顔で暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、市と市社会福祉協議会が連携して施策に取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、ご尽力をいただきました「いみず地域共生プラン中間見直しに係る計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケート調査やパブリック・コメントにおいて、ご意見をいただきました多くの市民の皆様、福祉関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

射水市長 夏野 元志

あいさつ

我が国では少子高齢化が世界でも類を見ない速さで進行し、さらに人口減少や社会構造の変化が重なり、単身世帯の増加や経済的困窮といった課題が顕著に表れています。国民の福祉ニーズは一層大きくなるとともに、多様化しています。



このような状況下において、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らし続けるためには、福祉関係団体や福祉事業所、地域住民、ボランティア、事業者、行政など、地域に関わるすべての人が連携し、互いに支え合うことがこれまで以上に重要となっています。

そうしたことから、従来の高齢者・障がい者・こどもなど個別支援の枠にとどまらず、地域の多様な課題や生活の変化に対応できる包括的な支援体制を明確化した、「いみず地域共生プラン 中間見直し版」を策定させていただきました。

本計画は、国が掲げる「地域共生社会」の実現を目指し、基本理念に「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」を継続して掲げるものであります。地域振興会や地区社会福祉協議会をはじめ、地域で活動する多くの皆様と手を携え、分野や世代を超えた協働の地域づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の中間見直し策定にあたり貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様、地域の福祉関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人射水市社会福祉協議会
会長 門田 晋

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画の策定に当たって..... | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的..... | 2 |
| 2 計画の位置づけと法的根拠..... | 4 |
| 3 計画の期間..... | 6 |
| 4 国等の踏まえるべき動向..... | 7 |
| 第2章 市の現況と課題..... | 13 |
| 1 人口等の現況..... | 14 |
| 2 福祉に関する市民等の意識..... | 18 |
| 3 計画に係る指標の中間評価..... | 24 |
| 第3章 計画の基本理念と基本目標..... | 27 |
| 1 基本理念..... | 28 |
| 2 基本目標..... | 29 |
| 3 計画の体系..... | 30 |
| 4 計画を進める上での視点..... | 32 |
| 第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画..... | 35 |
| 基本目標1 ともに支え合う人づくり..... | 38 |
| 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり..... | 48 |
| 基本目標3 自分らしく生活できる仕組みづくり..... | 63 |
| 第5章 認知症施策推進計画..... | 85 |
| 1 計画の策定に当たって..... | 86 |
| 2 認知症施策をとりまく現況と課題..... | 87 |
| 3 施策の展開..... | 88 |
| 第6章 成年後見制度利用促進基本計画..... | 93 |
| 1 計画の策定に当たって..... | 94 |
| 2 権利擁護をとりまく現況と課題..... | 96 |
| 3 施策の展開..... | 98 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 第7章 再犯防止推進計画..... | 103 |
| 1 計画の策定に当たって..... | 104 |
| 2 再犯防止をとりまく現況と課題..... | 105 |
| 3 施策の展開..... | 106 |
| 第8章 計画の推進体制..... | 109 |
| 1 推進体制..... | 110 |
| 2 計画の公表と周知..... | 112 |
| 3 計画の評価と見直し..... | 112 |
| 資料編..... | 113 |
| 1 計画策定の経過..... | 114 |
| 2 いみず地域共生プラン中間見直しに係る計画策定委員会設置要綱..... | 115 |
| 3 いみず地域共生プラン中間見直しに係る計画策定委員会委員名簿..... | 117 |
| 4 用語集..... | 118 |

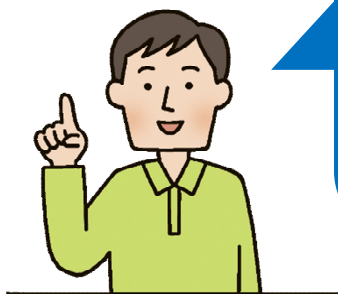
第1章

計画の策定に当たって

.....

第1章では、この計画がどういう計画なのか、国の動きなど、計画の前提となることを説明しています。

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけと法的根拠
- 3 計画の期間
- 4 国等の踏まえるべき動向



1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、ひきこもり、8050問題※、ダブルケア※、ヤングケアラー※、身寄りなし問題など、地域生活課題の複雑化・複合化や制度の狭間の問題が顕在化しています。また、人口減少社会の進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化などにより、地域住民同士の関係性が希薄となり、社会的孤立や生活困窮※者の増加など、課題が深刻化した状況もみられます。

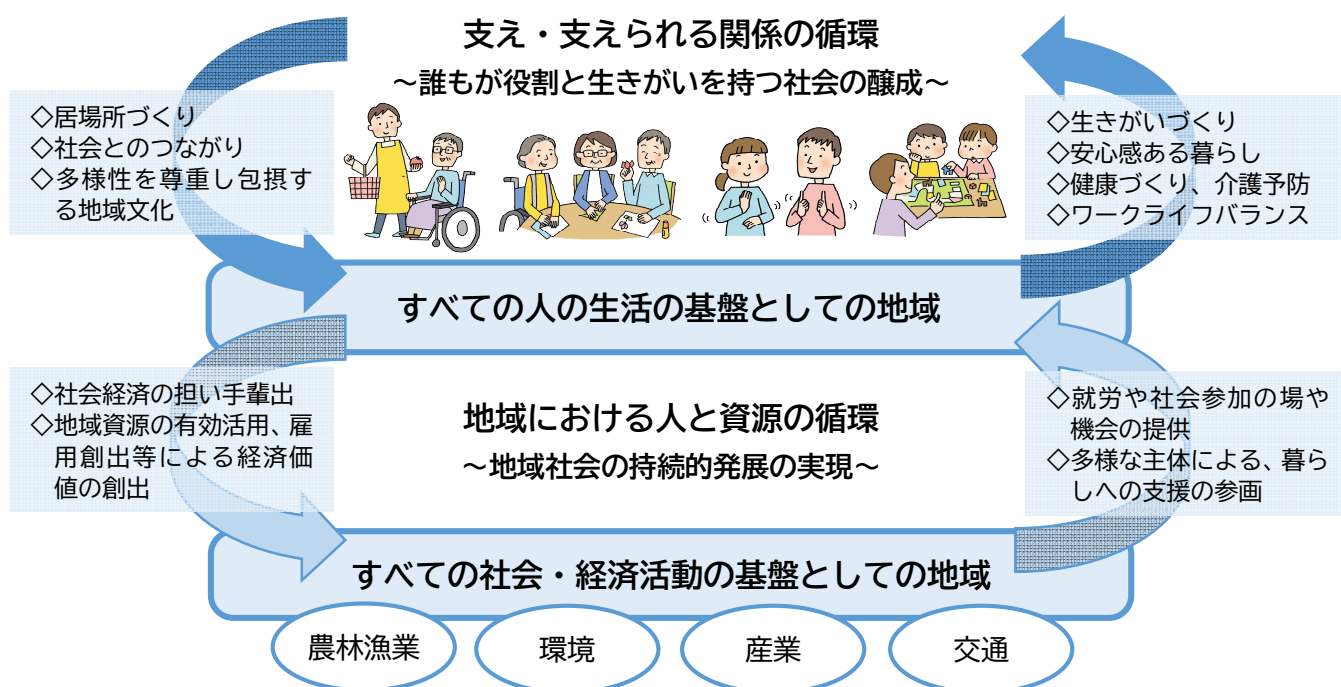
そのような中、地域のきずなの大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが求められています。射水市（以下、「本市」という。）においても、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向けた体制を整備していく必要があります。

本市では、令和3年3月に策定した「いみず地域共生プラン」のもと、地域福祉を推進しています。この度、計画の中間年度を迎えたことから、国の新たな動向や本市の現状・課題、各種計画との整合等を踏まえつつ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を一層深化するため、「いみず地域共生プラン 中間見直し版」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

■射水市における「地域共生社会」

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



(2) 地域福祉計画の目的

地域福祉計画は、社会福祉法（第 107 条）の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な生活の課題を明らかにし、その解決に向けた体制などを計画的に整備し、地域福祉を推進するための計画です。

この計画は、地域住民や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、こどもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることができる社会を目指すものです。

■社会福祉法（第 107 条） ※抜粋

(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3) 地域福祉活動計画の目的

地域福祉活動計画は、市町村社会福祉協議会と地域住民や社会福祉に関する活動を行う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、行政等が協力し、福祉のまちづくりを進めるための民間の活動及び行動の計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法（第 109 条）の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

■社会福祉法（第 109 条第 1 項） ※抜粋

（市町村社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

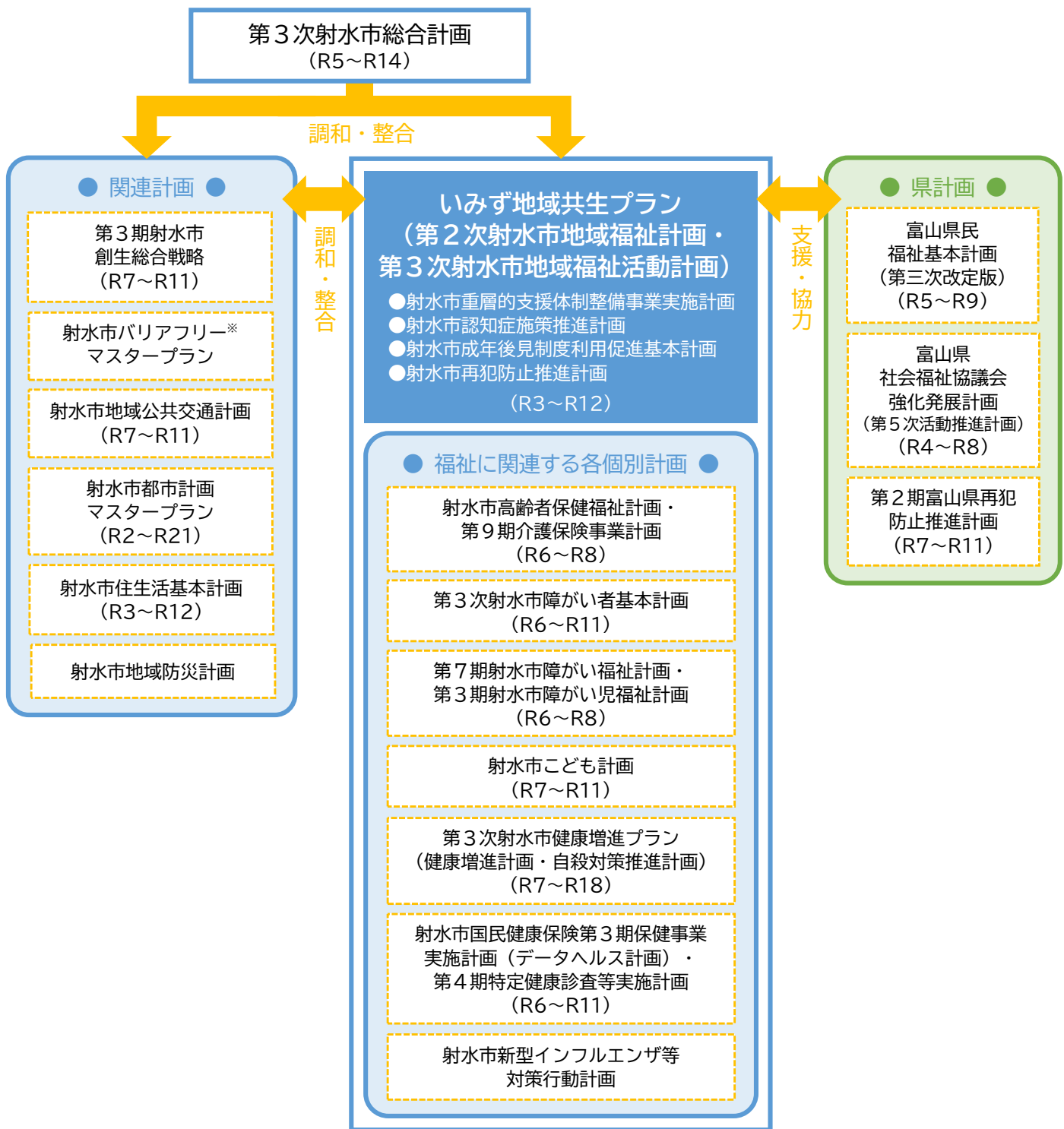
2 計画の位置づけと法的根拠

本計画は、本市の最上位計画である「第3次射水市総合計画」の下位計画として位置づけられるほか、関連する各個別計画（高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など）の上位計画となっています。なお、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」において、既に策定している各個別計画に地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分について、「該当する計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができる」とされていることから、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの各施策については、各個別計画に委ねるものとします。

また、市が策定する「射水市地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「射水市地域福祉活動計画」の2つの計画は、基本理念や目標を共有するなど、いわば「車の両輪」であり、よりわかりやすく実効性のあるものとするため、一体的に策定しました。

さらに、社会福祉法（第 106 条の 5）に基づき、令和 6 年 3 月に策定した「射水市重層的支援体制整備事業[※]実施計画」を本計画に一体化しました。あわせて、本計画は共生社会の実現を推進するための認知症基本法（第 13 条）に基づく「市町村認知症施策推進計画」、成年後見制度[※]の利用の促進に関する法律（第 14 条第 1 項）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律（第 8 条）に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しており、地域福祉や関連する分野の取組と連動させて、推進していきます。

■計画の位置づけ



■社会福祉法(第106条の5) ※抜粋

(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

■共生社会の実現を推進するための認知症基本法（第13条） ※抜粋

（市町村認知症施策推進計画）

市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条第1項） ※抜粋

（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

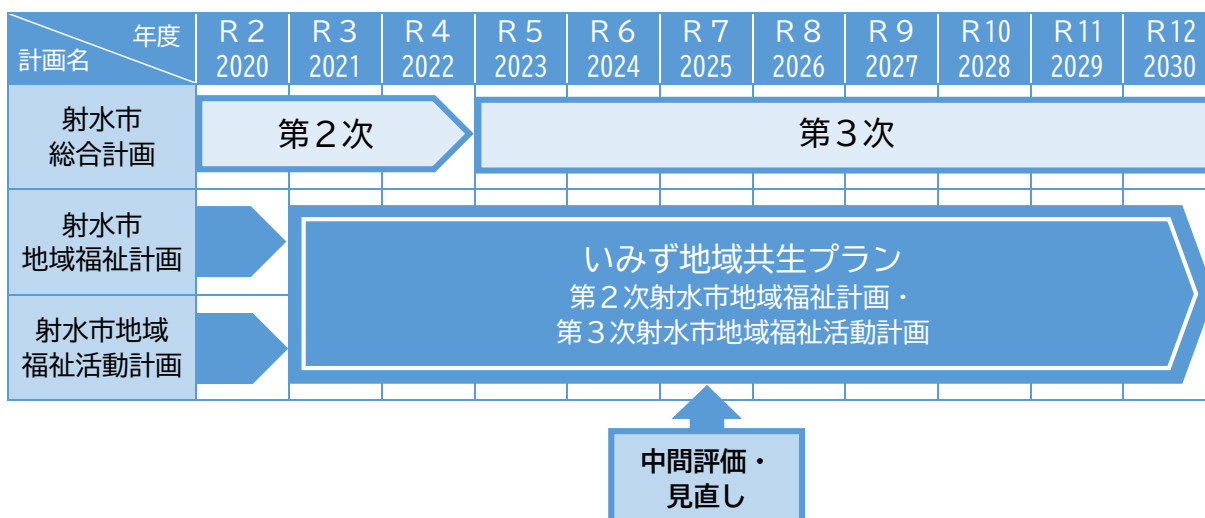
■再犯の防止等の推進に関する法律（第8条） ※抜粋

（地方再犯防止計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

「いみず地域共生プラン」の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、社会情勢の変化や法改正への対応、計画と現状の乖離等を修正するため、令和7年度に中間評価・見直しを行いました。



4 国等の踏まえるべき動向

(1) 社会福祉法の改正

平成 29 年 3 月の社会福祉法等の一部を改正する法律の施行により、各自治体が策定する地域福祉計画について、福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や福祉関係者が地域生活課題を把握し、関係機関との連携等により課題解決を目指すという「地域福祉の方法」が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項として、次の 5 つが示されました。

■地域福祉計画に盛り込むべき 5 事項

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 「重層的支援体制整備事業」の創設

国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討し、令和元年 12 月に最終とりまとめを行いました。これを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和 3 年 4 月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ*等を通じた継続的支援）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。また、これまでの福祉政策が整備してきた高齢・障がい・子ども・生活困窮等といった対象者ごとの支援体制だけでなく、それぞれの関係機関が連携し、重層的な支援を行うことを目的としています。

■重層的支援体制整備事業の全体像

次の①～③の3つの支援を一体的に実施することで、相互作用が生じ、支援の効果を高める。

①相談支援《包括的な相談支援体制》

属性や世代を問わない相談の受け止め／多機関の協働をコーディネート／アウトリーチも実施

②参加支援《社会とのつながりを回復する支援》

既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用／既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

③地域づくりに向けた支援《住民同士の顔の見える関係性の育成支援》

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保／多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

(3) 孤独・孤立対策の推進

近年、社会環境の変化により、職場内・家庭内・地域内における関わりや支え合う機会が減少し、孤独・孤立や「生きづらさ」を感じる人が生じやすい社会となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

このような状況の中で、令和6年4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」や「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すための、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等が規定されました。

■「孤独・孤立対策推進法」の基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会全体での課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

(4) 認知症施策の推進

令和6年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、令和6年12月に「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。これにより、国においては「新しい認知症観」の普及を打ち出し、当事者の声を踏まえた各種の施策を推進していくこととしています。市町村においては、市町村計画の策定が努力義務とされ、施策の立案から実施、評価に当たっては認知症の人とその家族、支援者等の参画を得ることが重要とされています。

■共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。





- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

■「新しい認知症観」の考え方

「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方



■地域福祉と特に関連が大きい目標

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>1 貧困をなくそう</p>  | <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> | <p>2 飢餓をゼロに</p>  | <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  | <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> | <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  | <p>5 ジェンダー※平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> |
| <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  | <p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> |
| <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  | <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> | | |

■SDGsの17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

市の現況と課題

.....



第2章では、本市の地域福祉に関する現況や課題を様々な統計や調査、計画の中間評価結果からまとめています。

- 1 人口等の現況
- 2 福祉に関する市民等の意識
- 3 計画に係る指標の中間評価

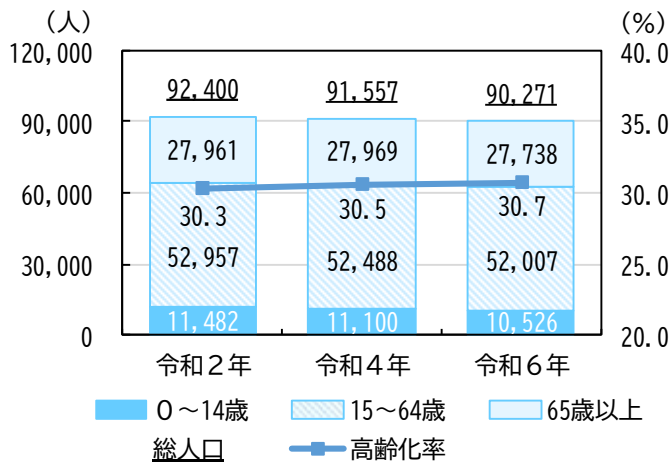
1 人口等の現況

(1) 人口・世帯数の状況

総人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

高齢化率は上昇しており、全国と比較するとやや高くなっていますが、富山県と比較すると低い状況です。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月30日時点）

〈高齢化率〉

射水市

30.7%

（資料：住民基本台帳 令和6年9月30日時点）

全国

29.3%

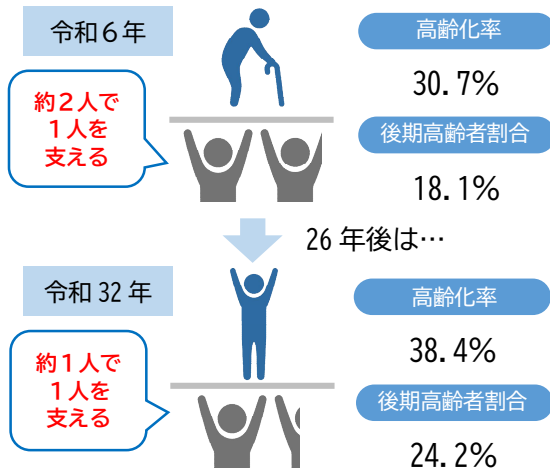
（資料：総務省「人口推計」令和6年10月1日時点）

富山県

33.2%

（資料：総務省「人口推計」令和6年10月1日時点）

令和6年は、「1.9人で1人の高齢者を支える」時代でしたが、26年後の令和32年には「1.3人で1人の高齢者を支える」時代がやってくるのが予測されています。

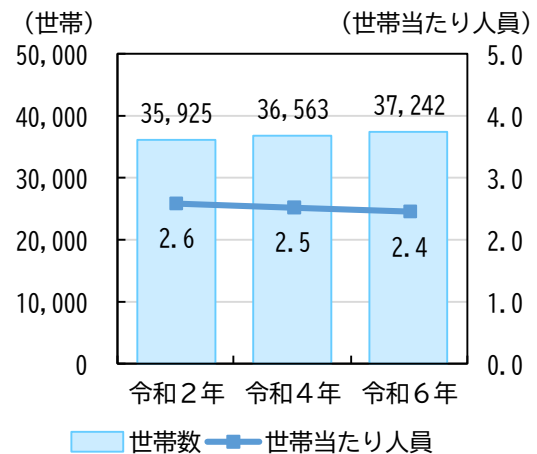


※1人の高齢者を支える人数は15～64歳人口を65歳以上人口で除して算出

資料：令和6年 住民基本台帳（令和6年9月30日時点）
令和32年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

世帯数は増加していますが、世帯規模は年々縮小しています。今後、世帯の単独化が一層進み、特に身寄りのない高齢単独世帯の急増が見込まれています。

■世帯数と世帯当たり人員の推移

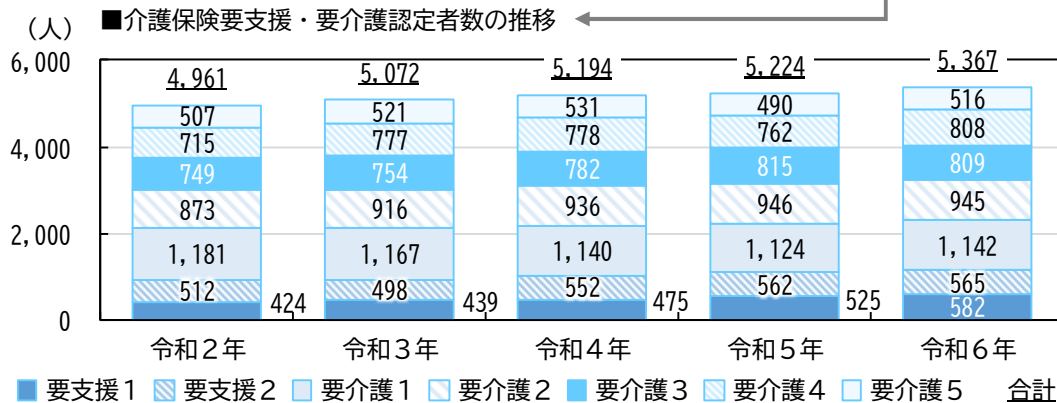


資料：住民基本台帳（各年9月30日時点）

(2) 高齢者の状況

高齢者のみで構成されている世帯が増加しています。

また、後期高齢者数の増加に伴い、介護保険要支援・要介護認定者数が増加しています。介護保険要支援・要介護認定の割合を経年でみると、令和2年から令和6年にかけて、要支援1・2、要介護1・2の割合は6割と、一定を保っています。

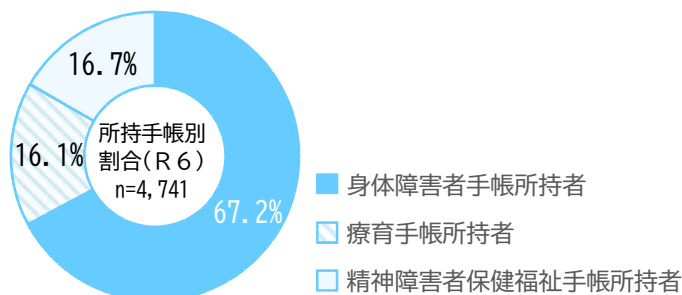


※高齢夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯数

資料：高齢単身世帯・高齢夫婦世帯 国勢調査
要支援・要介護認定者数 介護保険課（各年4月1日時点）

(3) 障がい者の状況

令和6年では、身体障害者手帳所持者の割合が最も高くなっています。令和2年以降、手帳所持者数全体は減少していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では増加しています。

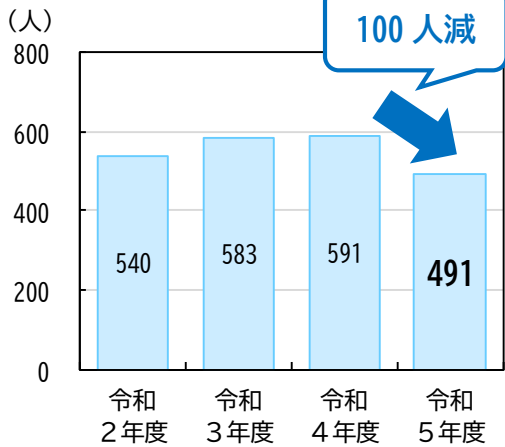


資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

(4) こどもの状況

出生数は令和4年度まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和5年度は前年度から100人減少しています。

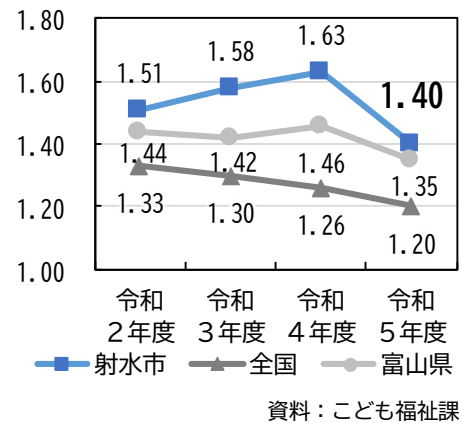
■出生数の推移



合計特殊出生率※は、令和5年度で大きく減少していますが、全国・富山県を上回っています。

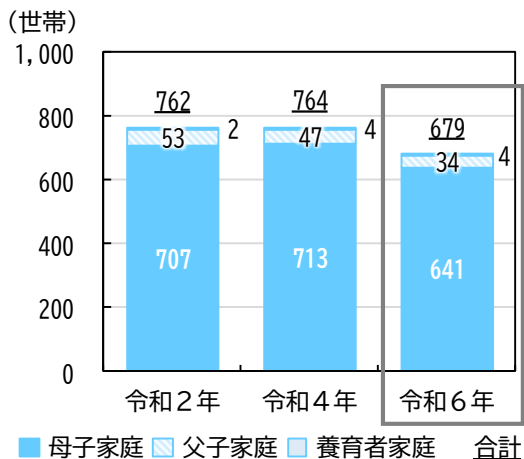
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性が一生の間に産むとされるこどもの数を示す指標です。

■合計特殊出生率の推移



本市では、ひとり親家庭の自立に向け、経済的負担の軽減を図る制度などによる支援を行っており、制度のひとつであるひとり親家庭等医療費助成における対象世帯の割合は、令和6年で母子家庭が84.4%、父子家庭が76.5%、養育者家庭が100%となっています。

■ひとり親家庭等医療費助成申請世帯数の推移



〈ひとり親家庭等医療費助成〉



対象世帯数（申請世帯数に占める割合）

母子家庭（令和6年）

541 世帯（84.4%）

父子家庭（令和6年）

26 世帯（76.5%）

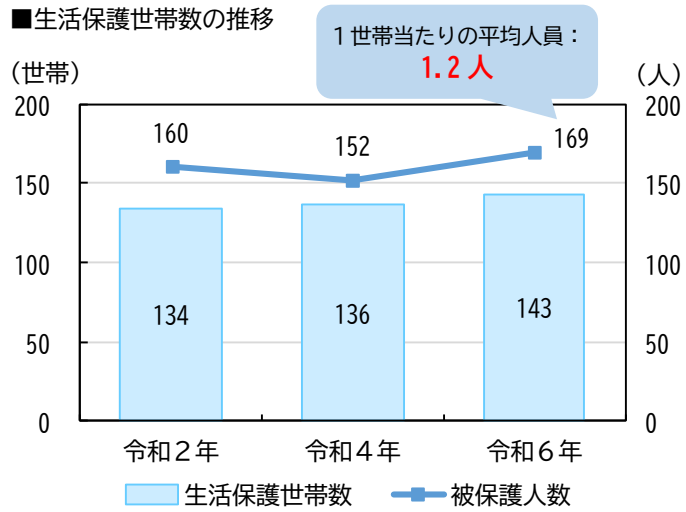
養育者家庭（令和6年）

4 世帯（100%）

資料：こども福祉課（各年3月31日時点）

(5) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は微増傾向となっています。被保護人数は令和6年に増加しています。なお、生活保護世帯の1世帯当たりの平均人員は1.2人と、大きな変化はありません。



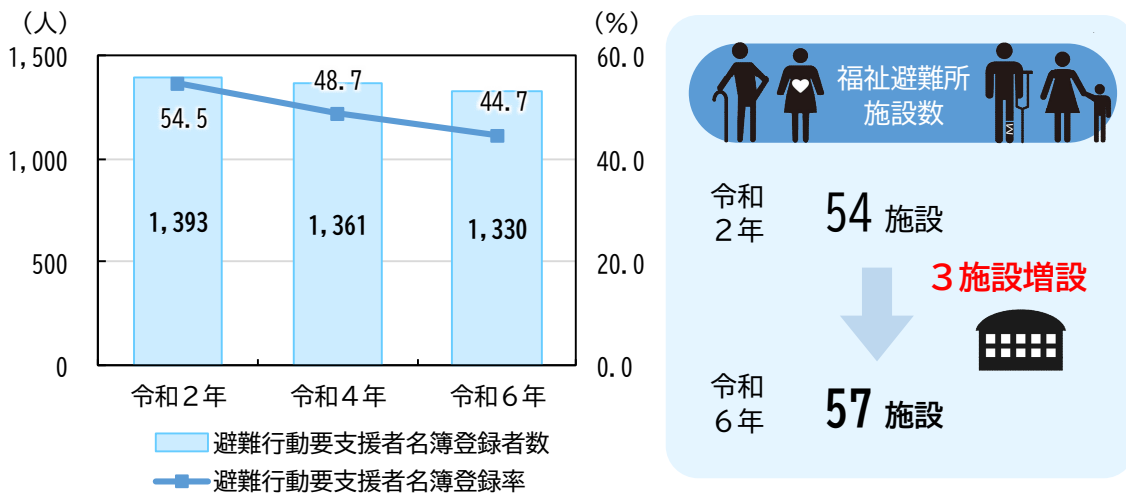
資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

(6) 避難行動要支援者の状況

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などが「避難行動要支援者」と定義され、自治体に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。しかしながら、本市の名簿登録者数・登録率はともに減少傾向となっています。

また、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者等に対して、特別の配慮がなされた避難所である福祉避難所数は、令和6年で57施設と増加しています。

■避難行動要支援者名簿登録者数・登録率の推移



資料：避難行動要支援者名簿登録者数・登録率：地域福祉課（各年4月1日時点）
福祉避難所施設数：地域福祉課（各年12月31日時点）

2 福祉に関する市民等の意識

(1) 調査の概要

①市民アンケート調査

市民の地域福祉に関する考え方や意見を把握し、本市の地域福祉を推進するための基礎資料とする目的でアンケート調査を実施しました。

■調査概要

| 区分 | 調査方法 | 調査期間 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------------|-------------------|-----------------|--------|------|-------|
| 18歳以上の一般市民 | 郵送配布・郵送回収またはWEB回答 | 令和7年3月27日～4月14日 | 2,000件 | 855件 | 42.8% |

②団体・福祉関係者調査

本市の地域福祉活動や支援に携わる団体・福祉関係者を対象に、地域福祉を取り巻く状況や課題、福祉施策への意見等を集めるため、シートを用いたヒアリング調査を実施しました。

■調査概要

| 区分 | 調査方法 | 調査期間 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|-------------------------|----------------|------|-----|-------|
| 団体・福祉関係者 | 郵送配布・郵送回収またはメール配布・WEB回答 | 令和7年4月18日～5月9日 | 175件 | 91件 | 52.0% |

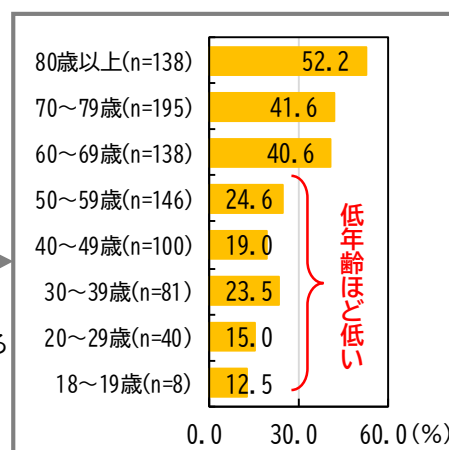
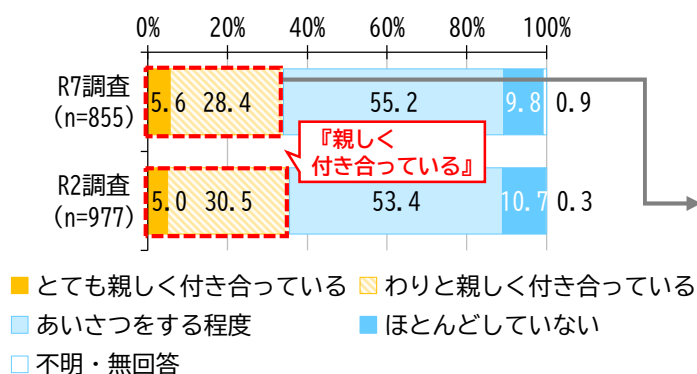
(2) 結果概要

※市民アンケート調査のR2調査は前回計画策定時（令和2年4月）に実施
 ※グラフ中の「n」とは、number of casesの略で、各設問の集計対象者総数

①近所付き合いについて

隣近所で『親しく付き合っている』住民の割合は減少しています。特に、低年齢ほど近所付き合いの希薄化がみられます。

■近所付き合いの程度（市民アンケート調査）

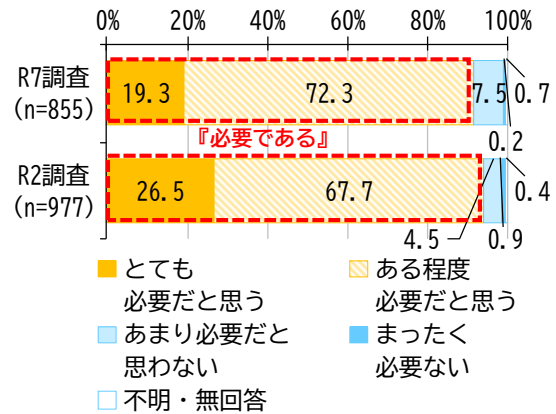


団体・福祉関係者は、地域福祉を推進する上で、住民同士が助け合える関係づくりを最も重視していますが、地域社会で起こる問題に対して住民相互で支え合い・助け合いが『必要である』と回答した住民は減少しています。

■地域福祉推進に当たり、地域住民に協力してほしいこと（上位5位）（団体・福祉関係者調査）

| 団体・福祉関係者（n=91） | | |
|----------------|------------------------------------|-------|
| 1 | 住民同士が困ったときに、助け合える関係をつくる | 82.4% |
| 2 | 地域で行われる行事に協力や参加をする | 53.8% |
| 3 | 地震・豪雨等の災害時に支援する | 38.5% |
| 4 | あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる | 27.5% |
| 5 | 自治会・町内会、児童クラブ、老人クラブ等の活動をもっと活発にしていく | 23.1% |

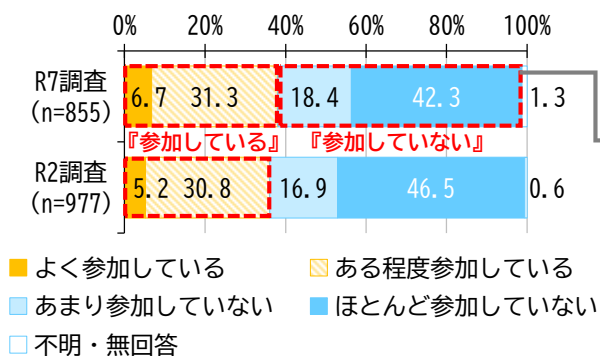
■住民相互の支え合い・助け合いの必要性（市民アンケート調査）



②地域活動やボランティア等について

地域活動やボランティアに『参加している』住民の割合は増加していますが、『参加していない』住民は半数以上となっており、その理由として「時間がない」が最も多く挙げられています。一方で、社会貢献意欲のある住民がいることが伺え、参加のためには、仲間の存在や情報の提供、本人自身の健康の維持などが求められています。

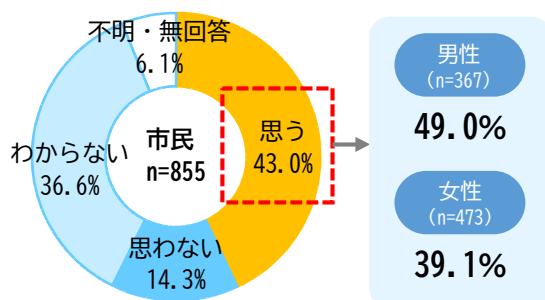
■地域活動やボランティアへの参加状況（市民アンケート調査）



■参加していない理由（上位5位）（市民アンケート調査）

| 市民（n=519） | | |
|-----------|---------------------|-------|
| 1 | 時間がない | 36.6% |
| 2 | きっかけがない | 28.9% |
| 3 | 健康に不安がある | 20.2% |
| 4 | 興味がない | 18.1% |
| 5 | 参加するために必要な情報が入手しにくい | 17.1% |

■地域活動やボランティアに参加して社会のために役立ちたいか（市民アンケート調査）



■地域活動やボランティアに参加してもらうために必要だと思うこと（上位5位）（市民アンケート調査）

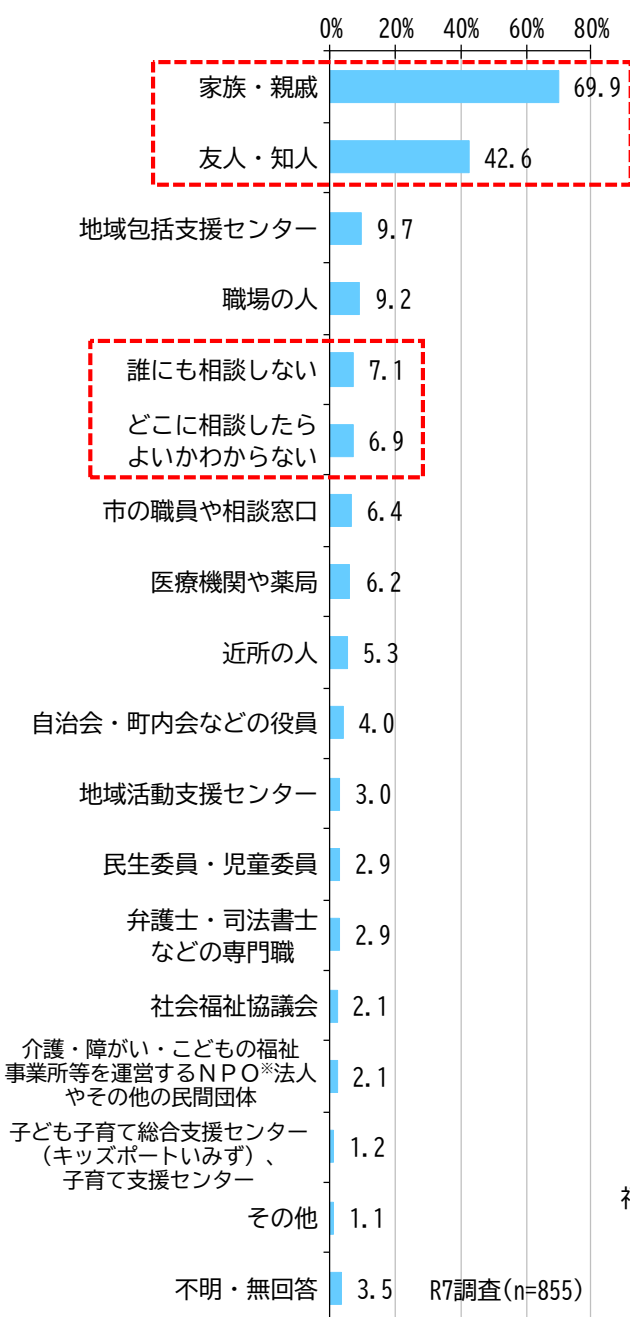
| 市民（n=855） | | |
|-----------|-----------|-------|
| 1 | 一緒に活動する仲間 | 39.8% |
| 2 | 活動に関する情報 | 39.5% |
| 3 | 本人自身の健康 | 36.3% |
| 4 | 活動のための時間 | 31.7% |
| 5 | 家族や職場の理解 | 24.8% |

③不安や悩みの相談について

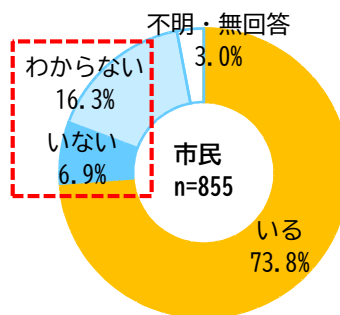
不安や悩みの相談先は、「家族・親戚」「友人・知人」などの身近な人で高くなっており、次いで「地域包括支援センター」や「職場の人」となっています。また、「誰にも相談しない」「どこに相談したらよいかわからない」と回答した住民も一定数おり、困った時に手助けをお願いできる人が「いない」「わからない」住民は2割を超えています。

「ふくし総合相談センターすてっぷ」の活動内容の認知度は5%未満にとどまっており、団体・福祉関係者からも地域の困りごとを何でも相談できる場・機関や、重層的支援体制整備の充実・改善が求められています。

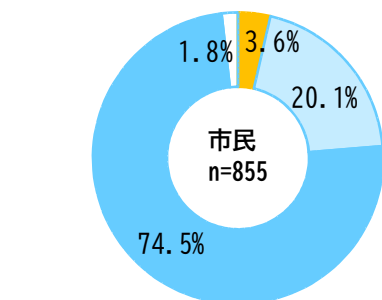
■不安や悩みの相談先（市民アンケート調査）



■困った時に手助けをお願いできる人の有無（市民アンケート調査）



■「ふくし総合相談センターすてっぷ」の認知度（市民アンケート調査）

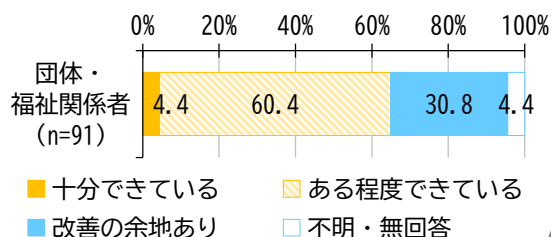


- 名前も活動内容も知っている
- 名前を聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない
- 名前も活動の内容もよく知らない
- 不明・無回答

「地域の困りごとを何でも相談できる場・機関が必要」

（団体・福祉関係者調査：自由回答）

■重層的支援体制整備事業の評価（団体・福祉関係者調査）



④生活の中での困りごとについて

生活の中での不安や悩みとして、**老後や健康問題、介護への心配が上位**に挙げられており、団体・福祉関係者調査においても、活動を通じて特に支援が必要だと思っ対象として上位に同様の問題が挙げられています。**老老介護、孤立世帯、身寄りなし問題**が、最近2～3年で近所や地域で見たり聞いたりされていることから、現時点で、**高齢化に関する問題は進行している**ことが伺えます。

また、生活の中での不安や悩みに加え、隣近所に求めたい手助けとして、それぞれ**災害が上位に挙げられています**。団体・福祉関係者調査においても、**今後必要だと感じる活動として住民同士の連携による防災体制**について挙げられており、**今後さらに高齢化が進んでいく中で、特に緊急時の支援が求められています**。

さらに、団体・福祉関係者調査においては、地域の困りごとや今後必要なこととして、本市で暮らす外国人との地域交流について挙げられています。今後も外国人住民の増加が見込まれる中で、**地域交流の促進が求められます**。

■生活の中での不安や悩み（上位5位） （市民アンケート調査）

| 市民（n=855） | |
|------------|-------|
| 1 自分や家族の老後 | 51.6% |
| 2 自分や家族の健康 | 51.2% |
| 3 経済的な問題 | 23.3% |
| 4 災害 | 22.7% |
| 5 介護 | 21.6% |

■隣近所に求めたい手助け（上位5位） （市民アンケート調査）

| 市民（n=855） | |
|-----------|-------|
| 1 災害時の手助け | 31.1% |
| 2 特にない | 29.9% |
| 3 見守りや声かけ | 24.1% |
| 4 雪かきの手伝い | 22.8% |
| 5 話し相手 | 13.6% |

「大規模災害に備えた防災体制の強化が必要」
「防災訓練を定期的を実施し、住民同士の連携を深め災害へ備える必要がある」
 （団体・福祉関係者調査：自由回答）

■最近2～3年で近所や地域で見たり聞いたりした世帯（「見たり聞いたりしたことはない」を除く上位5位）（市民アンケート調査）

| 市民（n=855） | |
|--|-------|
| 1 高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯（老老介護） | 18.4% |
| 2 近隣や地域と関わりをもたない世帯（孤立世帯） | 13.8% |
| 3 通勤や通学、通院、買い物等の日常的な移動・外出に困難を感じている世帯（移動困難者） | 9.7% |
| 4 自宅にひきこもっている人がいると思われる世帯（ひきこもり） | 9.0% |
| 5 身寄りがなく入院したとき等支援が必要などときに、頼れる親族等がない単身世帯（身寄りなし） | 5.4% |

■今後特に支援が必要だと思っ対象（上位5位） （団体・福祉関係者調査）

| 団体・福祉関係者（n=91） | |
|--------------------------|-------|
| 1 ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯 | 80.2% |
| 2 介護を要する人がいる世帯 | 40.7% |
| 3 認知症の人がいる世帯 | 36.3% |
| 4 子育てと親の介護を一人で同時に抱えている世帯 | 26.4% |
| ひきこもりや不登校のこどもがいる世帯 | 26.4% |
| 障がい児・者がいる世帯 | 26.4% |

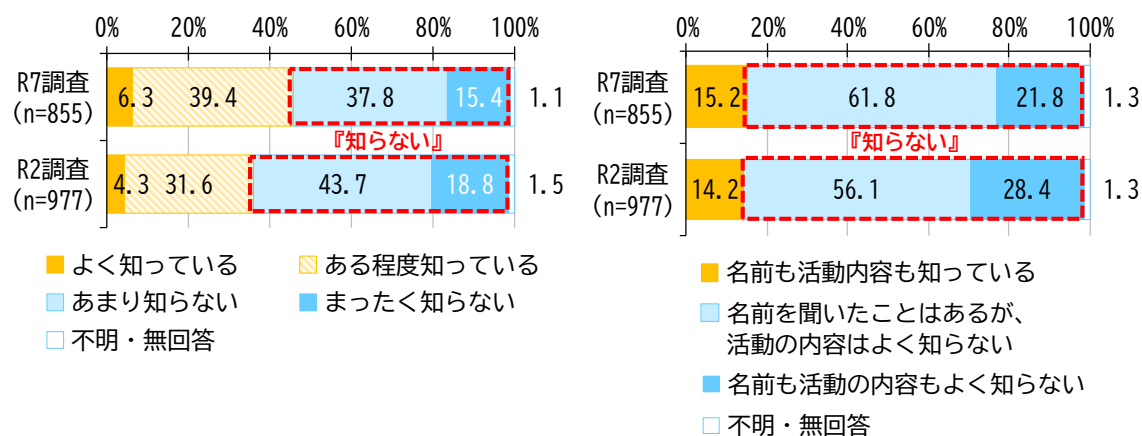
「外国人との交流があまりうまくいっていないため、対策が必要」
「外国出身の方の地域事業への参加促進が必要」
 （団体・福祉関係者調査：自由回答）

⑤地域福祉に関する意識の状況

民生委員・児童委員※、社会福祉協議会の認知度は、それぞれ上昇しており、各種活動の成果が出ていると考えられます。一方で、どちらも『知らない』と回答した住民が半数を超えており、さらなる周知・啓発が求められます。

■民生委員・児童委員の認知度（市民アンケート調査）

■社会福祉協議会の認知度（市民アンケート調査）



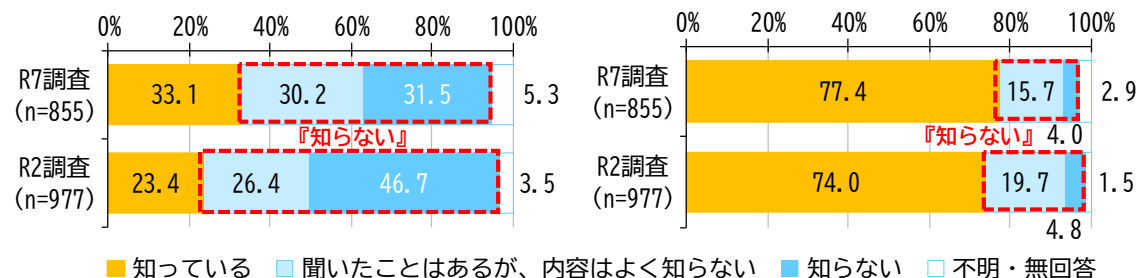
ダブルケア、ひきこもり、避難行動要支援者支援制度の認知度は、それぞれ上昇しており、各種活動の成果が出ていると考えられます。一方で、**ダブルケア、避難行動要支援者支援制度**においては、『知らない』と回答した住民の割合が半数を超えています。現時点での**ダブルケア**の経験者割合は10.2%ですが、今後、晩婚化・高齢化等に伴い増加することが見込まれます。

また、大規模な自然災害が増加しており、緊急時に支援が必要な住民への対応が求められます。それぞれの項目についてさらなる周知・啓発、対応が必要です。

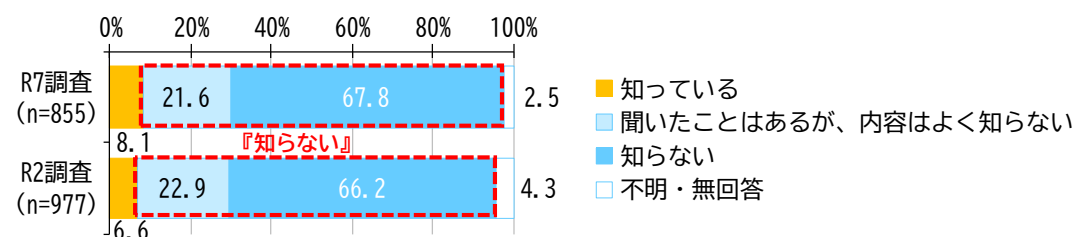
ダブルケアの経験者は、**10.2% (R7)**

■ダブルケアの認知度（市民アンケート調査）

■ひきこもりの認知度（市民アンケート調査）



■避難行動要支援者支援制度の認知度（市民アンケート調査）



⑥「いみず地域共生プラン」・地域福祉施策の推進について

「いみず地域共生プラン」について、多くの団体・福祉関係者から、プラン自体の周知・啓発の必要性に関する意見が挙げられています。

また、地域福祉の施策の推進や、団体・組織・事業所の今後の取組において、行政内や団体・事業所同士などの横断的な連携を必要とする意見が多く挙げられています。

■「いみず地域共生プラン」や地域福祉の施策についての意見（関連意見抜粋） （団体・福祉関係者調査）

| 団体・福祉関係者（n=91） |
|--|
| ◆いみず地域共生プランの周知・啓発について |
| いみず地域共生プランは市役所からの働きかけにより行動している活動であり、地域でも目的をしっかり持ち、考えて応援する必要があると思う。 |
| いみず地域共生プランや地域福祉の施策について、とても共感するが、実際の地域では横のつながりが弱く、現状ではこのプランが思うように生かされていないように思う。 |
| いみず地域共生プランや地域福祉の施策については、関係者しか知らない言葉であると思われる。広報いみずなどで周知しているかもしれないが、意識が低いので、もっと興味を持つような取組をしてほしい。 |
| 非常によく施策をされているが、市民への広報(周知)をわかりやすく行ってもらいたいと思う。 |
| いみず地域共生プランの内容を学校や地域で学び、意見交換のできる機会を増やし、深めていくことで、現在と将来の地域共生に少しでもつながっていくのではないかな。 |
| ◆行政を中心とした横断的な連携について |
| 縦割りで短い期間で成果を求める市役所内の職務・人事管理では人が変われば方針も変わるため、経緯認識・人との交わりを深め、福祉政策を行っていく必要がある。 |
| 行政や公的関係機関の横断的な連携がますます重要になってきているが、地域でも同様であり、各組織の連携を促す指導・育成が不可欠である。 |
| 生きづらさの範囲が昔より広がって、支援が必要であっても法律の規定から漏れるケースが増えると思われる。一番身近な行政を中心に、連携を取りながら進めることが大切だと思う。 |
| 団体同士の横のつながりを充実していく必要がある。 |

■今後、団体・組織・事業所として取り組みたいことや、必要だと感じる活動（関連意見抜粋） （団体・福祉関係者調査）

| 団体・福祉関係者（n=91） |
|--|
| ◆他団体・事業所等との連携について |
| 自治会、社協、老人クラブ等の団体の連携が希薄であり、より連携を深める必要がある。 |
| 年に1回の防災訓練を実施し、各種団体との協力関係を構築できると良い。 |
| 地域で困った人がいた場合に、関係団体とともに即応的かつ機動的に問題解決ができる体制づくりが必要。 |
| 近隣自治会と事業所の連携が密になるよう取り組んでいきたい。 |

3 計画に係る指標の中間評価

「いみず地域共生プラン」では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、成果指標を設定しています。中間見直し時点におけるそれぞれの達成度を3段階で判定しています。

■達成度の概要

◎…中間目標を達成している ○…中間目標は達成していないが策定時より改善している
 ×…策定時よりも悪化している

基本目標1 ともに支え合う人づくり

地域活動やボランティアの参加率は、中間目標には達していませんが、策定時と比較して増加しています。また、地域福祉活動の担い手養成数は年々増加し、中間目標を達成しています。一方で、地域活動への参加意識は低下、ボランティア登録者数は減少しており、特にボランティア登録者数は、令和2年度に中間目標値を達成したものの、その後新型コロナウイルス感染症の拡大で活動ができなかった時期もあり、減少に転じています。引き続き、地域福祉活動の担い手の育成・確保に向け、ボランティア参加への呼びかけや、福祉意識の醸成に向けて取り組んでいく必要があります。

■指標項目

| 指標名 | 策定時 (R1) | 中間評価 (R6) | | | 最終目標 (R12) |
|-------------------|-------------|-----------|--------|-----|---------------|
| | | 実績値 | 中間目標 | 達成度 | |
| ①地域活動やボランティアへの参加率 | 36.0% | 38.0% | 40.0% | ○ | 45.0% |
| ②地域活動への参加意識 | 46.0% | 43.0% | 50.0% | × | 55.0% |
| ③ボランティア登録者数 | 1,984人 | 1,559人 | 2,100人 | × | 2,200人 |
| ④地域福祉活動の担い手養成数 | 290人 | 493人 | 490人 | ◎ | 690人 |

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

地域共生社会の取組地域数（相談機能及び常設型の居場所を有する共生社会構築事業※に取り組む地域数）は増加し、中間目標を達成しています。また、市民後見人バンク※登録者数、福祉避難所施設数は、中間目標には達していませんが、策定時と比較して増加しています。一方で、ケアネットチーム数、避難行動要支援者登録率は、支援の受け入れに慎重な方も一定数おり、ともに数値が減少しています。すべての住民が安心して暮らせる地域を目指し、住民への制度周知及び積極的な協力を呼びかけていくことが重要です。

■指標項目

| 指標名 | 策定時 (R1) | 中間評価 (R6) | | | 最終目標 (R12) |
|---------------|-------------|-----------|---------|-----|---------------|
| | | 実績値 | 中間目標 | 達成度 | |
| ⑤地域共生社会の取組地域数 | 0 地域 | 2 地域 | 2 地域 | ◎ | 5 地域 |
| ⑥ケアネットチーム数 | 221 チーム | 218 チーム | 240 チーム | × | 260 チーム |
| ⑦市民後見人バンク登録者数 | 13 人 | 17 人 | 20 人 | ○ | 30 人 |
| ⑧避難行動要支援者登録率 | 54.5% | 44.6% | 61.5% | × | 67.5% |
| ⑨福祉避難所施設数 | 54 施設 | 57 施設 | 60 施設 | ○ | 70 施設 |

基本目標 3 自分らしく生活できる仕組みづくり

住民の更生支援への協力の意識は、策定時と比較して低下しています。犯罪をした人等の更生には地域の協力が不可欠であるため、現状を正しく理解してもらえよう、継続して周知・啓発に取り組んでいく必要があります。

■指標項目

| 指標名 | 策定時 (R1) | 中間評価 (R6) | | | 最終目標 (R12) |
|----------------------------|-------------|-----------|-------|-----|---------------|
| | | 実績値 | 中間目標 | 達成度 | |
| ⑩犯罪をした人の立ち直りへの意識「協力したい」の割合 | 17.6% | 15.3% | 20.0% | × | 25.0% |

第3章

計画の基本理念と基本目標



第3章では、この計画の大きな方向性や根幹となる考え方を示しています。

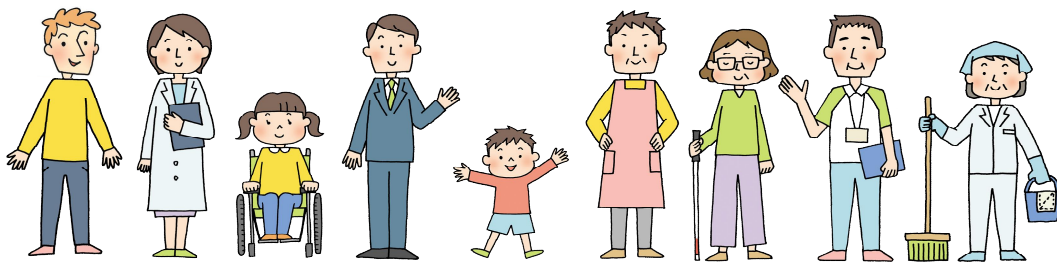
- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系
- 4 計画を進める上での視点

1 基本理念

地域福祉の推進においては、こども、若者、高齢者、障がい者、生活困窮者やひきこもりの人など、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、一人ひとりが尊重され、互いに支え、支えられる関係づくりの構築が必要です。

本計画では、引き続き「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」を基本理念とし、みんながつながり支え合うことで、様々な地域生活課題を抱えながらも、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく笑顔で暮らしていけるような「地域共生社会」の実現を目指します。

みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水



2 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 ともに支え合う人づくり



地域福祉推進の主役は市民です。

みんながつながり支え合う社会をつくるためには、一人ひとりが互いに思いやり、誰もが役割を持ち活躍できる地域を目指し、地域福祉活動に参加しようという意識の醸成が必要です。

地域福祉の推進を担う人材の掘り起こしや育成、次代を担うこともたちへの福祉教育の充実を図り、ともに支え合う“人づくり”を進めます。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり



地域の生活課題や住民ニーズに的確に対応していくには、地域住民や当事者の積極的な参画と協働が不可欠であり、受け皿となる地域の住民主体の支え合いの組織が必要です。

支え合いの組織を核とした地域支え合いネットワーク事業*を推進し、地域における交流を活性化していくほか、すべての人への権利侵害、虐待、暴力、差別、偏見を防ぐとともに、災害、犯罪、事故から守り、みんなが安心して暮らせる“地域づくり”を進めます。

基本目標3 自分らしく生活できる仕組みづくり



社会情勢の変化とともに、福祉等に関する相談内容も多様化・複雑化している中で、課題を抱える人たちを包括的に受け止める体制の整備が求められています。

断らない相談体制の整備や切れ目のない支援の実施、関連する機関との連携など、誰一人取り残さない支援体制を整備し、誰もが自分らしく生活できる“仕組みづくり”を進めます。

3 計画の体系

| 計画名 | 基本目標 | 施策の方向 | 施策 |
|-----------------|-----------------------|--|--|
| 地域福祉計画・地域福祉活動計画 | 1 人づくり ともに支え合う | 1 地域福祉活動の担い手の育成・確保 | ①地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援(P. 41) ②民生委員・児童委員活動の環境整備(P. 42) ③福祉教育の推進・福祉意識の醸成(P. 43) ④地域振興会*等自治組織との連携・協働(P. 44) ⑤ボランティア・NPO活動の推進(P. 44) |
| | | 2 福祉人材の育成 | ①人材の確保・育成・定着支援(P. 46) ②福祉の仕事の魅力発信(P. 47) |
| | 2 安心して暮らせる地域づくり | 1 住民主体の活動環境の整備 | ①地域支え合いネットワーク事業の推進(P. 51) ②ケアネット活動*の推進(P. 52) |
| | | 2 地域の交流の場や居場所の整備 | ①多様な居場所の充実(P. 54) ②地域での交流の促進(P. 54) |
| | | 3 権利擁護*の推進 | ①成年後見制度の利用促進(P. 55) ②虐待及びDV*防止対策の推進(P. 56) ③差別・偏見の解消(P. 57) |
| | | 4 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり | ①バリアフリー・ユニバーサルデザイン*の推進(P. 58) ②住民の移動手段の確保(P. 59) |
| | | 5 災害時の支援体制の整備 | ①避難行動要支援者支援制度の推進(P. 60) ②災害に備えた地域環境の整備(P. 61) |
| | 3 自分らしく生活できる仕組みづくり | 1 多様な課題に対応する支援体制の構築 | ①包括的な相談支援体制の整備(P. 66) ②生活困窮者の自立支援(P. 69) ③制度の狭間にいる人への支援(P. 70) ④更生支援の推進(P. 71) |
| | | 2 福祉分野以外との連携 | ①農業・商業と福祉の連携(P. 72) ②多様な主体の参画促進(P. 73) |
| | | 3 福祉サービス事業者への支援 | ①地域における公益的な取組の推進(P. 74) ②事業者の参入促進・育成支援(P. 75) ③市社会福祉協議会の機能強化(P. 76) |
| | | 4 いみず・みんなで・つながって (good) 事業の推進 【重層的支援体制整備事業実施計画】 | ①庁内の部局横断的な連携体制の整備(P. 78) ②重層的支援体制整備事業の推進(P. 79) |

| 計画名 | 基本目標 | 施策 |
|------------------------|---|---|
| 認知症施策 推進計画 | 安心して暮らせる 地域づくり 自分らしく生活できる 仕組みづくり | ①認知症に関する理解促進・本人発信支援(P. 89) ②認知症の人とその家族を支える取組の推進(P. 89) ③認知症予防の推進(P. 91) ④早期発見・早期対応を支える体制づくり(P. 91) |
| 成年後見制度 利用促進基本 計画 | 安心して暮らせる 地域づくり | ①成年後見制度の周知と利用しやすさの向上(P. 99) ②権利擁護支援の地域ネットワークの構築(P. 100) ③権利擁護支援への多様な主体の参加と地域づくり の推進(P. 101) |
| 再犯防止推進 計画 | 自分らしく生活できる 仕組みづくり | ①再び犯罪に手を染めさせない環境づくり(P. 107) ②犯罪をした者等の更生を支援する取組の推進 (P. 107) |

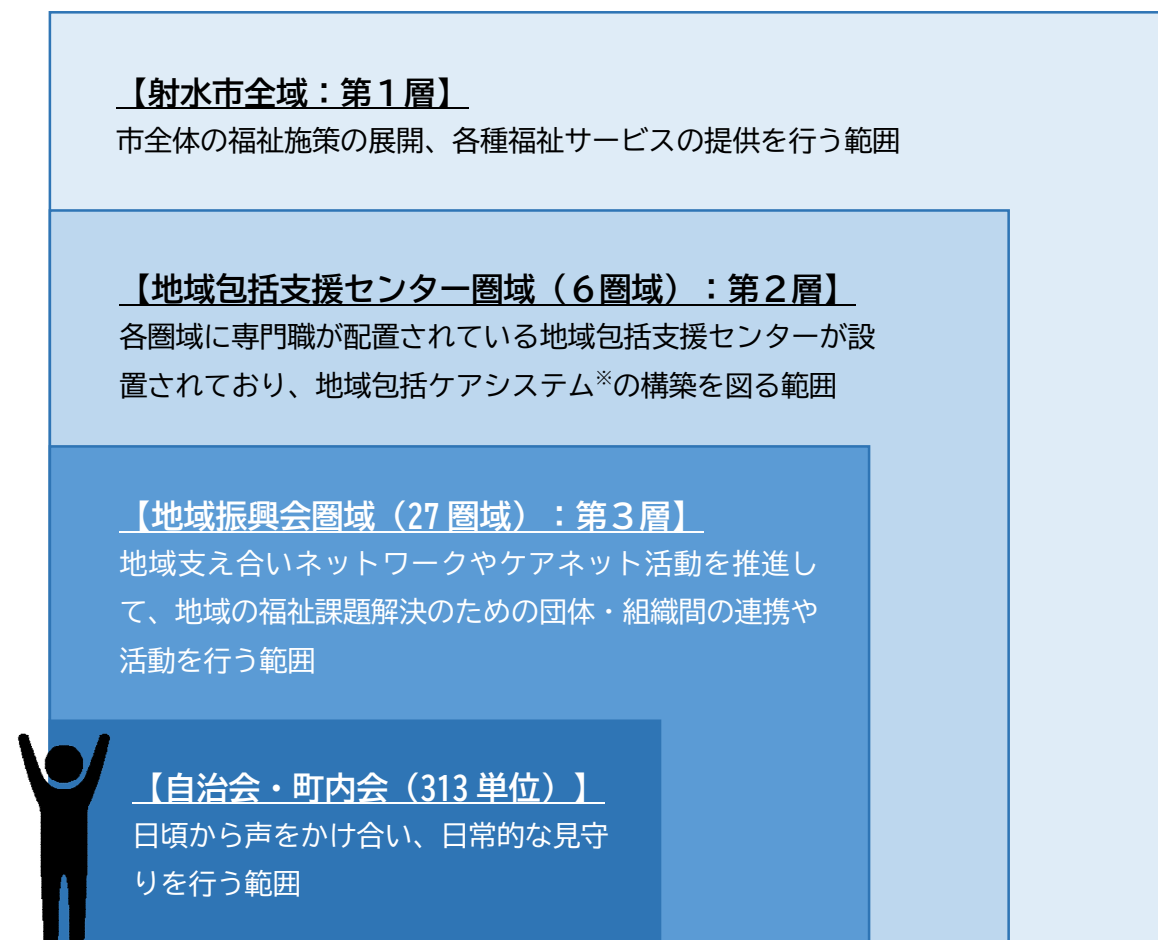
4 計画を進める上での視点

(1) 本計画における圏域の範囲

「地域」の範囲は、活動や役割、または個々人の捉え方等で異なります。また、高齢者、障がい、こどもの個別の福祉計画でも地域の範囲は異なっています。本市の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、基本目標の達成に向けた取組について、住民一人ひとりから、自治会・町内会、さらに、地域振興会や地域包括支援センター、市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割の共通認識を持って、重層的に進めていくことが大切です。

本計画では、地域福祉を推進する基礎となる「地域」として、射水市生活支援体制協議体[※]の「射水市全域：第1層」「地域包括支援センター圏域：第2層」「地域振興会圏域：第3層」と、住民にとって身近な「自治会・町内会」の4つの範囲に分けて仕組みづくりを進めます。

■「圏域」の概念図（令和7年4月1日時点）



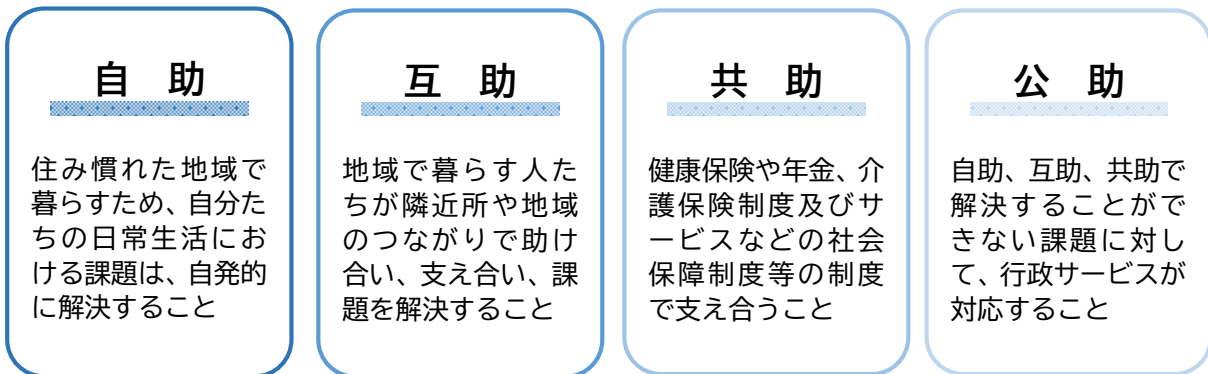
(2) 自助・互助・共助・公助の考え方

国の現在の社会保障制度の基本的な考え方として、①自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、②家族・近隣・地域など身近な人同士で支え合う「互助」、③生活上のリスクを相互に分散し合う「共助」がこれを補完し、その上で、④自助や互助、共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置づけることとされています。

「地域共生社会」の実現には、自助・互助・共助・公助をバランス良く組み合わせることが重要です。しかし、人口減少や少子高齢化等の影響を受け、共助を担ってきた社会保険や公助を担ってきた公的福祉の負担が大きくなっています。

将来にわたり、本市における効果的な社会保障制度を維持するため、自助・互助・共助・公助全体のより適切な在り方を検討しながら、本計画を推進します。

■自助・互助・共助・公助の考え方



地域住民の主体的な活動で対応できるもの

行政施策として行うべきもの

地域住民と行政の相互協力
(協働) が必要な領域

第4章

地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

.....

第4章では、第3章の施策の体系に基づき、地域共生社会実現に向けた市民や市、市社会福祉協議会の取組を説明します。

- 基本目標1 ともに支え合う人づくり
- 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり
- 基本目標3 自分らしく生活できる仕組みづくり



【第4章のページの見方】

基本目標1 ともに支え合う人づくり

(1) 射水市の状況と目指すまちな姿

■住民の声からみる地域福祉ストーリー

【実際の住民の声】

- ・高齢者が多くなり、地域住民が活動参加できることがほとんどなくなってきている。(祭り、運動会、町内の活動)
- ・地域の伝統的行事への参画意識の醸成、獅子舞や祭礼への参画の呼びかけが必要

地域行事が途絶えてしまうことが不安…

町内会の活動や祭りを楽しみにしてきたAさんは、地域の人手が少なくなっていることを心配しています。

私の住む地域では、祭りや運動会、町内の活動に参加する人が年々減ってきています。若い人も高齢者も忙しく、準備や運営を担う人が少なくなり、これまで続けてきた行事が途絶えそうです。

地域の活力を維持するためにも、これからは、新しい担い手を育て、みんなで協力して活動できる仕組みが必要だと思います。こどもから高齢者まで、地域の力をつなげていくことで、これまでの行事や交流を次の世代に残していきたいです。



住民の声からみる地域福祉ストーリー

市民アンケート調査の自由回答等における住民の経験談をもとに、基本目標ごとに本市で想定される困りごとなどについてのケースを掲載しています。

統計やアンケート等からみる状況

統計や市民アンケート調査、団体・福祉関係者調査等からみる本市の現状・課題を掲載しています。

■統計やアンケート等からみる状況

- 現在、少子高齢化が進行しており、担い手となる年少人口や生産年齢人口は今後も減少していくことが見込まれます。
- 団体・福祉関係者調査では、地域福祉を推進する上で、住民同士が助け合える関係づくりを最も重視していますが、市民アンケート調査では、地域社会で起こる問題に対して住民相互の助け合い・支え合いが『必要である』と回答した住民の割合が令和2年調査と比較して減少しています。
- 市民アンケート調査では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の認知度は令和2年調査と比較して上昇していますが、一方でどちらも『知らない』と回答した住民が半数を超えています。団体・福祉関係者調査では、本計画の存在や内容の周知・啓発が必要である、という声が多く挙げられています。

このような状況の改善に向けて…

基本目標1に取り組み、こんなまちを目指します！

“お互いさま”の気持ちで、誰もが地域で支え合う心を育んでいる

「地域共生社会」の実現に向けて大切なのは、「支える人」と「支えられる人」に分かれるのではなく、誰もが「支え合い、支えられる側」となることです。多様な人が暮らす本市では、住民一人ひとりが状況や個性を尊重し、“お互いさま”の気持ちで、地域全体に支え合う心が育まれているまちを目指します。

まちな姿

それぞれの基本目標を達成することにより、本市が目指す姿を設定しています。

指標

施策の進捗度を客観的に確認できるよう、基本目標ごとに指標を設定しています。

基本目標1に係る指標

| 指標名 | 策定時 (R1) | 現状値 (R6) | 最終目標 (R12) |
|------------------|-------------|-------------|---------------|
| 地域活動やボランティアへの参加率 | 36.0% | 38.0% | 45.0% |
| 地域活動への参加意識 | 46.0% | 43.0% | 55.0% |
| ボランティア登録者数 | 1,984人 | 1,559人 | 2,200人 |
| 地域福祉活動の担い手養成数 | 290人 | 493人 | 690人 |

具体的な取組は次のページから！

(2) 施策の展開

施策の方向 1 地域福祉活動の担い手の育成・確保

地域を支えていくためには、市民一人ひとりの「地域共生」に向けた「支え合い」に対する福祉意識を醸成し、周囲とのつながりを持つことや地域活動に参加することが必要不可欠です。こどもの頃から福祉教育を推進し、互いに思いやり、認め合う心を育むとともに、地域福祉活動への興味・関心を高めることや参加を阻害する要因を軽減するなど、活動参加を促進し、地域福祉活動の担い手の確保・育成につなげていくことが重要です。

また、市民アンケート調査では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の認知度は上昇していますが、どちらも知らない住民がいまだ半数を超えています。団体・福祉関係者調査では、本計画の存在や内容の周知・啓発が求められており、地域福祉を支える様々な活動や団体・機関、取組等を住民に効果的に周知するとともに、さらなる活動支援を進める必要があります。

— 市民が取り組むこと —

- 自分が暮らしている地域の諸問題に関心を持ち、自分ができることで協力しましょう。
- コミュニティセンターなど地域の拠点を活用して、交流の機会となる集いや行事を行いましょう。
- 積極的にボランティア活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- 身近な人にボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
- 福祉に関する勉強会や講演会などに積極的に参加しましょう。
- 家族や友達など、身近な人と福祉について話し合いましょう。



施策の方向

施策の方向を設定した背景や、関連する本市の現状を掲載しています。

市民が取り組むこと

施策の方向ごとに、本市の住民に取り組んでほしいことを掲載しています。

施策

本市の状況を受けて、具体的に取り組むことを、「市が取り組むこと」「市社会福祉協議会が取り組むこと」「市・市社会福祉協議会が取り組むこと」に区分し、掲載しています。

施策① 地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------|--|
| 活動の拠点に関する支援 | 地域福祉活動を行う際の話し合いや活動の拠点になるよう公共施設の利用を促進するとともに、活動に携わる人のニーズを把握し、改善に努めます。 |
| 情報の発信・共有 | 広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなど、多様な媒体を活用し、福祉情報を市民がいつでも入手できるよう、情報提供手段の充実を努めます。 ボランティア団体やNPOの活動紹介等を行い、活動への参加を促します。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|---|
| 地区社会福祉協議会への支援 | 地区社会福祉協議会が取り組む、ケアネット活動やいのちのバトン [※] 等の地域福祉活動の推進を図ります。 |
| | 市社会福祉協議会の広報誌「福祉いみず」やパンフレット等を効果的に活用し、地区社会福祉協議会の認知度の向上及び活動の活性化を図ります。 |
| | 地区社会福祉協議会の運営や活動状況を把握し、解決に向けて協働で取り組みます。 |
| 地域福祉活動への参加支援 | ボランティア活動の多様なニーズの把握に努めます。 ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを依頼したい人の相談・調整を行い、地域福祉活動への参加を支援します。 |
| | 市民一人ひとりが地域において役割や生きがいを持って活躍できるよう、様々な機会を創出し、地域福祉人材の育成・支援に取り組みます。 |
| 情報の発信・共有 | 広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、ボランティア活動をはじめ地域福祉活動に関する情報発信及び参加支援に取り組みます。 地域振興会や自治会・町内会、地区社会福祉協議会等の地域の多様な組織が、地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、連携の強化を図ります。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-----------------------|---|
| 学習機会の提供 | 地域住民を対象に地域福祉活動への参加意識を醸成する講演会のほか、知識や技術の習得を図る研修会、講習会を行うなど、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。 |

基本目標1 とともに支え合う人づくり

(1) 射水市の状況と目指すまちの姿

■住民の声からみる地域福祉ストーリー

【実際の住民の声】

- ・高齢者が多くなり、地域住民が活動参加できることがほとんどなくなってきている。(祭り、運動会、町内の活動)
- ・地域の伝統的行事への参画意識の醸成、獅子舞や祭礼への参画の呼びかけが必要

地域行事が途絶えてしまうことが不安…

町内会の活動や祭りを楽しみにしてきたAさんは、地域の人手が少なくなっていることを心配しています。

私の住む地域では、祭りや運動会、町内の活動に参加する人が年々減ってきています。若い人も高齢者も忙しく、準備や運営を担う人が少なくなり、これまで続けてきた行事が途絶えそうです。

地域の活力を維持するためにも、これからは、新しい担い手を育て、みんなで協力して活動できる仕組みが必要だと思います。こどもから高齢者まで、地域の力をつなげていくことで、これまでの行事や交流を次の世代へ残していきたいです。



【実際の住民の声】

- ・高齢になっても働いている方が多いので、ボランティア活動に参加できる人が減っている。民生委員等のなり手が無い。

地域活動の担い手を増やすには…

ボランティア活動をしているBさんは、新しい担い手が増えず、活動に負担を感じています。

私は地域の活動に関わり続けていますが、最近は新しい担い手がほとんど入ってきません。これまでやってきた行事を続けていきたいのですが、手伝ってくれる人が少なくて大変です。

みんな忙しく働いていることも理解していますが、今のメンバーだけで活動するには限界があり、これから先どうしていけばよいのか、悩んでいます。



■統計やアンケート等からみる状況

- 現在、少子高齢化が進行しており、担い手となる年少人口や生産年齢人口は今後も減少していくことが見込まれます。
- 団体・福祉関係者調査では、地域福祉を推進する上で、住民同士が助け合える関係づくりを最も重視していますが、市民アンケート調査では、地域社会で起こる問題に対して住民相互の助け合い・支え合いが『必要である』と回答した住民の割合が令和2年調査と比較して減少しています。
- 市民アンケート調査では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の認知度は令和2年調査と比較して上昇していますが、一方でどちらも『知らない』と回答した住民が半数を超えています。団体・福祉関係者調査では、「本計画の存在や内容の周知・啓発が必要である」という声が多く挙げられています。

このような状況の改善に向けて…

基本目標1に取り組み、こんなまちを目指します！

“お互いさま”の気持ちで、誰もが地域で支え合う心を育てている

「地域共生社会」の実現に向けて大切なのは、「支える人」と「支えられる人」に分かれるのではなく、誰もが「支え合い、支えられる側」となることです。多様な人が暮らす本市では、住民一人ひとりが状況や個性を尊重し、“お互いさま”の気持ちで、地域全体に支え合う心が育まれているまちを目指します。

基本目標1に係る指標

| 指標名 | 策定時 (R1) | 現状値 (R6) | 最終目標 (R12) |
|------------------|-------------|-------------|---------------|
| 地域活動やボランティアへの参加率 | 36.0% | 38.0% | 45.0% |
| 地域活動への参加意識 | 46.0% | 43.0% | 55.0% |
| ボランティア登録者数 | 1,984人 | 1,559人 | 2,200人 |
| 地域福祉活動の担い手養成数 | 290人 | 493人 | 690人 |



具体的な取組は次のページから！

(2) 施策の展開

施策の方向 1 地域福祉活動の担い手の育成・確保

支え合う地域をつくるためには、市民一人ひとりの「地域共生」に向けた支え合いに対する福祉意識を醸成し、周囲とのつながりを持つことや地域活動に参加することが必要不可欠です。また、こどもの頃からの福祉教育を推進し、互いに思いやり、認め合う心を育むとともに、地域福祉活動への興味・関心を高めることや参加を阻害する要因を軽減するなど、活動参加を促進し、地域福祉活動の担い手の確保・育成につなげていくことが重要です。

さらに、市民アンケート調査では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の認知度は上昇していますが、どちらも知らない住民がまだ半数を超えています。団体・福祉関係者調査では、本計画の存在や内容の周知・啓発が求められており、地域福祉を支える様々な活動や団体・機関、取組等を住民に効果的に周知するとともに、さらなる活動支援を進める必要があります。

— 市民が取り組むこと —

- 自分が暮らしている地域の諸問題に関心を持ち、自分ができるところで協力しましょう。
- コミュニティセンターなど地域の拠点を活用して、交流の機会となる集いや行事を行いましょう。
- 積極的にボランティア活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- 身近な人にボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
- 福祉に関する勉強会や講演会などに積極的に参加しましょう。
- 家族や友達など、身近な人と福祉について話し合しましょう。



施策① 地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------|---|
| 活動の拠点に関する支援 | 地域福祉活動を行う際の話し合いや活動の拠点になるよう公共施設の利用を促進するとともに、活動に携わる人のニーズを把握し、改善に努めます。 |
| 情報の発信・共有 | 広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS など、多様な媒体を活用し、福祉情報を市民がいつでも入手できるよう、情報提供手段の充実に努めます。 |
| | ボランティア団体やNPOの活動紹介等を行い、活動への参加を促します。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|---|
| 地区社会福祉協議会※への支援 | 地区社会福祉協議会が取り組む、ケアネット活動やいのちのバトン※等の地域福祉活動の推進を図ります。 |
| | 市社会福祉協議会の広報誌「福祉いみず」やパンフレット等を効果的に活用し、地区社会福祉協議会の認知度の向上及び活動の活性化を図ります。 |
| | 地区社会福祉協議会の運営や活動状況を把握し、解決に向けて協働で取り組みます。 |
| 地域福祉活動への参加支援 | ボランティア活動の多様なニーズの把握に努めます。 |
| | ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを依頼したい人の相談・調整を行い、地域福祉活動への参加を支援します。 |
| | 市民一人ひとりが地域において役割や生きがいを持って活躍できるよう、様々な機会を創出し、地域福祉人材の育成・支援に取り組みます。 |
| 情報の発信・共有 | 広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、ボランティア活動をはじめ地域福祉活動に関する情報発信及び参加支援に取り組みます。 |
| | 地域振興会や自治会・町内会、地区社会福祉協議会等の地域の多様な組織が、地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、連携の強化を図ります。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-----------------------|---|
| 学習機会の提供 | 地域住民を対象に地域福祉活動への参加意識を醸成する講演会のほか、知識や技術の習得を図る研修会、講習会を行うなど、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。 |

施策② 民生委員・児童委員活動の環境整備

| — 市が取り組むこと — | |
|-------------------------|---|
| 民生委員・児童委員活動の支援 | 結ネット*等を活用し、民生委員・児童委員活動と連携して活動する高齢福祉推進員*などの地域福祉の担い手の確保・育成を、支援します。 |
| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
| 民生委員・児童委員活動の質の向上 | 地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。 市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、民生委員・児童委員活動をサポートし、理事会の定期開催や研修会・交流会を実施します。 |
| 民生委員・児童委員活動のためのネットワーク強化 | 民生委員・児童委員活動が円滑に推進されるよう、保健、医療、福祉、教育関係者やふくしサポーター*、高齢福祉推進員等の地域の福祉人材とのネットワークの強化を図ります。 |
| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
| 民生委員・児童委員活動の充実 | 民生委員・児童委員に対する研修の充実・強化を図るとともに、委員活動の基盤となる単位民生委員児童委員協議会の活動の充実と関係機関との連携に努めます。 |

施策③ 福祉教育の推進・福祉意識の醸成

| — 市が取り組むこと — | |
|-----------------------|--|
| 人権・福祉教育の推進 | 小・中学校で「いじめをなくす射水市民五か条 [※] 」や「射水市子ども条例 [※] 」を周知するなど、道徳や集会の時間を通して、人権・福祉教育を推進します。 |
| | 総合的な学習の時間の活用をはじめ、ボランティア活動などの体験学習を展開します。 |
| 支え合う意識の醸成 | 生活課題を抱えた人の相談や支援は「専門職に任せればよい」「公の責任」という意識ではなく、誰もが生活課題を抱える人を気にかかけ、寄り添い、ともに生活していくため互いに支え合う役割を担っているという意識の醸成に努めます。 |
| 福祉に関するイベント・講演会・講座等の開催 | 市民の福祉意識の醸成のため、イベント・講演会・講座等を開催します。 |
| 交流事業の推進 | 保育園等の幼児や小・中学生が、高齢者施設や障がい者施設を訪問する、小学校等に高齢者を招くなど、高齢者・障がい者とこどもの交流機会の拡充を図ります。 |
| | 高齢者施設や障がい者施設等において、地域住民と入所している人との交流が図られるよう、施設のイベント等のふれあいの場づくりを支援します。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 福祉・人権教育の推進 | 児童・生徒・学生等をはじめとする地域住民への様々な福祉教育の機会を通じて、福祉をより身近に感じてもらえるよう、周知や啓発に努め、福祉人材の育成・福祉に対する理解促進につなげていきます。 |
| | 教育機関と連携した「心のバリアフリー」を推進し、次世代の地域福祉を担う人材の育成に努めます。 |
| 寄附文化の醸成 | 地域住民等が主体的に地域の困りごとを解決するための多様な活動の財源として、公的財源のみではなく、民間資金や社会資源の活用を推進します。 |
| | 赤い羽根共同募金 [※] 運動の運動などを推進し、寄附文化の醸成を図ります。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-----------------------------------|--|
| 「いみず地域共生プラン」の周知・啓発 【新規】 | 多様な機会を活用しながら住民への周知・啓発を行い、地域全体で地域福祉を推進する気運の醸成を図ります。 |

施策④ 地域振興会等自治組織との連携・協働

| — 市が取り組むこと — | |
|---------------|---|
| 地域振興会との連携強化 | 地域福祉の担い手の確保・育成、地域の身近な課題の解決、より良いまちづくりのため、協働のパートナーである地域振興会との連携強化を図ります。 地域振興会が行う地域福祉の課題解決について、柔軟に対応します。 |
| 地域との協働の仕組みづくり | 地域主体で地域福祉活動やまちづくりを推進する仕組みについて検討していきます。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|---|
| 地域の担い手との連携体制の構築 | 地域共生社会の実現を目指し、まちづくりの推進役である地域振興会や自治会・町内会と、地域福祉の推進役である地区社会福祉協議会の相互理解を深め、連携体制の構築を図ります。 |

施策⑤ ボランティア・NPO活動の推進

| — 市が取り組むこと — | |
|----------------------|--|
| ボランティア・NPOとの連携・協働の推進 | 市民参加による社会づくりを推進するため、ボランティア団体やNPOとのさらなる連携や協働体制の強化を図ります。 |
| ボランティア活動推進体制の整備 | ボランティア活動に関する普及啓発、人材の育成、情報の提供など、地域住民がいつでも気軽にボランティア活動を始められる体制の整備に努めます。 |
| NPOへの支援 | NPO設立のための経費補助や情報提供などの活動支援を行います。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|----------------------|--|
| ボランティア・NPOとの連携・協働の推進 | ボランティアとNPOとの協働により、地域福祉活動の積極的展開を推進します。 |
| ボランティア活動推進体制の整備 | 多様なボランティアニーズに対応するため、ボランティアセンターの運営体制を充実し、ボランティアの養成やコーディネート機能の強化を図ります。 ボランティア活動に取り組む個人や団体に対し、ボランティアセンター登録を促進し、活動を支援します。 |
| NPOへの支援 | NPOとボランティアが協働して取り組む地域に根差した活動を支援します。 |

コラム

ボランティアセンター

市社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されており、ボランティア活動を推進するために、次のような事業を行っています。

相談・支援

- ・ボランティア活動をしたい人、必要とする人の相談
- ・活動中のトラブル・悩みの相談
- ・ボランティアの育成・支援

把握・登録

- ・ボランティア活動を行うグループ等の把握及び登録
- ・ボランティア活動に関するニーズの把握

広報・情報提供

- ・ボランティア活動に関する情報の収集と提供

啓発・普及

- ・市内ボランティア推進校の指定と福祉教育の推進

養成・研修

- ・ボランティア活動に関する講座や研修会の開催

活動基盤の整備

- ・助成制度の紹介
- ・活動中の事故に備えてのボランティア保険の加入促進



地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進には、人材の確保と育成、定着支援が欠かせません。

現在、全国的に少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中、介護現場を中心に福祉人材の確保が大きな課題となっています。

本市では、保健師、看護師、理学療法士[※]、作業療法士、社会福祉士[※]、精神保健福祉士[※]、栄養士、保育士、介護支援専門員[※]、相談支援専門員[※]、介護職員等の専門職員が活躍しており、それぞれの専門性を生かし、市民の多様なニーズに対応できるよう、資質や技術の向上に努めています。

専門職員は、各施設等でのサービス提供にとどまらず、地域住民からの介護や子育て等に関する相談に応じる、助言・指導を行うなど、地域福祉の推進を支援していく役割を担うことも期待されていることから、本市においても、より質の高い人材の養成・確保に向けた取組が一層求められます。

施策① 人材の確保・育成・定着支援

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------------|--|
| 専門職員の育成・充実 | <p>多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、専門職員の育成・充実に努めます。</p> <p>地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担えるよう、保健・医療・福祉関係専門職員の研修への参加を促進します。</p> |
| 保健・医療・福祉分野の専門職員の連携 | <p>専門職員が有する専門性を生かした複数のサービスを総合的に調整するケアマネジメント能力のさらなる向上を目指し、会議や研修会を行い、職員間の連携強化を図ります。</p> |
| 職場環境の整備 | <p>社会福祉施設等において、優秀な人材の確保と定着を図るため、社会福祉事業従事者の雇用環境の向上に向けた支援を推進します。</p> <p>富山県で実施される「Digi-PoC TOYAMA」実証実験プロジェクト[※]に参加し、「介護サービスの担い手確保と負担軽減」をテーマに実証実験を行うなど、介護現場における課題解決に向けた調査・研究に取り組みます。</p> |
| 福祉職を目指す人への支援 | <p>ハローワークや市内の福祉関係の事業所と連携し、企業説明会の開催など、福祉職を目指す人と職場のマッチングを進めます。</p> <p>福祉の仕事をより身近に感じてもらえるよう、小・中学校における福祉教育の場や生涯学習の場など、様々な機会を通じて情報提供や啓発に努め、福祉人材の確保につなげていきます。</p> <p>保育士や介護福祉士を目指す学生に奨学金を貸与します。</p> |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|---|
| 関係団体・大学等教育機関との連携・協働 | 関係団体や大学等教育機関との連携・協働の機会を充実し、福祉人材の発掘・養成に努めます。 |

施策② 福祉の仕事の魅力発信

| — 市が取り組むこと — | |
|------------------------------|---|
| 成功事例の情報発信 | 全国には新たな事業に参入したり、地域共生社会の理念を実践したりするなど、先駆的経営を展開することでイメージアップに成功し、人材が集まっている社会福祉法人等があることから、こうした成功事例の情報を発信することで、福祉の仕事の魅力をアピールしていきます。 |
| 福祉の仕事に関する学習機会の提供 【新規】 | 職場訪問ツアーを実施し、福祉の仕事の魅力発信に努めます。 |

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

(1) 射水市の状況と目指すまちの姿

■住民の声からみる地域福祉ストーリー

【実際の住民の声】

- ・地域によって、高齢者が多く、住民が少なくなっている。ひとり暮らし高齢者や空き家も多くなり、以前のような「隣近所の人達との交流」が難しくなっている。
- ・今は昔のような近所付き合いがない。互いに声をかけ合うようになれば良いと思う。
- ・高齢者が気軽に集まれる場所が必要だと思う。

つながりが薄れる地域で感じる不安…

地域で長く暮らしてきたCさんは、近所の人たちとの交流が少なくなってきたことに寂しさや不安を感じています。

私の住む地域では、高齢者が多く、ひとり暮らしや空き家も増えてきました。以前のように、隣近所の人たちとの交流が難しくなり、どうすればよいのかわからない日々です。

地域の人が協力し合って、子どもや高齢者を支えていける仕組みや、声をあげられない人も見逃さないような工夫やつながりが必要だと感じています。



【実際の住民の声】

- ・市内を走るバスは、高齢者や病院通いの人にとって停留所が遠いので、そこまで歩いていくのが大変。
- ・高齢化が進み、運転免許証の自主返納をする人が増えている。病院や買い物などに行けないと言っている声をよく耳にする。

運転免許証を返納した後の移動手段が心配…

この春、長年乗ってきた車の免許証を返納したDさんは、今後の移動手段に不安を抱えています。

ずっと車に頼ってきたので、免許証を返した今、買い物や病院など日常の移動にとっても困っています。歩くのも体力的に大変で、行ける場所が一気に限られてしまいました。

地域には公共交通がほとんどなく、出かけるには誰かにお願いするしかありません。これから先、外に出る機会が減ってしまうのではと不安です。車に頼らず移動できる仕組みがあれば、もっと安心して暮らしていけると思います。



■統計やアンケート等からみる状況

- 市民アンケート調査では、近所の人との付き合いの程度について、隣近所で『親しく付き合っている』住民の割合が減少しており、特に、低年齢ほど近所付き合いの希薄化が進行している傾向があります。
- 市民アンケート調査では、地域活動やボランティアに『参加している』住民の割合は増加していますが、一方で『参加していない』住民が半数以上となっています。
- 市民アンケート調査では、生活の中での不安や悩みとして「災害」が、隣近所に求めたい手助けとして「災害時の手助け」が上位に挙げられています。団体・福祉関係者調査においても、今後必要だと感じる活動として、住民同士の連携による防災体制が挙げられています。
- 市民アンケート調査では、避難行動要支援者支援制度の認知度が令和2年調査と比較して増加していますが、内容まで知っている人の割合は10%未満にとどまっています。また、避難行動要支援者名簿登録者数・登録率はともに減少傾向となっています。

このような状況の改善に向けて…

基本目標2に取り組み、こんなまちを目指します！

多様な人がつながり合い、支え合い、安心して暮らしている

安心して暮らせる地域づくりには、住民が主体となり、互いに支え合える環境を整えることが大切です。本市で活動する団体等を支援し、それぞれが活動しやすい基盤を築いていきます。あわせて、地域の交流や居場所を大切にしながら、多様な人が安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標2に係る指標

| 指標名 | 策定時 (R1) | 現状値 (R6) | 最終目標 (R12) |
|--------------|-------------|-------------|---------------|
| 地域共生社会の取組地域数 | 0 地域 | 2 地域 | 5 地域 |
| ケアネットチーム数 | 221 チーム | 218 チーム | 240 チーム |
| 市民後見人バンク登録者数 | 13 人 | 17 人 | 22 人 |
| 避難行動要支援者登録率 | 54.5% | 44.6% | 67.5% |
| 福祉避難所施設数 | 54 施設 | 57 施設 | 70 施設 |



具体的な取組は次のページから！

(2) 施策の展開

施策の方向 1

住民主体の活動環境の整備

高齢化の進行などにより、地域で支援を必要とする人が増加する中、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健、医療、福祉、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進に加え、困った時に住民同士で助け合える地域づくりが急務となっています。

一方で、少子高齢化による家族構成やライフスタイルの変化等により、地域社会における住民同士の人間関係が希薄になる傾向があります。市民アンケート調査においても、近所付き合いの希薄化がみられ、特に低年齢ほど近所付き合いの希薄化が進行しています。また、地域ボランティアに『参加している』住民の割合は半数以下にとどまっており、地域コミュニティの基盤が弱まりつつあります。

本市では、「地域づくり事業」として、平成28年度以降、地域支え合いネットワーク事業を推進しています。地域支え合いネットワーク事業は、高齢者が社会参加し、地域において自立した日常生活を営むことができる体制を整備するために実施しており、住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所を確保し、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活ができるように様々な取組を行うものです。

さらに、様々な福祉課題を抱える人やひとり暮らし高齢者等を地域の数人で構成されるチームで支援する「ケアネット活動」を推進しています。

今後も活動を推進し、住民相互の支え合い・助け合いを一層広げていくことが重要です。

— 市民が取り組むこと —

- 地域の交流活動に積極的に参加して、仲間を増やしましょう。
- 地域の問題をどうしたら解決できるか、仲間と話し合きましょう。
- 日頃からの近所付き合いを大切にしていきましょう。
- 地域の子どもや高齢者、障がい者などを知っておきましょう。
- 困っている人がいたら、自主的に手助けをしましょう。



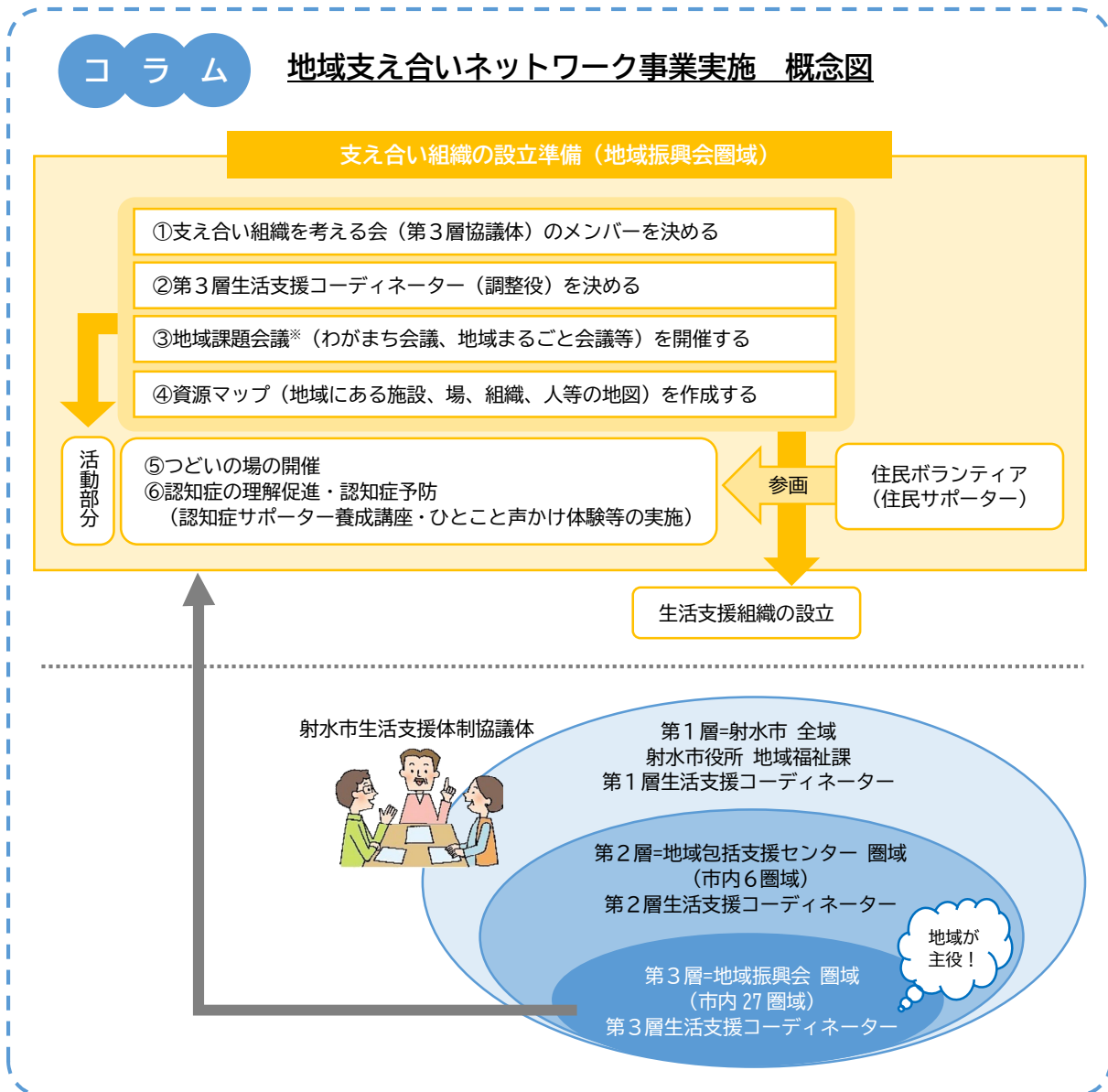
施策① 地域支え合いネットワーク事業の推進

| — 市が取り組むこと — | |
|-------------------|--|
| 地域支え合いネットワーク事業の実施 | 地域支え合いネットワーク事業の地域振興会圏域全地区での展開を目指します。 |
| | 地域支え合いネットワーク事業を基盤に、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、高齢者のみならず、障がい者やひきこもりの人のサポートや住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の構築を目指します。 |
| | 事業の実施に当たっては、庁内各課や、関係機関との連携を強化し、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの機能の一体的実施に努めます。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|----------------------|---|
| 生活支援コーディネーター※との連携・協働 | 地域包括ケアシステムの深化に向けて、各層の生活支援コーディネーターとの日頃からのネットワークを強化し、地域住民による支え合いの生活支援体制づくりの推進に努めます。 |
| | 第2層生活支援コーディネーター連絡会議や第3層協議体会議等に参画し、市社会福祉協議会が有する地域ネットワークを活用しながら市や地域包括支援センター等の関係機関との協働による地域づくりに取り組みます。 |

コラム

地域支え合いネットワーク事業実施 概念図



施策② ケアネット活動の推進

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|---|
| 地域の団体・地域福祉人材の連携促進 | <p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地区社会福祉協議会を中心に、支援を必要とする人に対して、地域住民等で構成されるケアネットチームによるケアネット活動を推進します。</p> <p>地域振興会や自治会・町内会、老人クラブ等の地域の様々な団体や、ふくしサポーター、高齢福祉推進員、認知症ささえ隊メイト*、認知症サポーター*等の地域福祉人材との有機的な連携を促進し、ケアネット活動の活性化と活動の担い手の拡充を図ります。</p> |

— 市・市社会福祉協議会が取り組むこと —

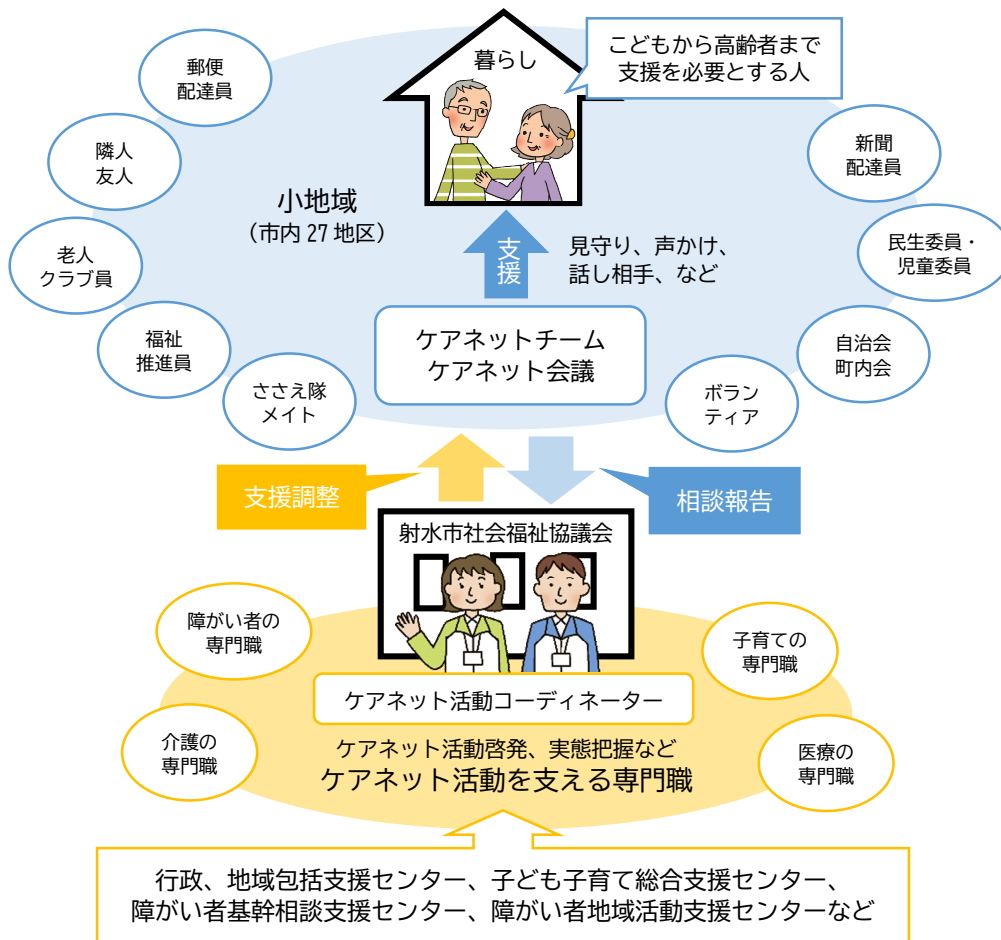
関係者とのネットワークづくり

地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組むケアネット活動の充実を図るため、地域の関係者と保健・医療・福祉の関係者とのネットワークづくりを推進します。

コラム

ケアネットチームの構成例

チームは支援を必要とする人の課題に応じて3～5名程度で構成



社会構造の変化や価値観の多様化により、地域や家族とのつながりが希薄化し、社会的孤立や孤独感を抱える人の増加が社会的な課題となる中、気軽に集い交流できる居場所の確保や、誰もが地域社会とのつながりを持ち、孤立を防ぐための支援が重要となっています。

国では、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」や「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すため、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等が規定されました。

また、人生100年時代を迎え、高齢期の長期化や退職後の生活の変化により、高齢者や障がい者を含め、一人ひとりが社会とのつながりや生きがいを持って地域で自分らしく生活できることも重要です。

地域における日常的な交流の場や気軽に集える居場所づくりは、孤独・孤立の防止や課題を抱えた人の早期発見にもつながる大切な活動であり、引き続き、充実に向けた取組が必要です。

施策① 多様な居場所の充実

| — 市が取り組むこと — | |
|-------------------------------|---|
| 居場所となる活動の支援 【新規】 | 健康づくりの関心が広がり、地域住民のつながりを広げる場が増えるよう、多様な活動を支援します。 |
| NPO等による既存の居場所への支援 【新規】 | 市内の居場所事業を実施しているNPO等について、活動内容の周知・啓発、活動への補助制度などによる活動支援を検討します。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-------------------------|--|
| 居場所となる拠点の整備 【新規】 | 地域のこども・若者、障がい者、高齢者などの住民が、いつでも気軽に立ち寄れる居場所づくりの整備を進めます。 |

施策② 地域での交流の促進

| — 市が取り組むこと — | |
|------------------------------|---|
| 多様な世代の交流の場・機会の創出 【新規】 | 子育て支援センター・児童館等において、異年齢でのふれあい活動を行います。 |
| | 児童クラブ、老人クラブ、ふれあいセンター、生涯学習推進事業等、既存の活動を活用しながら多様な世代の交流の場・機会づくりに努めます。 |

— 市社会福祉協議会が取り組むこと —

地域団体の連携・協働の
支援 **【新規】**

地区社会福祉協議会が各種団体と協働し、地域特性に応じた活動を展開できるよう支援します。

— 市・市社会福祉協議会が取り組むこと —

地域支え合いネットワ
ーク事業における地域
活動の支援 **【新規】**

地域支え合いネットワーク事業において、地域での世代間交流の機会を創出する地域活動を支援します。

施策の方向 **3**

権利擁護の推進

全国的に認知症のリスクが高まる後期高齢者や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が増加しており、本市においても同様の傾向にあります。

こどもや高齢者、障がい者の虐待に関する相談は毎年みられ、特に高齢者虐待の相談・通報件数は増加傾向にあります。今後も、虐待防止に向けた相談体制や関係機関との連携体制を強化するとともに、支援に当たる人材の育成や担い手の確保が求められます。

— 市民が取り組むこと —

- 市の広報誌などを読み、成年後見制度について理解を深めましょう。
- 成年後見制度を地域で話題にし、制度を知る人を増やしましょう。
- 成年後見制度を必要とする人がいたら、制度と窓口を紹介しましょう。
- 虐待やDVについての相談先や相談機関を知りましょう。
- 地域で異変に気がついたときには、関係機関へ通報したり、相談したりしましょう。
- 「心のバリアフリー」を意識し、人権を大切にしましょう。



施策① 成年後見制度の利用促進

— 市が取り組むこと —

成年後見制度の推進

「射水市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域の関係機関と連携し、成年後見制度を必要とする人が利用できる体制を整備します。また、制度・事業の周知と利用促進を図ります。

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 関係機関との連携による適切な利用促進 | 判断能力が不十分な人の権利擁護支援である日常生活自立支援事業*を通じ、市や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、成年後見制度の適切な利用促進を図ります。 |
| | 生活困窮や8050問題等の個別支援から、潜在的ニーズの発見に努め、適切な利用促進に努めます。 |
| | 呉西地区成年後見センターや市をはじめ、地域包括支援センター等の関係機関と緊密に連携し、権利擁護を推進します。 |

施策② 虐待及びDV防止対策の推進

| — 市が取り組むこと — | |
|---------------|--|
| 高齢者虐待防止対策の推進 | 高齢者への虐待防止、早期発見、被虐待者の保護及び養護者への支援を実施するため、専門職を配置し、迅速かつ的確に対応するとともに、マニュアルの活用や関係機関に対する研修を実施し、高齢者虐待対応の基盤の強化を図ります。 |
| | 身近な相談窓口である地域包括支援センター等の相談体制の強化を図ります。 |
| 障がい者虐待防止対策の推進 | 障がい者への虐待の防止、早期発見、被虐待者の保護及び自立の支援、擁護者への支援を実施するため、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、迅速かつ的確な対応を図っていきます。 |
| 児童虐待防止対策の推進 | 児童虐待を防止するため、専門的な知識を有した家庭児童相談員や母子・父子自立支援員を配置し、相談支援事業等を行います。 |
| | 保健センター、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。 |
| DV防止対策の推進 | DV防止対策に関係する機関、団体等と連携し、必要な情報の共有を図ります。 |
| | DV防止対策啓発のための研修会を開催します。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 虐待・DV防止対策の推進 | 虐待やDVの防止対策の啓発に努めます。 |
| | 一人ひとりの権利を擁護するため、市や支援団体等と緊密に連携した一体的支援に努めます。 |

施策③ 差別・偏見の解消

| — 市が取り組むこと — | |
|----------------|---|
| 人権相談体制の充実 | 人は皆、法の下に平等であるという基本理念に立ち、人権尊重の理念の普及啓発や人権教育を実施します。 人権相談の窓口機能の向上を図るなど、人権相談体制の充実に努めます。 |
| 障がい者差別の解消 | 障がい特性の理解の促進など、障がい者の差別解消に向けた普及啓発に努めます。 |
| LGBTQ*への理解促進 | LGBTQに関する正しい情報の提供や理解促進のための教育など、啓発活動を進め、相互に人権と個性を尊重し合う意識の醸成に努めます。 |
| 多様性を受け入れる意識の醸成 | 同じ地域に住む一員として相互理解を深めるため、外国人との交流事業を推進するなど、多様性を受け入れる意識の醸成に努めます。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 専門機関と連携した多様性への理解促進 | 専門機関と連携し、多様性の理解を深め、差別のない誰もが互いに認め合う社会づくりの推進に努めます。 |

施策の方向 4

誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

誰もがいつまでも活躍できる地域社会をつくるには、高齢者や障がい者などにも配慮したまちづくりを進めていくことが大切です。

本市では、令和2年3月に「射水市バリアフリーマスタープラン」を策定し、誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進しています。

また、すべての住民が自らの意思によって様々な権利を行使していくには、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが情報を入手できることや、個人として尊重されることが大切です。年齢や障がい、使用する言語などによって情報の入手に困難を抱えやすい人に配慮し、多様な手段・媒体を通じて情報を提供することが求められます。

— 市民が取り組むこと —

- 「障がい」や「障がい者」について理解を深め、地域に「バリア」がないか、点検してみましょう。



施策① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

| — 市が取り組むこと — | |
|-----------------------|---|
| バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 | 高齢者や障がい者が自由に行動し、社会参加できるように、公共施設や公共交通機関などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を一層推進し、民間施設においても、推進するよう勧奨します。 |
| | あいの風とやま鉄道による越中大門駅のバリアフリー化を支援します。また、デマンド交通*や万葉線の車両更新時には、高齢者や車椅子利用者、ベビーカー使用者等が利用しやすい車両の導入を検討します。 |
| | 高齢者や障がい者に配慮した、道路の段差解消、点字ブロックの敷設、利用しやすいトイレの設置等により、外出時の安全確保を図ります。 |
| | 街路樹の根等の通行の障害になっている問題箇所を把握し、障害物の撤去や修繕を適宜行います。 |
| 富山県ゆずりあいパーキング利用証制度の推進 | 車椅子利用者や障がい者など歩行が困難な人が、障がい者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示する「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」の周知を図ります。 |

施策② 住民の移動手段の確保

| — 市が取り組むこと — | |
|----------------------|--|
| 高齢者の交通事故防止と公共交通の利用促進 | <p>高齢者ドライバーが加害者となる交通事故の減少を図るため、高齢者で自動車の運転に不安がある人に運転免許証の自主返納を促します。</p> <p>高齢者の運転免許証返納を見据えて、各地域の高齢者団体や高齢者の同居家族等を対象に、出前講座等を通じた動機づけ情報の提供や乗車体験会などを通じて、公共交通の利用を促します。</p> |
| 移動手段の支援 | <p>車椅子を利用している高齢者や障がい者等の移動手段の確保のため、引き続きタクシー券交付事業等の福祉交通のサービスを提供します。</p> <p>地域住民が自主運営する移動支援事業等に対する支援を継続するとともに、導入されていない地域に対する導入を支援します。</p> <p>各地域で活動する高齢者や障がい者団体等に対して、交通安全・福祉施策の連携を図りながら、公共交通の利用方法等の情報提供や乗車体験など、高齢者の公共交通の利用促進を図ります。また、市全域におけるデマンド交通の導入と射水の利用支援などにより、高齢者の移動手段を確保します。</p> <p>住民ボランティアによる移送サービス等、運転免許証返納後の高齢者の移動手段の確保・充実を検討します。</p> |
| 買い物支援 【新規】 | <p>市内で買い物支援事業を行う事業者に対して、その経費の一部を支援する買い物支援事業補助金の周知・啓発に努めます。</p> |

施策の方向 5

災害時の支援体制の整備

近年大規模な自然災害が多く発生しており、南海トラフ地震の発生が予測される中、本市においても、災害に対する関心が高まっています。

市民アンケート調査では、生活の中での不安や悩み、隣近所に求めたい手助けとして、災害についてが上位に挙げられています。

一方で、避難行動要支援者支援制度の内容の認知度は10%未満にとどまっており、避難行動要支援者名簿の登録者数・登録率はともに減少傾向となっています。

いざという時に住民同士で助け合うことができるよう、日頃からの顔の見える関係づくりや、避難行動要支援者の支援体制の整備、災害時の役割分担の明確化など、地域における仕組みづくりが求められます。

— 市民が取り組むこと —

- 地域の防災訓練に参加しましょう。
- 自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織などに協力して、避難行動要支援者を支援する体制をつくりましょう。
- 災害時には、情報の収集や把握、避難などが困難な人に対して声かけや手助けをしましょう。
- 平常時から避難先や避難の方法、経路について把握しておきましょう。
- 日頃から、隣近所と災害時の話をしましょう。



施策① 避難行動要支援者支援制度の推進

— 市が取り組むこと —

| | |
|---------|---|
| 個別計画の策定 | 災害発生時の避難支援等を実効性のあるものにするため、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どの経路で、どこに避難するかなどを具体的に記載した「個別計画」の策定に取り組みます。 |
|---------|---|

— 市・市社会福祉協議会が取り組むこと —

| | |
|-----------------|--|
| 避難行動要支援者支援制度の周知 | 市民へ避難行動要支援者支援制度を周知し、要支援者への災害時支援や日頃からの見守りについて、地区社会福祉協議会や自治会・町内会、自主防災組織などが連携し、災害時に地域で支え合える体制づくりを推進します。 |
|-----------------|--|

コラム

避難行動要支援者支援制度のイメージ



市

- ・名簿提供についての確認
- ・個別計画の策定

市の役割

平常時

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 避難支援等関係者との情報共有
- 個別計画の策定

災害時

- 避難行動要支援者の避難支援、安否確認
- 福祉避難所の開設

- ・同意した方の名簿情報の共有
- ・個別計画策定の協力

避難行動要支援者
(高齢者、障がい者など)

※災害発生時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人

避難支援等関係者

(市消防本部、射水警察署、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会・町内会、自主防災組織など)

※避難支援等の実施に携わる関係者

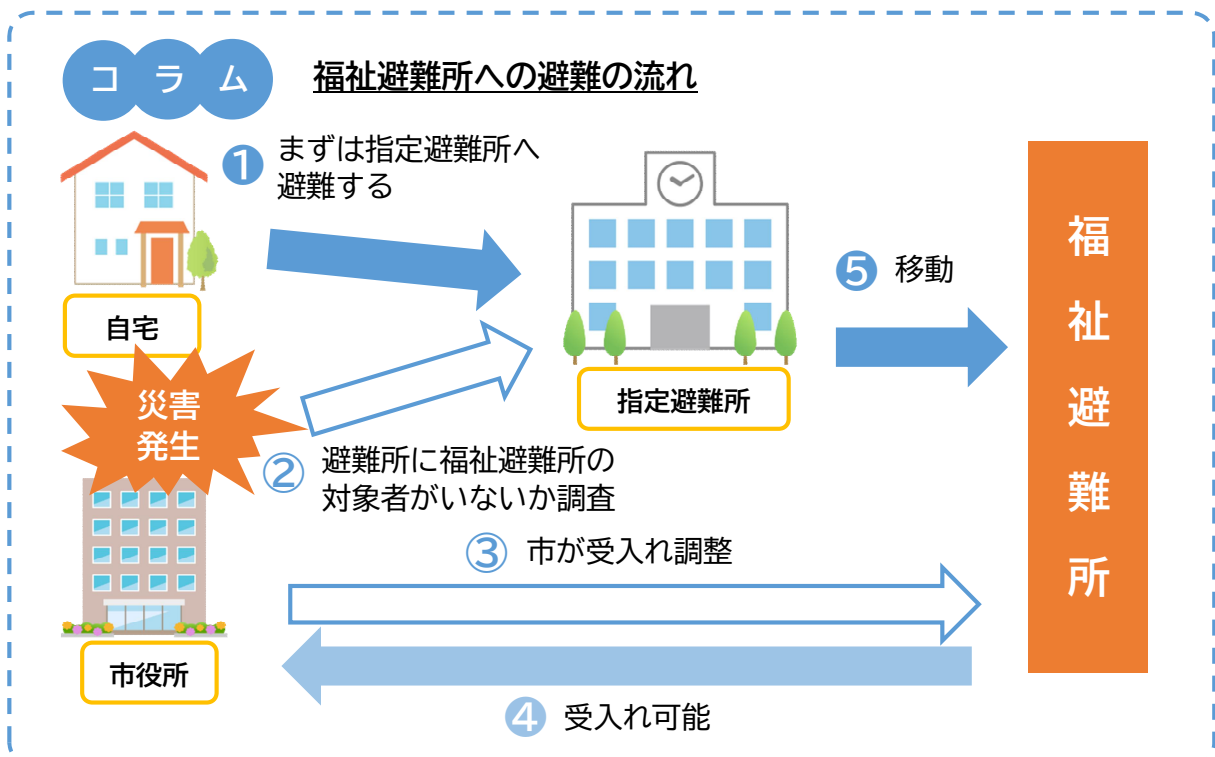
- ・平常時の見守り
- ・災害時の避難支援など



施策② 災害に備えた地域環境の整備

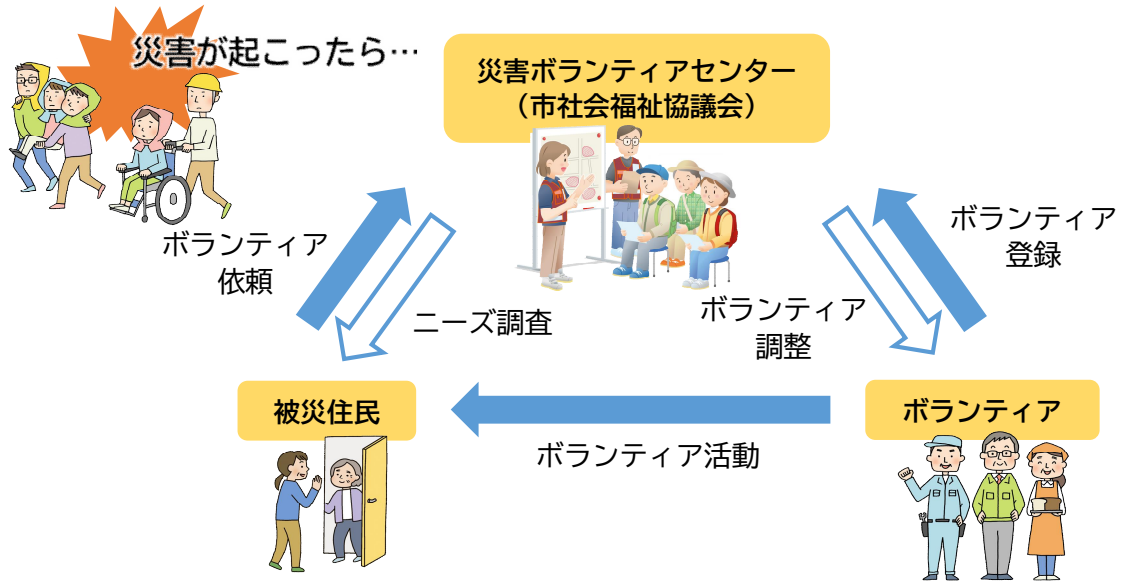
| — 市が取り組むこと — | |
|---------------------------|--|
| 福祉避難所の拡充 | 福祉避難所に関して、平常時から住民が理解を深められるよう努めます。 |
| | 市内の事業所と災害時における福祉避難所としての使用に関する協定を締結し、福祉避難所の確保に努めます。 |
| 日頃からの見守り体制の強化 【新規】 | 自治会等の結ネットや見守り電球の導入支援により、地域における災害時の見守り体制整備に努めます。 |
| | 住民への防災意識の啓発、地域における防災訓練の実施、災害ボランティアの強化、地域の防災リーダーとなる防災士の養成など、地域における災害時の見守り体制整備に努めます。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|------------------------------|---|
| 日頃からの見守り体制の強化 【新規】 | 地域振興会、自治会・町内会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの地域住民に加え、福祉関係事業者を含めた身近な地域での日頃からの見守り支援体制の強化を図ります。 |
| | ケアネット活動やいのちのバトンを普及啓発し、日頃からのつながりづくりを推進します。 |
| | 住民への防災意識の啓発、地域における防災訓練の実施、災害ボランティアの強化など、地域における災害時の見守り体制整備に努めます。 |
| 災害ボランティアセンター*の周知 【新規】 | 平時から災害ボランティアセンターの役割や活動内容の周知を図り、災害時に必要な支援が届くよう努めます。 |



コラム

災害ボランティアセンターにおける支援の流れ



基本目標3 自分らしく生活できる仕組みづくり

(1) 射水市の状況と目指すまちの姿

■住民の声からみる地域福祉ストーリー

【実際の住民の声】

- ・自分自身が困ったことがあった時、どこに相談すればよいかわからないので、最初の一步をわかりやすくしてほしい。
- ・福祉の面だけでなく、もっと市の相談が使いやすくなれば良いと思う。また、知らない人も多いと思うので、積極的に周知してほしい。

どこに相談したら良いかわからない…

最近、家族の介護が始まり、日々の生活に不安を抱えるEさん。困ったときに、どこへ相談すればいいのかわかっています。

介護のことはもちろん、生活のちょっとした困りごとについても、「こんなこと聞いていいのかな」と思って、相談をためらってしまうことがあります。どんな相談でもまずは受けとめてくれて、必要に応じて担当につないでくれる窓口があれば、とても安心です。気軽に相談できる場所があるだけで、介護に向き合う気持ちも少し楽になると思います。



【実際の住民の声】

- ・失業、言語の壁、高校の受け入れなど、外国人が直面している問題を注視すべきだと思う。
- ・射水市には、ひきこもりの人がいる世帯、要介護者がいる世帯、空き家の増加、貧困など、多くの支援が必要な人がいると思う。
- ・子どもがいない人、身寄りがない人について、手厚いサポートが必要。

複雑な困りごとを抱える人を支えるには？

Fさんは、近所にいくつもの困りごとを抱えて暮らしている人がいて、心配に思っています。

身近に、頼れる身寄りがなく一人で暮らす高齢者の方がいます。収入や家の管理、体調など、いくつもの困りごとが重なっているように見えて気になります。

こうした人は、きっと他の地域にもいると思います。たとえば、外国から来て言葉に不自由している人、長く家にこもっている若者、空き家や経済的な問題を抱える世帯などです。

制度や支援の対象から漏れて、誰にも相談できない人を見逃さない仕組みがあれば、安心して暮らせる人が増えると思います。



■統計やアンケート等からみる状況

- 障害者手帳所持者全体では令和2年以降減少傾向にありますが、うち、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。
- ひとり親家庭数は減少傾向にありますが、生活保護世帯数は微増傾向となっています。
- 市民アンケート調査では、不安や悩みの相談先は「家族・親戚」「友人・知人」などの身近な人の割合が高く、公的な相談窓口は低い状況です。また、「誰にも相談しない」「どこに相談したらよいかわからない」という人も一定数います。
- 市民アンケート調査では、困った時に手助けをお願いできる人の有無について、「いない」「わからない」と回答した割合が合わせて20%以上となっており、団体・福祉関係者調査においても、地域の困りごとを何でも相談できる場・機関が必要、という声があがっています。
- 市民アンケート調査では、「ふくし総合相談センターすてっぷ」について、「名前も活動の内容もよく知らない」が70%以上となっています。団体・福祉関係者調査では、始動後1年が経過した射水市重層的支援体制整備事業の評価について、「改善の余地あり」の割合が30%以上となっており、周知の不十分さや人材不足についての課題が挙げられています。また、地域福祉推進に当たって、多様な主体と連携し、総合的に対応していくことが求められています。
- 市民アンケート調査では、ここ2～3年で近所や地域で見たり聞いたりしたことがある問題は「老老介護」「孤立世帯」の割合が高くなっています。団体・福祉関係者調査では、外国人との交流や地域への参加促進についても課題として挙げられています。

このような状況の改善に向けて…

基本目標3に取り組み、こんなまちを目指します！

困ったときに誰もがどこかにつながる仕組みがあり、 その存在がみんなに行き届いている

地域共生社会の実現に向け、国が進める「重層的支援体制整備事業」に本市も取り組んでいます。今後も相談支援体制の充実や分野を超えた連携を進め、周知を行うことで、誰一人取り残さないまちを目指します。

基本目標3に係る指標

| 指標名 | 策定時 (R1) | 現状値 (R6) | 最終目標 (R12) |
|---------------------------|-------------|-------------|---------------|
| ふくし総合相談センターすてっぷの認知度 | — | 3.6% | 5.6% |
| 犯罪をした人の立ち直りへの意識「協力したい」の割合 | 17.6% | 15.3% | 25.0% |



具体的な取組は次のページから！

(2) 施策の展開

施策の方向 1

多様な課題に対応する支援体制の構築

近年、世帯が抱える問題は、単に一つの要因だけではなく、障がい、介護、健康、経済的な問題など、様々な要因が複雑に絡み合った世帯の課題が増加しています。また、従来の枠組みでは対応が難しいケースもみられるようになっており、地域と連携した行政や専門の相談窓口が、様々な受け皿で地域住民の悩みや相談をすくい上げ、必要な支援へと迅速につなげる必要があります。

中でも、急速に進行する少子高齢化や晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等により、同時期に「育児」と「介護」の両方に直面する「ダブルケア」や、大人が担うような責任を引き受け、親や祖父母の介護、兄弟姉妹の世話を当てる18歳未満の子ども「ヤングケアラー」は、大きな問題になっています。

また、近年、適正な管理が行われていない空き家や耕作放棄地等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全のための対応が必要です。

加えて、いわゆる「ごみ屋敷^{*}」問題も制度の狭間の課題といえますが、問題が発生する背景には、認知症や加齢による身体機能の低下、地域からの孤立などの様々な要因があります。

こうした人々の支援体制として、地域住民や行政、市社会福祉協議会等、多様な主体が一体となって、課題解決を目指す地域福祉の推進が求められています。

— 市民が取り組むこと —

- ひきこもり支援に関心のある人は、ひきこもりサポーター^{*}になりましょう。
- 地域における生活困窮者の把握、見守りを行い、生活困窮者自立支援制度への理解を深めましょう。
- 犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくしましょう。
- 保護司^{*}等の更生保護^{*}ボランティアの活動を理解しましょう。
- 更生保護のボランティア活動に意欲のある人は、活動に参加しましょう。



施策① 包括的な相談支援体制の整備

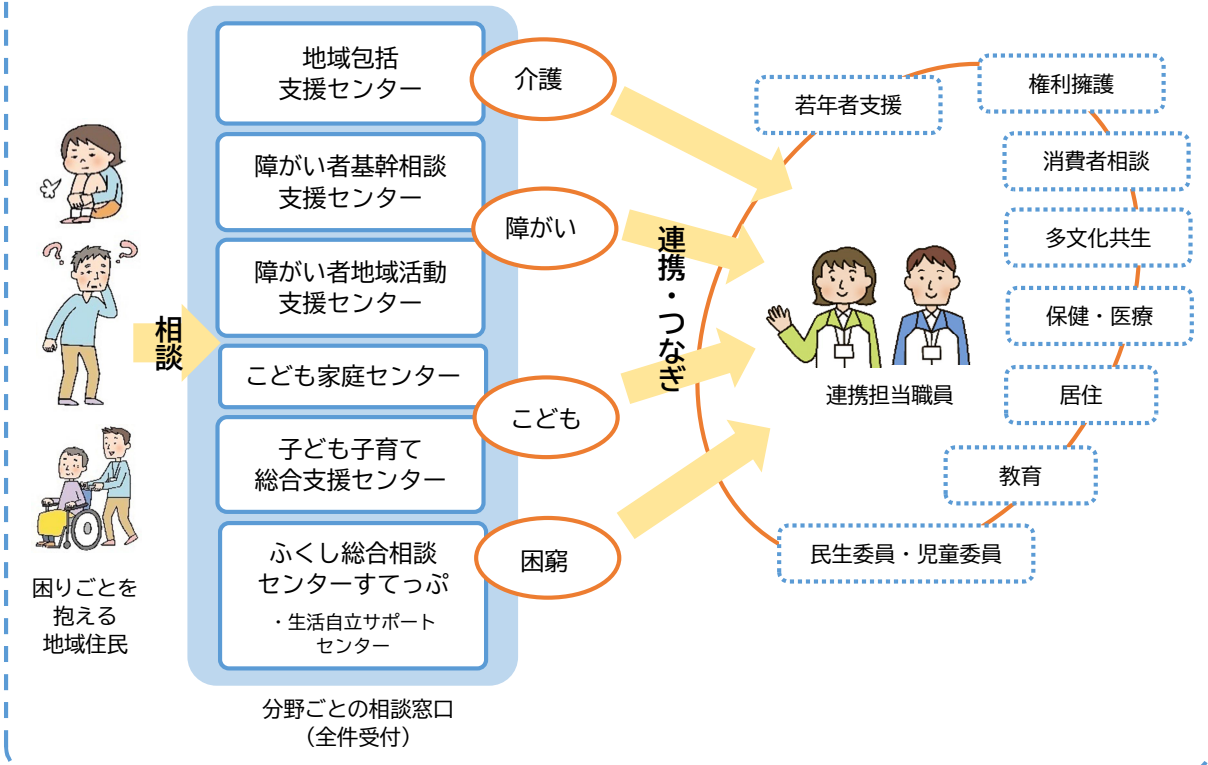
| — 市が取り組むこと — | |
|---------------|---|
| 断らない相談支援体制の構築 | <p>単独の支援関係機関では解決が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある相談について、適切な支援関係機関に確実につなぐ等相互連携により支援できるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めます。</p> <p>市では、支援関係機関等が受け止めた相談者が抱える課題の解きほぐしや整理、全体の調整を行う多機関協働事業を実施します。</p> |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|----------------------|--|
| 「ふくし総合相談センターすてっぷ」の充実 | <p>「ふくし総合相談センターすてっぷ」を中心に、ボランティアセンターやケアネット活動と連携し、地域の関係者と専門職のつながりを強化し、包括的相談支援体制づくりに努めます。</p> |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|--------------------------|---|
| 断らない相談支援体制の構築 | <p>「複雑化」「複合化」している課題や制度の狭間の課題等に対応するため、多機関が協働して断らない相談支援体制を構築します。</p> <p>個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援等の“出口支援”や、訪問による見守りなど、本人に寄り添った丁寧な伴走支援体制の確保のための取組を実施します。</p> <p>困りごとを抱える当事者を把握するとともに、その家族や身内へのサポート体制についても検討します。</p> |
| 各種相談窓口の周知 【新規】 | <p>「ふくし総合相談センターすてっぷ」をはじめとする各種相談窓口の周知を行い、利用促進に努めます。</p> |

コラム

断らない相談支援体制のイメージ

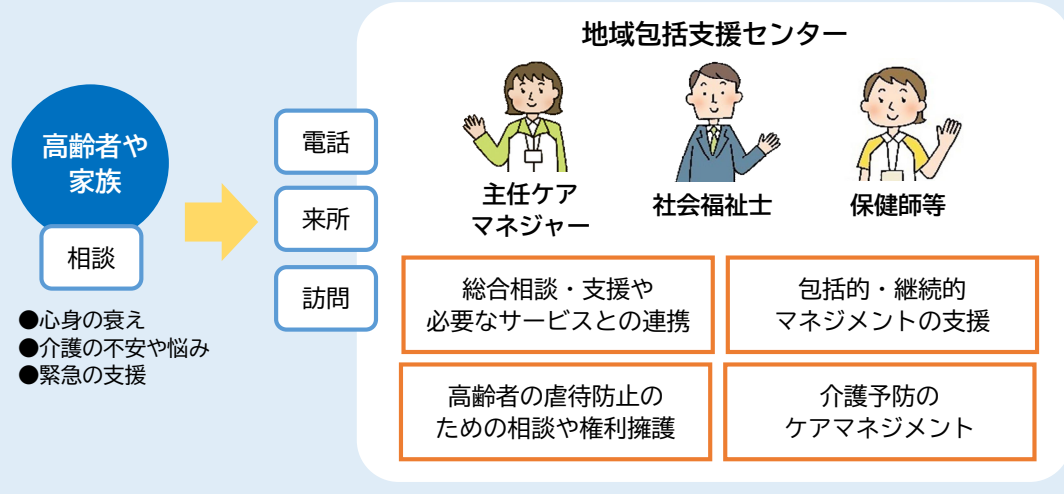


コラム

各種相談窓口の紹介

地域包括支援センター

いつまでも自分らしく住み慣れた地域で暮らしていけるよう、高齢者本人はもとより、家族や地域の人などが様々な相談ができる総合相談窓口として、地域包括支援センターを市内6か所に設置しています。



障がい者基幹相談支援センター（あいネットいみず）

障がいのある方が、地域で自分らしく安心して暮らせることを目的に市内の地域活動支援センターと連携を取りながら、総合的かつ専門的な相談支援を行っています。

また、重層的支援の強化を見据え、こども・高齢者・生活困窮の各分野との連携・ネットワーク強化を図るとともに、障がい者の権利擁護及び虐待防止等に取り組んでいます。

障がい者地域活動支援センター

障がいのある方が気軽に相談でき、日中の様々な活動や社会との交流を促進するための事業を、市内4か所で実施しています。

相談支援は、障がい者やその家族、地域の人などから、福祉サービスの利用、日常生活、就労・進路に関する相談など無料で行っています。また、料理やカラオケ、バーベキュー、スポーツ観戦など事業所ごとに楽しい活動を企画しています。

こども家庭センター

妊娠・出産・子育て・家庭のことにに関する総合相談窓口です。こども家庭センターでは、妊娠期から子育て世代への一体的な支援を行うため、専門の資格を持つ職員（保健師、社会福祉士、公認心理師、虐待対応専門員等）が専門的な視点で、支援が必要な人に寄り添います。

子ども子育て総合支援センター（キッズポートいみず）

子育て支援を行う総合支援施設として、子育て支援センターや子ども発達相談室、幼児ことばの教室において、子育てやこどもの発達に関する相談・支援を行っています。

ふくし総合相談センターすてっぴ

市社会福祉協議会内に設置されている、各種相談事業（生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、日常生活自立支援、生活福祉資金貸付）が一つになった、ワンストップ型の相談窓口です。福祉に関する様々な相談に応じ、解決に向けて一緒に考え支援します。



施策② 生活困窮者の自立支援

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------|---|
| 支援制度の情報発信 | 支援を必要とする人が制度につながるよう、生活困窮者自立支援制度やその支援内容について、市の広報誌、ホームページなどの媒体の活用や関係機関との連携により、市民に周知を図ります。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 段階に応じた支援 | 複合化した課題のある状態を十分に把握・分析し、その方の状況に応じて段階的にサポートします。 |
| 関係者・機関との連携 | 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、ケアマネジャー、相談支援専門員等との連携により、支援を必要とする人の早期発見・相談支援に努めます。 自立支援策として、生活福祉資金貸付制度*や、ハローワークと連携した就労支援、弁護士会と連携した司法相談支援、フードバンク*と連携した緊急食糧支援等に取り組み、支援関係機関のネットワーク強化を図ります。 |
| 孤立の防止 | 地域における社会的孤立の防止に努め、共生の地域づくりを推進します。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-----------------------|---|
| 対象者の早期発見 | 生活保護に至る前の早期段階から支援できるよう、また、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に提供できるよう、相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。 |
| 家計改善の支援 | 借金の返済等により毎月の収入を上回る支出があり、生活が苦しい人に、家計での困りごとを一緒に考え、解決に向けた支援を行います。 |
| 居住の支援 | 離職等で住居を失った、または失うおそれのある人に、求職活動期間中の家賃補助を行います。 |
| 就労の支援 | これまでの経験等を踏まえて無理なく長く仕事を続けられるようにするため、ハローワーク等と連携しながら早期就労に向け支援を行います。 長年働けずにいる、または働いたことがないなど、直ちに一般就労することが難しい人に、就労に向けた段階的な支援を行います。 |

施策③ 制度の狭間にいる人への支援

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------|--|
| ひきこもり支援の推進 | ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進するための施策の検討やサポート事業の効果検証、関係機関との連携強化等を図ります。 |
| 空き家対策の推進 | 空き家等の未然防止並びに発生後の適切な管理について、市の広報誌やホームページを活用して情報提供を行うほか、地域のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対する働きかけ・相談受付体制の強化に努めます。 |
| | 管理不全状態の空き家等に対しては、市の関係課や関係機関と連携し、所有者に建物等の利活用や解体を促すなど、さらなる悪化を引き起こさないよう対策を講じます。 |
| ごみ屋敷対策の推進 | 地域住民や自治会などからの情報収集に努め、実態を把握するとともに、市の関係課や関係機関と連携し、早急な問題解決に努めます。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| ひきこもり支援の推進 | 「ふくし総合相談センターすてっぷ」の周知を図り、ひきこもり状態にある人やその家族に寄り添い、一人ひとりに合わせた自立・自律支援に取り組めます。 |
| | ひきこもり状態にある人やその家族のため、専門相談会の開催や居場所づくりに取り組めます。参加者の対応や運営の一部に、ひきこもりサポーターを活用します。 |
| | ひきこもりに関する正しい理解を広めるため、ひきこもりサポーターを養成します。 |
| | 本人・家族へのサポート体制の充実のため、支援関係機関とのネットワークの強化を図ります。 |
| 生活環境の支援 | 社会的孤立や経済的困窮等を背景とした、生活や住居に配慮を要する人の住まいや衛生環境の整備のため、市担当部局や関係機関等との分野横断的な支援体制の構築に努めます。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-------------------------|--|
| ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援 | <p>ダブルケアに直面する人（ダブルケアラー）やヤングケアラーの負担感を軽減し、育児や介護、兄弟姉妹の世話等に前向きに取り組めるよう支援するため、福祉サービスの情報提供や相談窓口の充実、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>地域住民や訪問機会のある福祉サービス事業者等との連携を密にし、地域ケア会議[*]等を通じて関係者間での早期発見・支援の体制づくりに努めます。</p> |
| 身寄りのない人への支援 【新規】 | <p>身寄りがない人への見守り体制構築に向け、支援関係機関と地域のネットワーク強化を図ります。</p> <p>「射水市身寄りがない方の支援に関するガイドライン」に基づき、本人の意思を尊重した意思決定支援を行います。</p> |
| 外国人住民への支援 【新規】 | 外国人ヘルプデスクを中心に、支援関係機関と連携し、外国人住民の困りごとの解決に努めます。 |

施策④ 更生支援の推進

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|---|
| 更生支援の取組への理解の推進 | <p>保護司会等の関係団体と協働し、更生保護活動の周知を図ります。</p> <p>経済的困窮や社会的孤立を防止するため、地域の関係機関と連携し、生活困窮者自立支援事業等による支援を行います。</p> |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-----------------------|--|
| 再犯防止の推進 | 「射水市再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくし、社会の中で孤立せずに生活できるよう、必要な支援を行います。 |
| 社会復帰を進めるための連携と支援の推進 | 支援を必要とする犯罪をした人に対し、NPOや地域の関係団体と連携し、地域で生活するために必要な保健・医療・福祉サービス、住まい、就労、生活困窮等の適切な支援に努めます。 |

複雑化・複合化している課題を持つ人や世帯、制度の狭間となっている新たな課題などへの支援を効果的に進めるためには、所管部局のいわゆる「縦割り」に縛られることなく、関連部局が横断的に連携・協力するとともに、分野や公・民の枠を超えて協働していくことが必要です。また、困りごとを潜在化させずに包括的な支援を行っていくためには、関係機関が互いの役割や機能を理解し、効果的に情報共有・連携できる仕組みが求められています。

近年では、障がい者等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組である農福連携（農業と福祉の連携）が注目されています。農福連携の取組は、障がい者等の就労や生きがいの場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながります。また、商福連携（商業と福祉の連携）は、障がい者等の就労や生きがいの場の創出以外にも、買い物難民支援や空き店舗・空き家の活用等、地域の課題解決につながる取組といえます。

今後は、人口減少に伴い地域における担い手不足が懸念されるため、地域福祉を活性化させるためには、高齢者や若者を含む幅広い市民の参画を促すとともに、企業、大学、NPO等の多様な主体との協働を進めていくことが求められます。

施策① 農業・商業と福祉の連携

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-----------------------|--|
| 分野を超えた連携・協働体制の構築 | 福祉分野以外の団体や企業等との相互理解を促進する機会を創出し、分野を超えた連携・協働のまちづくりを推進します。 人手不足に対する福祉との連携の在り方について、関係団体等と検討する機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりに努めます。 |
| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
| 取組事例の収集 | 連携推進に当たり、農業側、商業側、福祉側それぞれの理解を深めるための啓発や、他自治体での取組等の情報収集に取り組みます。 |
| 地域における取組支援 | 地域におけるひきこもりの人や障がい者等の社会参画に向けた、農福連携・商福連携の取組を支援します。 |

施策② 多様な主体の参画促進

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------------|---|
| 企業との連携 【新規】 | 地域見守りネットワークにおける郵便局の協力や不動産会社との連携など、企業との連携協定の締結や企業の社会貢献活動を推進するとともに、民間活力との協働による地域福祉活動の拡大を図ります。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 企業との連携 【新規】 | 福祉活動に関する情報提供など企業が参加しやすい環境づくりを行い、社会資源を必要としている人に活動が届くつながりづくりに努めます。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|------------------------|--|
| 大学等との連携 【新規】 | 市内に立地する高等教育機関等と連携し、保健・福祉に関する学生ボランティアの活性化や若者の地域福祉への参画促進を図ります。 |
| NPO等団体との連携 【新規】 | 市内で活動するNPO等の団体との連携・協働体制を構築し、地域福祉の推進を図ります。 |

高齢者や障がい者、生活困窮者、また制度の狭間の人など、何らかの支援が必要な人は増加傾向にあります。誰もが地域で安心して生活できるようにするためには、様々なニーズに対応した多様な福祉サービスを提供できるように、サービスの供給主体である事業者への支援が必要です。

また、すべての社会福祉法人は、社会福祉法により、その高い公益性に鑑み、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努める責務が課されていることから、多様な福祉サービスの担い手として期待されています。中でも、市社会福祉協議会は、地域の最前線で様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズにこたえるため、創意工夫をこらした独自の事業にも取り組んでいます。

必要なときに必要なサービスや支援が提供できるようにするため、既に事業を展開している事業者への支援や新しい事業者の参入促進など、事業者への支援の充実が必要です。

— 市民が取り組むこと —

- 広報誌「福祉いみず」などを通じて、市社会福祉協議会の活動内容を知りましょう。
- 市内の福祉団体とその活動内容について理解しましょう。
- 地域包括支援センターが行っている支援内容を把握しましょう。



施策① 地域における公益的な取組の推進

— 市が取り組むこと —

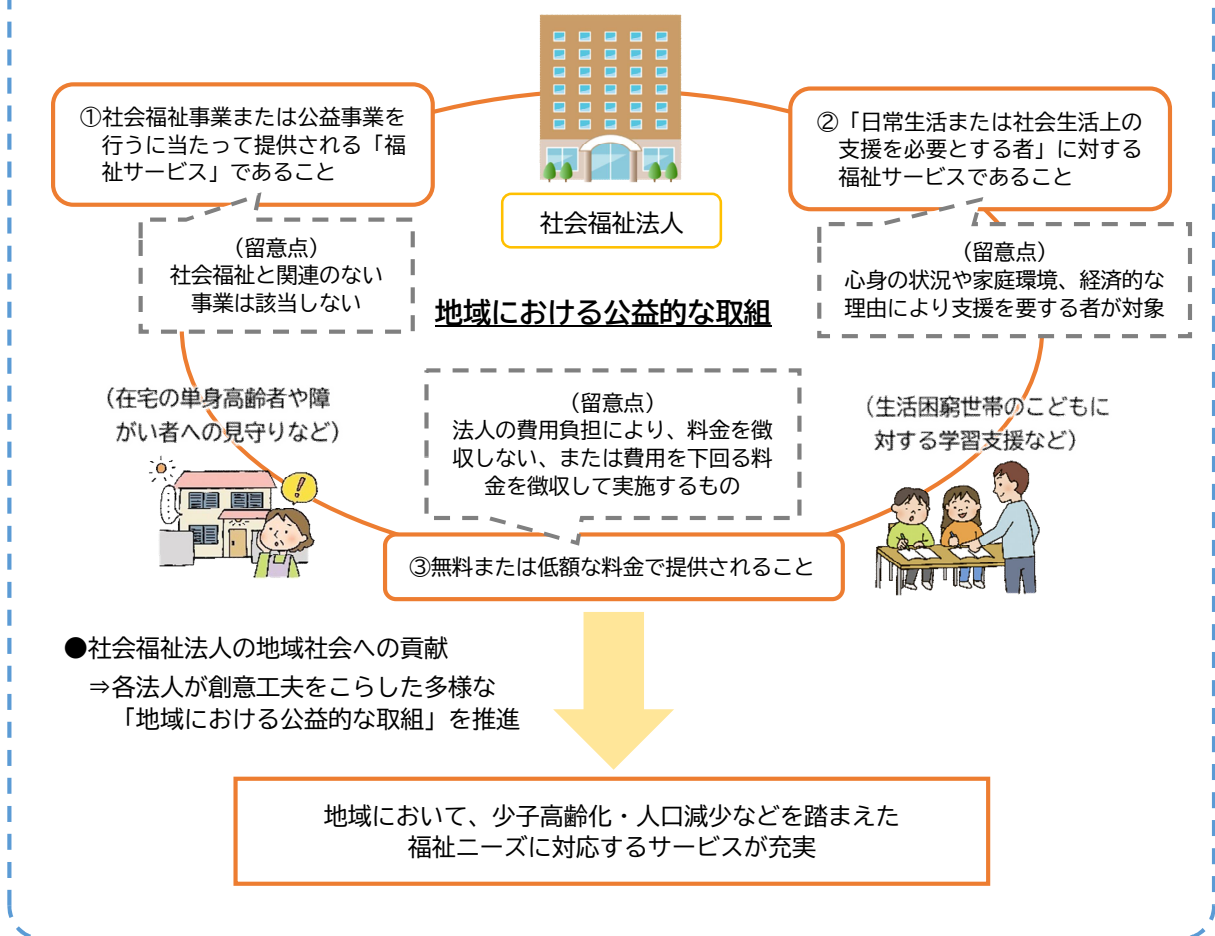
| | |
|----------|--|
| 法人への働きかけ | 各社会福祉法人において、地域の福祉ニーズ等を踏まえながら、法人の創意工夫による多様な地域貢献活動が行われるように、法人への働きかけを行い、地域における公益的な取組を促進します。 |
|----------|--|

— 市社会福祉協議会が取り組むこと —

| | |
|------------------|--|
| 社会福祉法人とのネットワーク構築 | 支援が必要な高齢者や障がい者、子育て家庭などを適切な支援につなぐため、市内の社会福祉法人とのネットワークの構築を目指します。 |
|------------------|--|

コラム

公益的な取組のイメージ



施策② 事業者の参入促進・育成支援

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------|--|
| 事業者への支援 | 年齢や障がいの有無を問わず誰もが交流し、居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティ※づくりに取り組む社会福祉法人等を支援します。 |
| 適切な委託・事業移譲 | 市が実施する福祉サービスについて、社会福祉法人や企業等の適切な担い手への委託、事業移譲等を検討します。 |
| 事業者への意見聴取 | 対話（サウンディング）型市場調査※等により、民間事業者から広くアイデアを募りながら、民間活力の導入を図ります。 |

施策③ 市社会福祉協議会の機能強化

| — 市が取り組むこと — | |
|-----------------------|--|
| 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の拡充 | 地域福祉活動の中心的な役割を担う市社会福祉協議会及び市内全27地域の地区社会福祉協議会の機能及び体制の充実・強化に努め、拡充を図ります。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 市社会福祉協議会の基盤強化 | 地域福祉を推進する中核団体として、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域づくりを推進するため、組織、財政などの基盤強化を図ります。 |
| 市社会福祉協議会の情報発信 | 広報誌「福祉いみず」やホームページ、SNS等を活用し、市社会福祉協議会の役割を幅広い世代に周知するとともに、地域とのつながりを強化します。 |
| 関係機関との連携 | 市と緊密に連携し、地区社会福祉協議会活動の支援に努め、地区社会福祉協議会の活性化を促進します。 災害時に「災害ボランティアセンター」を円滑に設置・運営するために、平時から市担当部局や災害協定団体と情報交換を行い、ネットワークを強化します。 |

コラム

救急薬品市民交流プラザ（いみず市民交流プラザ）

小杉地区に令和2年2月にオープンした救急薬品市民交流プラザ（いみず市民交流プラザ）は、誰もが気軽に立ち寄れる市民交流拠点として、世代を超えて親しまれている施設です。

市社会福祉協議会や射水市商工会など5団体が入居しており、地域の様々な課題を共有し、互いの強みを生かして、ともにまちづくりに取り組んでいます。



いみず・みんなで・つなぐっと (good) 事業の推進
【重層的支援体制整備事業実施計画】

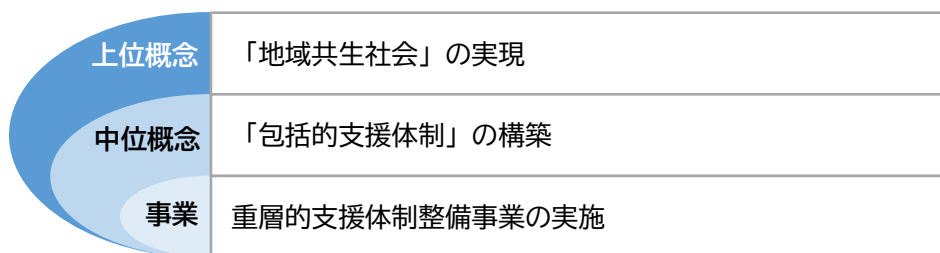
国では、社会福祉法に基づき、令和3年4月に重層的支援体制整備事業を創設しました。この事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として実施する取り組みです。また、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施することとしています。

本市では、重層的支援体制整備事業が適切かつ効果的に実施できるよう、提供体制に関する事項等を示す「射水市重層的支援体制整備事業実施計画」を令和6年3月に策定し、令和6年度から支援体制の整備を進めてきました。

本計画から、地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体化し、地域福祉施策全体と連動させることで、地域共生社会の実現に向けた事業の周知と深化を図ります。

事業の実施に当たっては、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を対象とした既存の制度による事業や取組を活用しつつ、多機関協働事業等を実施することにより、福祉分野にとどまらず分野横断的な連携強化を図り、制度の狭間の補完やさらなる拡充を行い、市の実情にあった包括的な支援体制を整備するよう運用していきます。

地域共生社会における重層的支援体制整備事業のイメージ



施策① 庁内の部局横断的な連携体制の整備

◆連携体制の構築

ア 庁内会議の設置

| ① 共生社会推進会議（重層的支援体制整備事業全体会議） | |
|-----------------------------|--|
| 目的 | 部局横断的な連携体制のもと、重層的支援体制整備事業を一体的に実施するために会議を設置します。 |
| 内容 | ・重層的支援体制整備事業実施計画の進捗管理、内容の検証・評価 ・地域課題の共有、不足する社会資源の創出に関する取組方針の協議 ・庁内の部局間、関係機関間との相互理解及び連携推進に関する協議 等 |
| 構成員 | 関係課長 |
| 開催時期 | 年 1 回以上 |

| ② 共生社会推進連絡会議 | |
|--------------|--|
| 目的 | 部局横断的な連携体制を確保し、地域課題や不足する社会資源に対応する具体的な方策を協議、検討するために会議を設置します。 |
| 内容 | ・個別事例から抽出された地域課題の共有 ・社会資源の創出に関する取組内容の検討 ・各分野の事業や課題に連携して取り組むための協議 等 |
| 構成員 | 関係課の係長 |
| 開催時期 | 年 1 回以上 |

イ 相談支援推進員の設置

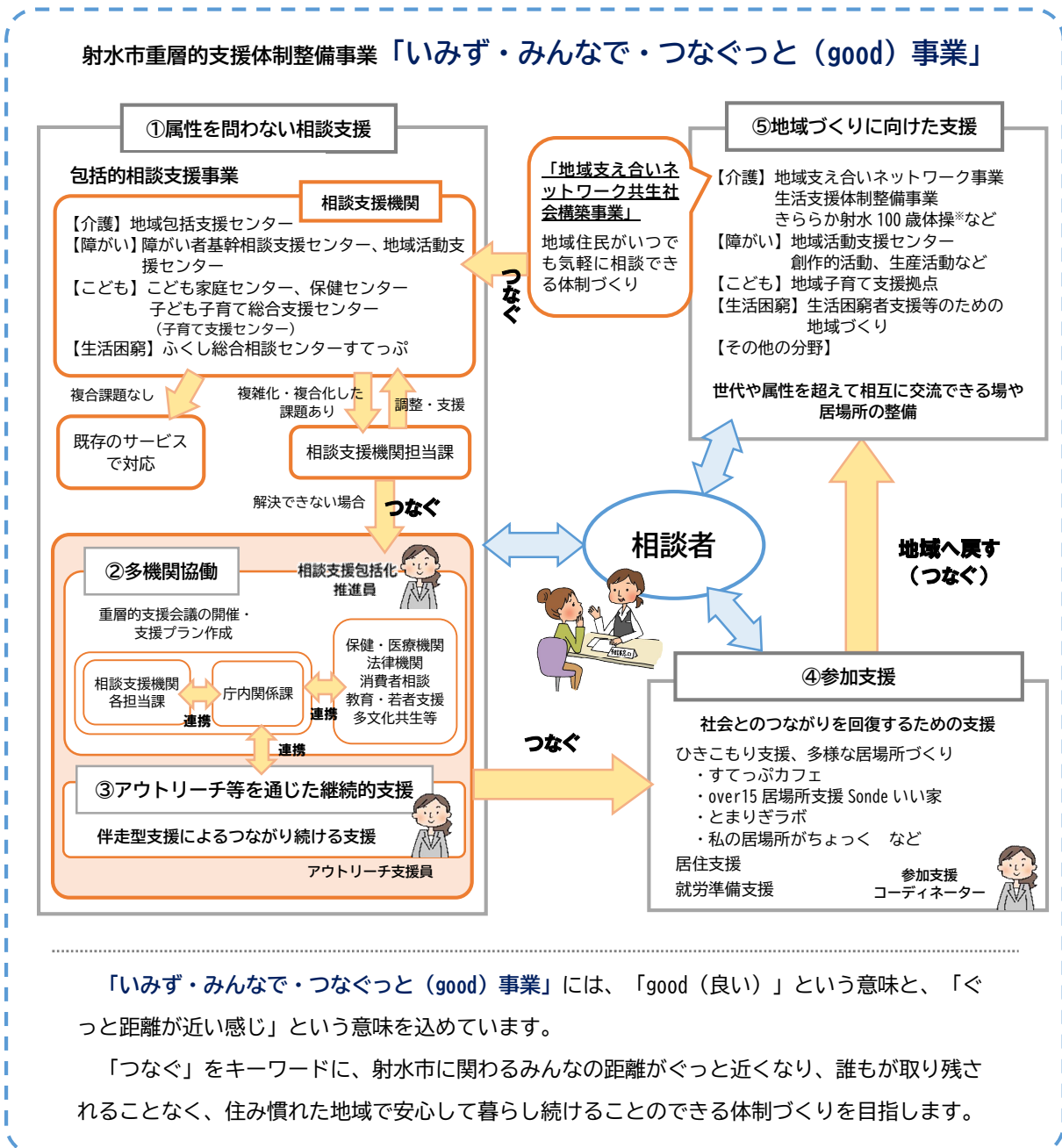
包括的相談支援に関する情報の共有を円滑に実施するため、福祉保健部及びこども家庭部の各課の担当係長または担当者（専門職）を「相談支援推進員」とし、多機関協働事業を行う「相談支援包括化推進員」を中心とした連携体制を構築します。

また、相談時に庁内各課及び相談支援機関との連携を円滑にするため、毎年度、業務担当名簿を作成し、相談支援機関と共有します。

施策② 重層的支援体制整備事業の推進

本市では、重層的支援体制整備事業「いみず・みんなで・つなぐっと (good) 事業」の基本方針として、次のような取組を進めることにより、網目の細かいセーフティネットを構築し、支援の必要な人が制度の狭間に取り残されることなく、早期相談・早期支援につながり、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を目指します。

- 支援関係機関等が連携・協働し、チームで支援することにより、世帯の生活課題の解決に向け「重層的」に支援を行います。
- 関係団体や市民など多様な主体が、多様な取組や地域活動に参画し、連携することにより、「重層的」に支え合う地域づくりを行います。
- 相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の重層事業の基本となる3つの事業が重なり合うように連動した取組を行います。



「いみず・みんなで・つなぐっと (good) 事業」には、「good (良い)」という意味と、「ぐっと距離が近い感じ」という意味を込めています。

「つなぐ」をキーワードに、射水市に関わるみんなの距離がぐっと近くなり、誰もが取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる体制づくりを目指します。

【重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制】

◆包括的相談支援事業

- ・相談者の世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止めます。
- ・相談者の課題を整理し、必要な情報提供やほかの支援機関と連携して対応します。
- ・複雑化・複合化した課題がある時は、支援担当課で調整・支援し、解決できない場合は多機関協働事業へつなぎます。

| 事業 | 実施体制 | 運営形態 | 設置数 | 担当課 |
|---------------|--|------|-----|--------|
| 地域包括支援センターの運営 | 地域包括支援センター (新湊西、新湊東、小杉・下、小杉南、大門、大島) | 委託 | 6か所 | 地域福祉課 |
| 障がい者相談支援事業 | 基幹相談支援センター 地域活動支援センター | 委託 | 5か所 | 社会福祉課 |
| 利用者支援事業 | こども家庭センター型 こども家庭センター | 直営 | 1か所 | こども福祉課 |
| | 妊婦等包括相談支援事業型 こども家庭センター | 直営 | 1か所 | こども福祉課 |
| 生活困窮者自立支援事業 | 生活自立サポートセンター | 委託 | 1か所 | 社会福祉課 |

◆多機関協働事業

- ・市全体で包括的な相談支援体制を構築します。
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担い、全体調整を行います。
- ・単独の支援機関等では十分な対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える相談について、支援の調整役として課題を整理し、支援関係機関の役割分担や支援の方向を定め、必要に応じ支援プランの作成等を行います。

| 実施体制 | 運営形態 | 人員配置 | 担当課 |
|---------------------------|------|----------------|-------|
| 相談支援包括化推進員の配置 | 直営 | 社会福祉士、 保健師等 | 地域福祉課 |
| 重層的支援個別会議、重層的支援会議、支援会議の開催 | 直営 | | 地域福祉課 |
| 関係機関連絡会の開催 | 直営 | | 地域福祉課 |
| 情報共有・連携体制の構築 | 直営 | | 地域福祉課 |

◆アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援の届いていない人に支援を届けます。
- ・地域や関係機関とのつながりから、潜在的な支援対象者や相談者を見つけます。
- ・孤独・孤立により問題を抱えた人を早期に把握し、意向や事情に配慮した支援を行います。
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置きます。

| 実施体制 | 運営形態 | 人員配置 | 担当課 |
|--------------|------|----------------|-------|
| アウトリーチ支援員の配置 | 直営 | 社会福祉士、 保健師等 | 地域福祉課 |

◆参加支援事業※

- 社会とのつながりをつくるための支援を行います。
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります。
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います。

| 実施体制 | 運営形態 | 人員配置 | 担当課 |
|-----------------|------|--------|-------|
| 参加支援コーディネーターの配置 | 直営 | 社会福祉士等 | 地域福祉課 |

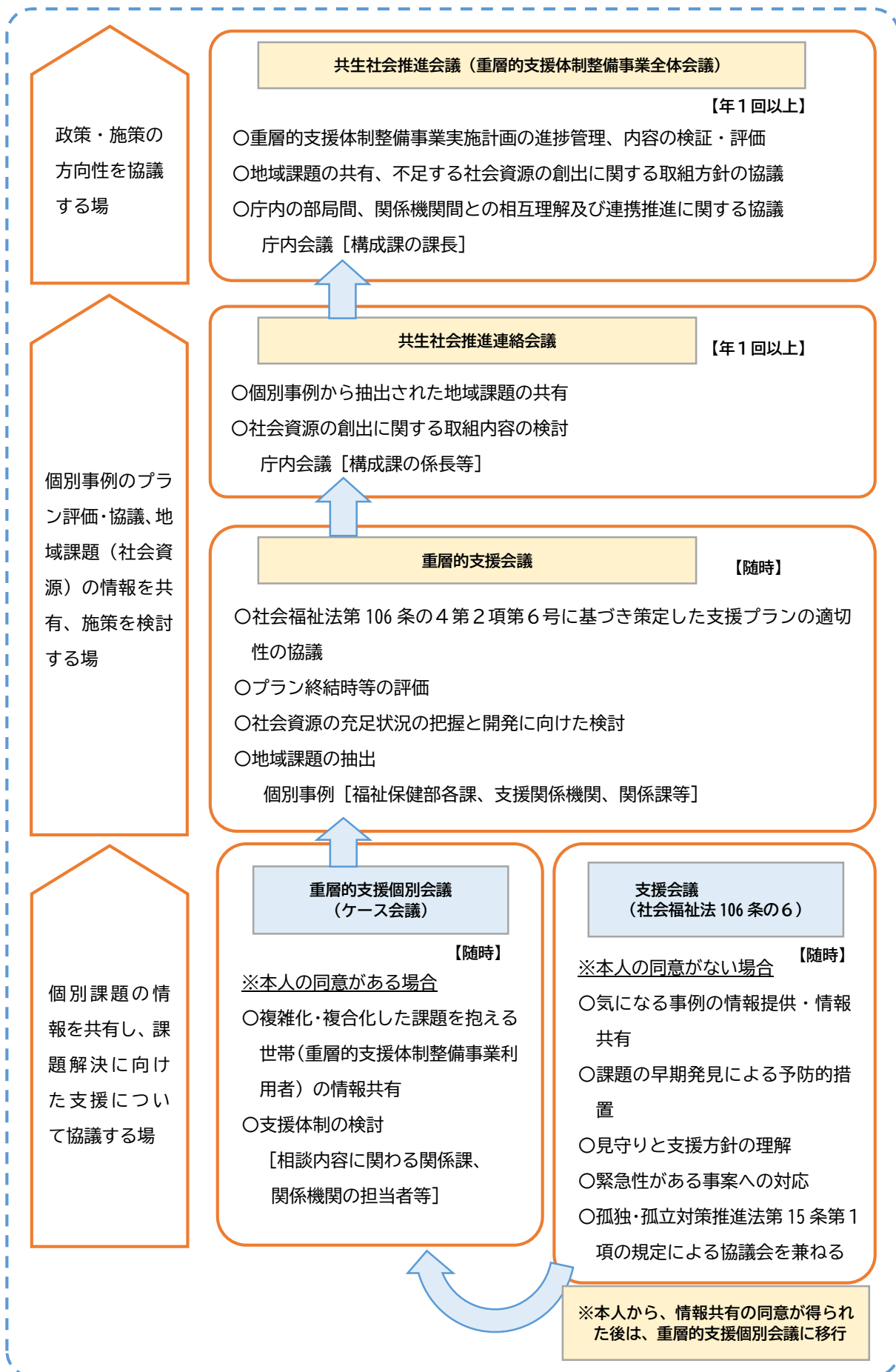
| 活用可能な社会資源・連携先 | 運営形態 | 人員配置 | 担当課 |
|---------------|------|--------|----------------|
| ひきこもりサポート事業等 | 委託 | 社会福祉士等 | 社会福祉課 地域福祉課 |

◆地域づくり事業

- 世代や属性を超えて相互に交流できる多様な場や居場所を整備します。
- 交流・参加・学びの機会を生み出すため、個別の活動や人をコーディネートします。
- 地域における活動の活性化等を通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備します。

| 事業 | 実施体制等 | 運営形態 | 設置数等 | 担当課 |
|----------------------|-----------------------|----------|---------------|-----------------|
| 地域介護予防活動支援事業 | - | 直営 委託 | 市内全域 | 地域福祉課 保健センター |
| 地域支え合いネットワーク事業 | - | 直営 | 地域振興会 単位 | 地域福祉課 |
| 地域支え合いネットワーク共生社会構築事業 | - | 直営 | 地域振興会 単位 | 地域福祉課 |
| 生活支援体制整備事業 | 第1層生活支援コーディネーターの配置 | 直営 | 1か所 (市内全域) | 地域福祉課 |
| | 第2層生活支援コーディネーターの配置 | 委託 | 6か所 (包括圏域) | |
| 地域活動支援センター設置事業 | 地域活動支援センター (基本型) | 委託 | 4か所 | 社会福祉課 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て支援センター | 直営 委託 | 8か所 | 子育て支援課 |
| 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 民生委員の活動環境整備等 担い手確保 | 直営 | 市内全域 | 地域福祉課 |

【重層的支援体制整備事業の推進体制】



【事業の評価】

重層的支援体制整備事業の評価指標を設定します。

共生社会推進会議（重層的支援体制整備事業全体会議）において報告し、事業全体の進捗状況について協議します。

| 指標名 | 策定時 (R1) | 現状値 (R6) | 最終目標 (R12) |
|---|-------------|-------------|---------------|
| 多機関協働事業 ・支援プラン作成件数 | — | 9件 | 12件 |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・支援プラン作成件数 | — | 0件 | 5件 |
| 参加支援事業 ・支援プラン作成件数 | — | 0件 | 10件 |
| 地域支え合いネットワーク共生社会構築事業 ・地域共生社会の取組地域数（再掲） | — | 2地域 | 5地域 |

第5章

認知症施策推進計画

.....



第5章は、認知症の人やその家族を支えるための地域づくりに向けた取組についてまとめています。

- 1 計画の策定に当たって
- 2 認知症施策をとりまく現況と課題
- 3 施策の展開

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨と背景

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症高齢者数は増加しています。厚生労働省の推計によれば、令和22年には認知症高齢者が約584万人、軽度認知障害（MC1）※高齢者が約613万人となり、高齢者の約3人に1人が認知症または軽度認知障害（MC1）になると見込まれています。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、地域全体での支え合いが不可欠です。こうした状況を踏まえ、国は令和5年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法を制定し、令和6年1月に施行しました。同法は、認知症の人を含むすべての市民が個性と能力を發揮し、互いに尊重し合いながら共生社会の実現を目指すことを目的としています。

本市ではこれまで、令和6年3月に策定した「射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」において認知症施策を展開してきましたが、認知症基本法の趣旨を踏まえ、「共生社会」の実現に向けた取組を進めるに当たっては、現在取り組んでいる認知症施策を踏襲しつつ、「新しい認知症観」に立ちながら、より具体的な取組を推進していく必要があります。そのため、本計画において「射水市認知症施策推進計画」を新たに策定し、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中にある各種関連施策と連動しながら、認知症の本人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会に向けた取組を総合的・計画的に進めていきます。

(2) 計画の位置づけ

「射水市認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（第13条）の規定に基づき、認知症の人やその家族が自分らしく暮らし続けるための取組の方向性を示すものです。策定に当たっては、本市における地域福祉計画・地域福祉活動計画をはじめとする各種関連計画との整合を図ります。

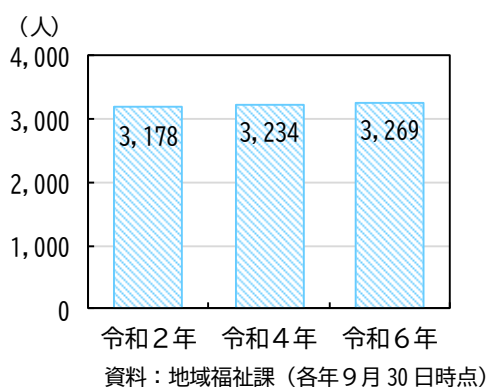
2 認知症施策をとりまく現況と課題

(1) 認知症高齢者に関する状況

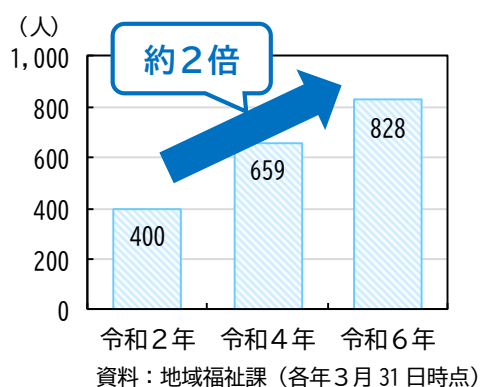
認知症高齢者数は増加しており、令和6年で3,269人となっています。

認知症サポーター養成講座の参加者数は増加しており、令和6年の参加者数は令和2年の2倍以上となっています。また、認知症サポーターの累計数は、令和6年で16,909人となっています。

■認知症高齢者数の推移



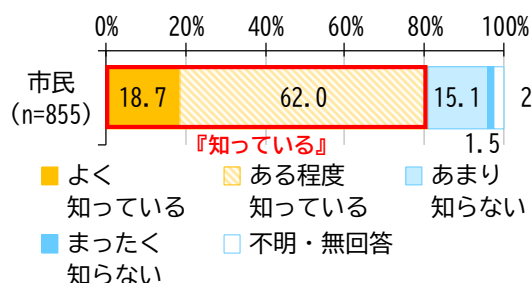
■認知症サポーター数(参加者数)の推移



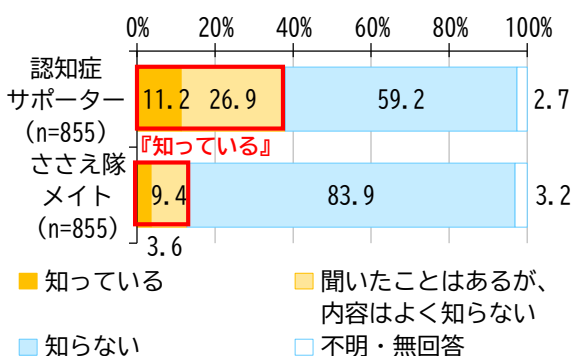
(2) 認知症に関する市民の意識の状況

認知症に関して『知っている』と回答した住民が約8割となっています。また、認知症サポーターの認知度は約4割、ささえ隊メイトの認知度は約1割となっています。いずれの項目においても、年齢が上がるほど『知っている』の割合が低くなっています。

■認知症に関してどの程度知っているか
(市民アンケート調査)



■認知症サポーター・ささえ隊メイトの認知度
(市民アンケート調査)



認知症になってからも暮らしやすい社会を築くためにできることとして、「認知症について正しい知識や理解を持つ」が最も高くなっています。その他、日常生活における見守り支援に関する項目が上位に挙げられています。

■認知症になってからも暮らしやすい社会を築くために、あなたができると思うこと（上位5位）
（市民アンケート調査）

| 市民（n=855） | |
|-----------|---|
| 1 | 認知症について正しい知識や理解を持つ 63.5% |
| 2 | 道に迷ったり、困っているところを見かけたら、声かけや警察等への連絡をする 52.6% |
| 3 | 日常生活の中で、見守りや安否確認をする 42.6% |
| 4 | 孤立しないよう、あいさつや声かけを心がけたり、話し相手や相談相手になる 36.4% |
| 5 | ちょっとした買い物やゴミ出しの手助け、地域の集まりや活動の参加に、配慮する 16.8% |

3 施策の展開

（1）基本目標

安心して暮らせる地域づくり

自分らしく生活できる仕組みづくり



誰もが認知症になり得る中において、市民一人ひとりが認知症への正しい知識を持ち、「認知症は自分にも関係がある『自分ごと』」として考えることが求められています。

認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方（新しい認知症観）を『自分ごと』として理解することで、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

射水市認知症施策推進計画に係る指標

| 指標名 | 策定時 (R1) | 現状値 (R6) | 最終目標 (R12) |
|-----------------|-------------|-------------|---------------|
| 認知症サポーター養成者累計人数 | — | 16,909人 | 20,000人 |
| ささえ隊メイト累計人数 | — | 191人 | 300人 |
| 認知症カフェ設置数 | — | 2か所 | 15か所 |

(2) 具体的な取組

施策① 認知症に関する理解促進・本人発信支援

| — 市が取り組むこと — | |
|---------------|---|
| 認知症への正しい理解の啓発 | <p>認知症に関する正しい知識と理解を普及し、認知症の人の尊厳を損なうことなく、地域住民すべてが適切な対応ができる「認知症になっても安心して暮らせるまち」をつくるため、地域住民や学校・企業を対象に「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催します。</p> <p>「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、認知症の人とその家族に寄り添い、地域での認知症に関する活動に取り組む身近な応援者である「ささえ隊メイト」を養成し、研修会や交流会等の開催を通して、地域に根差した活動を支援します。</p> <p>認知症の人と接する際に正しい知識や必要な配慮を理解するための「ひとこと声かけ体験会」や認知症・軽度認知障害（MCI）についての正しい知識の普及と認知機能の低下に早い段階で気づき、適切な早期相談ができるように「脳いきいき健康講座」など出前講座を開催し、「新しい認知症観」の普及を促進します。また、認知症月間などにおける企画展示やキャンペーン、民間企業と連携した普及啓発活動に取り組みます。</p> |
| 本人からの情報発信の支援 | <p>認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になってからも希望をもって暮らすことができる姿等を、市の各種事業や広報媒体等、多様な方法による発信ができる機会を支援します。</p> |

施策② 認知症の人とその家族を支える取組の推進

| — 市が取り組むこと — | |
|---------------------------|---|
| 認知症の人やその家族等が主体的に参加できる場づくり | <p>認知症の人を介護する家族が正しく認知症を理解し、対応することで認知症の症状を緩和することが可能であることから、認知症カフェの開催や認知症の人と家族への一体的支援事業（なごもっと）の実施など、家族への支援体制を充実します。</p> |
| 相談支援の充実 | <p>認知症に関する相談ができるように、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員（認知症ささえ隊）※を配置し、相談しやすい窓口の環境づくりを支援します。各種事業や関係機関等と連携し、「いみずオレンジガイドブック（認知症ケアパス）」を積極的に活用し、相談窓口の普及啓発を図り、相談先や受診先の利用方法等について周知を行います。</p> |

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------------------|--|
| チームオレンジ活動の整備 【新規】 | 認知症地域支援推進員、ささえ隊メイトが中心となり、認知症の人とその家族への見守りや相談など支援ニーズに合った具体的な支援につなげる体制を整えます。 |
| 認知症の人の意思決定支援 | 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について、多職種での研修等を通じて、活用促進を図ります。 市民向けの講演会など普及啓発事業を通じ、認知症の人にわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進を図ります。 |
| 医療・福祉サービスの体制整備 | 介護支援専門員のケアプランを振り返り、日頃のケアマネジメントにおいて困難な事項等を話し合い、介護支援専門員の支援を行います。 認知症サポート医や専門職（保健師、社会福祉士等）で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われ支援が必要な人や家族に対して相談や訪問を集中して行い、早期に医療や介護サービスにつなげるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医及び認知症疾患医療センター等と連携し、支援を行います。 支援が困難なケースに対し、多職種や地域の支援者等により具体的な支援方法を検討することにより、必要な医療・介護の提供が可能となる体制整備を推進します。 |
| 認知症の人の安全・安心対策 | 市内の事業所等が認知症に対する理解を深め、「認知症の人にやさしいお店」として登録することで、認知症になっても安心して外出できる地域づくりを行います。 認知症により行方不明になった高齢者の早期の発見及びその家族等の精神的負担の軽減を図るため、みまもり事業（どこシルプラス事業）において、二次元コードを利用して認知症等により行方不明高齢者等を早期に発見できるよう、地域の見守り体制を構築します。 認知症の人が日常生活での偶然の事故で法律上の賠償責任を負った場合に補償する保険に市が加入する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業により、本人と家族の地域での安心した生活を支援します。 |
| 若年性認知症への取組 | 富山県若年性認知症コーディネーターと連携し、若年性認知症相談・支援を行います。 |

施策③ 認知症予防の推進

「認知症の予防」とは、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

| — 市が取り組むこと — | |
|-----------------|--|
| 認知症予防教室や講座の開催 | 生活習慣病の予防や社会参加は認知症予防に効果が期待できることから、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上など、健康づくりや介護予防に資する教室を地域の集いの場やコミュニティセンター等で開催します。 |
| 地域ぐるみの介護予防活動の支援 | サロン活動やきららか射水 100 歳体操を継続して実践するグループづくりの支援を行い、歩いて行ける身近な場所で誰でも参加でき、週 1 回程度集まる住民主体の集いの場の普及や地域支え合い講演会、研修を通じてボランティア（住民サポーター）の養成を図るなど、地域の主体的な介護予防活動を支援します。 |

施策④ 早期発見・早期対応を支える体制づくり

| — 市が取り組むこと — | |
|----------------------|--|
| 認知症相談体制の整備 | 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員（認知症ささえ隊）が、もの忘れや認知症に対する相談や適切な情報提供を行い、不安の軽減・早期発見・早期治療につなげます。 |
| 支援者連携の推進への支援 | 認知症サポート医や専門職（保健師、社会福祉士等）で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われ支援が必要な人や家族に対し相談や訪問を集中して行い、早期に医療や介護サービスにつなげるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医及び認知症疾患医療センター等と連携し、支援を行います。 多職種や地域の支援者等による個別事例会議において具体的な支援方法を検討し、地域のネットワークを構築します。 |
| 認知機能検診及びフォローアップ体制の推進 | 軽度認知障害（MCI）を早期に発見することを目的に、認知症サポート医が認知機能検診を実施し、その検診結果に基づき、地域包括支援センターが受診者へ訪問等による面談や電話でモニタリングを行うなど、関係機関が連携する体制を整備します。 |

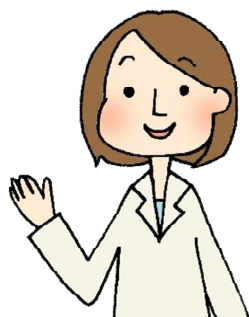
| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 日常生活自立支援事業の周知 | 判断能力が不十分な人の権利擁護支援である日常生活自立支援事業の周知に取り組み、認知症の人の権利擁護を促進します。 |

第6章

成年後見制度 利用促進基本計画

第6章は、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護についてまとめています。

- 1 計画の策定に当たって
- 2 権利擁護をとりまく現況と課題
- 3 施策の展開



1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨と背景

本市の高齢化率は30%を超えて推移しており、高齢者のみの世帯の割合も増加しています。今後も、認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の親世代の高齢化等により、判断能力が不十分な人の増加が懸念されます。

「自分らしく暮らしたい」という思いは誰もが持つ基本的な願いであり、その人らしく暮らし続けることができるよう、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合っていくことなど、権利擁護支援の体制構築が今後ますます重要となってきます。

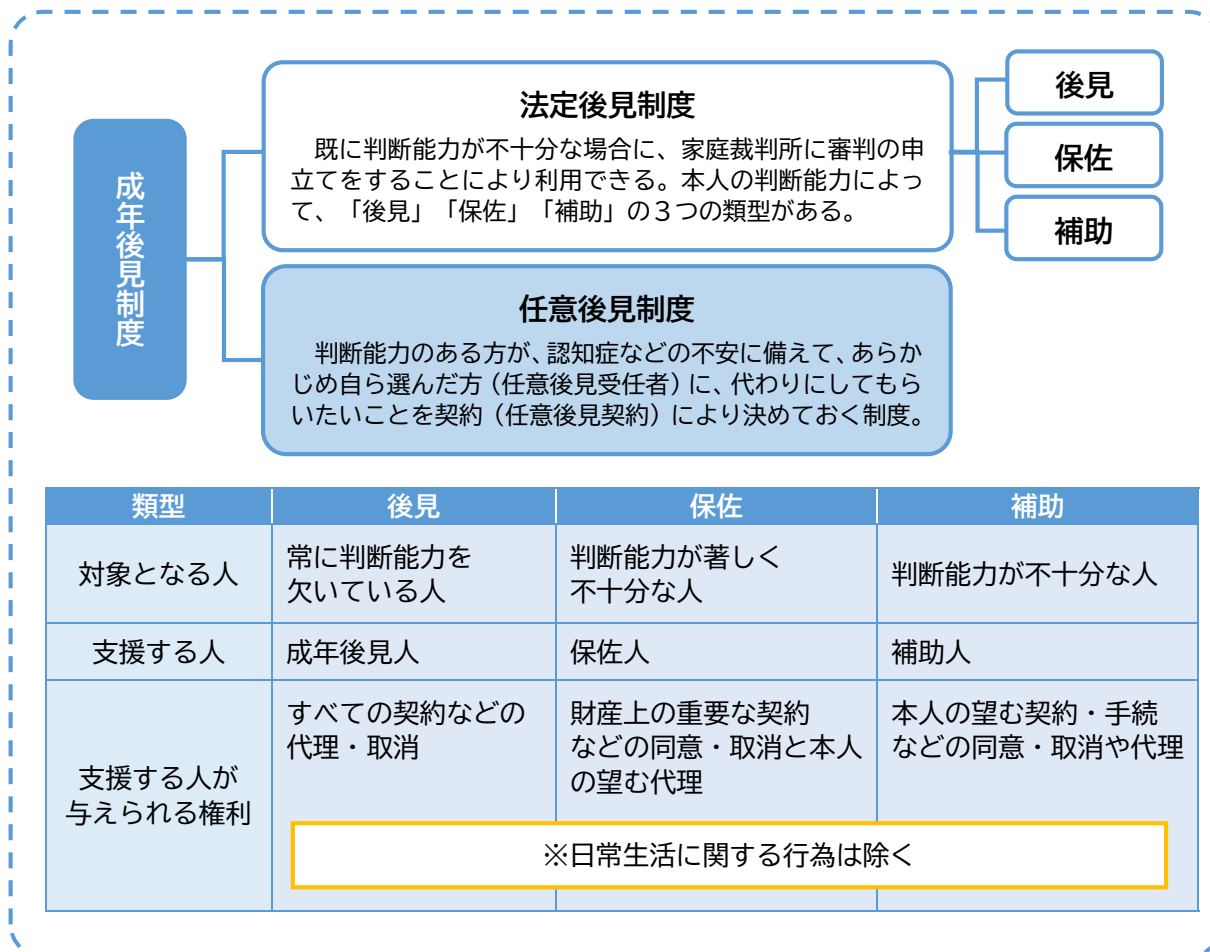
国では、平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律により、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされています。本市では、これまで「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の一部を、この基本的な計画として位置づけて取り組んできましたが、近年の本市の現状や課題を踏まえ、成年後見制度に関わる施策を拡充していくため、別章として「射水市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中にある施策「成年後見制度の利用促進」と連動しながら、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関するさらなる取組を総合的・計画的に進めていきます。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、本人の財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律的に保護し支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの種類があります。「法定後見制度」は、既に判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所に審判の申立てをすることにより利用できます。本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法律的に保護し支援する制度です。「任意後見制度」は、現在、判断能力がある人が、認知症などの不安に備えて、あらかじめ自らが選んだ方（任意後見受任者）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）により決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

■成年後見制度の種類



(3) 計画の位置づけ

「射水市成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条第1項）の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を示すものです。策定に当たっては、本市における地域福祉計画・地域福祉活動計画をはじめとする各種関連計画との整合を図ります。

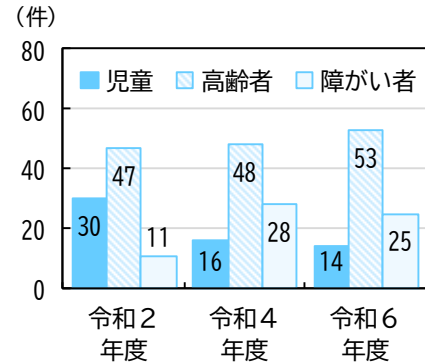
2 権利擁護をとりまく現況と課題

(1) 虐待の状況

児童虐待相談件数は減少傾向で推移しています。高齢者虐待相談件数は増加傾向で推移しており、令和6年度には、これまでで最も多い**53件**となっています。障がい者虐待相談件数は増減しながら増加傾向で推移しています。

資料：児童虐待相談件数 子ども福祉課
 高齢者虐待相談件数 地域福祉課
 障がい者虐待相談件数 社会福祉課

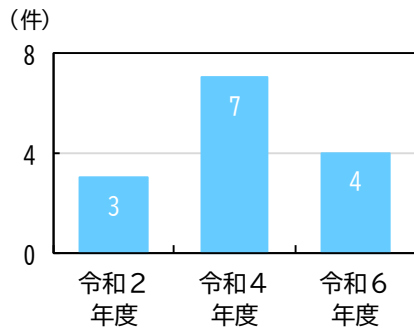
■虐待の相談件数の推移



(2) 権利擁護に関する制度等の利用状況

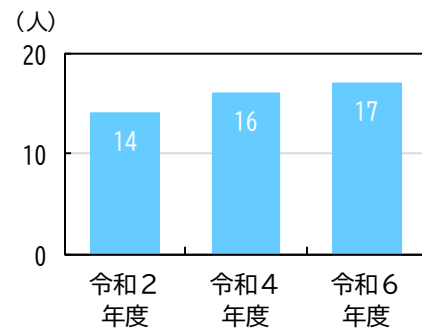
令和6年度の成年後見制度市長申立件数は、**4件**となっています。呉西地区成年後見センターにおける本市の市民後見人バンク登録者は増加傾向で推移しており、令和6年度で**17人**となっています。

■成年後見制度市長申立件数の推移



資料：地域福祉課、社会福祉課

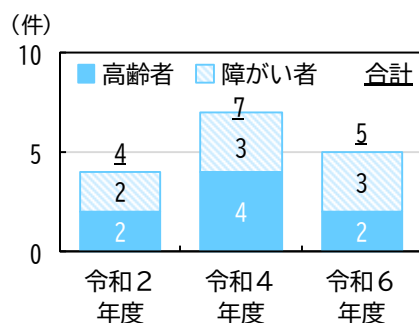
■市民後見人バンク登録者数の推移



資料：地域福祉課

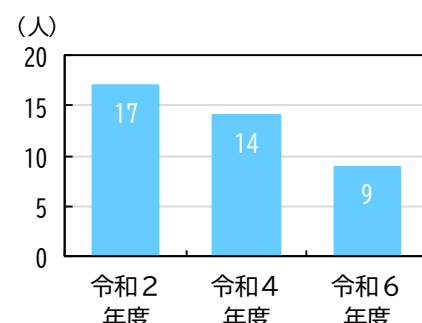
令和6年度の成年後見人等報酬助成件数は、**5件**となっています。日常生活自立支援事業利用者数は減少傾向で推移しており、令和6年度で**9人**となっています。

■成年後見人等報酬助成件数の推移



資料：地域福祉課、社会福祉課

■日常生活自立支援事業利用者数の推移



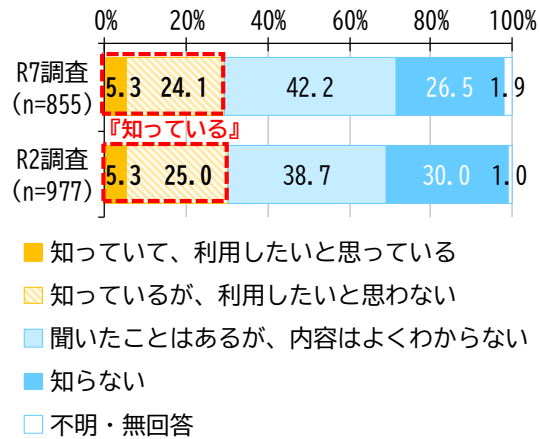
資料：市社会福祉協議会

(3) 権利擁護に関する市民の意識の状況

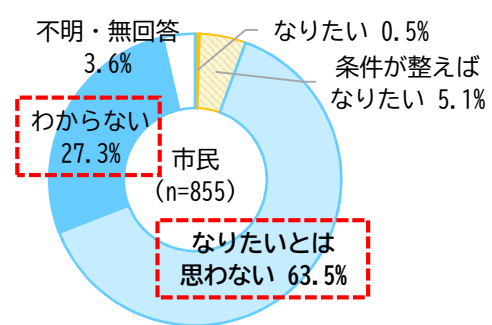
成年後見制度の認知度は約3割と、令和2年調査と比較してほぼ変わらず、制度を知らない人が7割近くとなっています。

また、約9割が市民後見人に「なりたいとは思わない」または「わからない」と回答しています。成年後見制度の内容や必要性について、さらなる周知・啓発が求められます。

■成年後見制度の認知度（市民アンケート調査）



■市民後見人になりたいか（市民アンケート調査）



3 施策の展開

(1) 基本目標

安心して暮らせる地域づくり



すべての住民が安心して生活するためには、判断能力が十分でなくなったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、本人の意思に沿った支援を行う仕組みづくりが重要です。

そのため、市民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携を進めることで、市民一人ひとりの意思決定が尊重され、みんなが安心して暮らせる“地域づくり”を進めます。

射水市成年後見制度利用促進基本計画に係る指標

| 指標名 | 策定時 (R1) | 現状値 (R6) | 最終目標 (R12) |
|------------------|-------------|-------------|---------------|
| 市民後見人バンク登録者数(再掲) | 13人 | 17人 | 22人 |
| 成年後見制度研修会受講者累計人数 | - | - | 150人 |
| 成年後見制度市長申立件数 | 2件 | 4件 | 9件 |

(2) 具体的な取組

施策① 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上

| — 市が取り組むこと — | |
|-----------------------------------|---|
| 成年後見制度の周知・啓発 | 任意後見制度も含めた成年後見制度について、広報誌や出前講座による周知・啓発を行い、成年後見制度の利用促進に取り組みます。 |
| 意思決定支援に関する周知と研修の開催 【新規】 | 意思決定支援に関するガイドライン等に基づく研修会の実施など、意思決定支援を重視した取組が浸透するよう普及・啓発を行います。 |
| 成年後見制度に関する相談会の開催 | 呉西地区成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談業務を行います。また、市でも相談窓口の開設（市役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター）や専門職による成年後見制度利用相談会を行います。 |
| 成年後見制度利用支援事業の充実 【新規】 | 成年後見制度を自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立の経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立の支援や費用の助成等を実施します。 |
| | 成年後見制度利用支援事業の安定的な実施と、事務フローの見直し、マニュアルの作成などにより、市長申立の適切な実施に努めます。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-----------------------|--|
| 成年後見制度利用支援事業の充実 | 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会等）との連携の仕組みづくりを行います。 |

施策② 権利擁護支援の地域ネットワークの構築

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------------------------------|--|
| 中核機関及びチーム・協議会の設置 | 中核機関である呉西地区成年後見センターは、法人後見受任業務として、判断能力が不十分で成年後見制度の利用を必要とする人の成年後見人等となり、身上監護（各種手続きや福祉サービス契約）や財産管理（日常的金銭管理）、見守りの支援等を行います。 |
| | 既存の組織を活用し、権利擁護支援の課題や取組等を協議する協議会を設置します。具体的には「市高齢者虐待防止ネットワーク会議」及び「市障がい者虐待防止ネットワーク会議（市障がい者差別解消支援地域協議会）」を「協議会」として位置づけます。 |
| | 富山県成年後見制度利用促進協議会に参加し、関係機関とのネットワークの構築に努めます。 |
| | 地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとしてチームづくりを進めます。具体的には、地域ケア会議など個別のケース会議のメンバーを「チーム」として位置づけ、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者がチームとなり支援します。 |
| 権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援の推進 【新規】 | 成年後見制度をはじめ、権利擁護支援に関する市民への研修会を開催します。 |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|--------------------------------------|---|
| 権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援の推進 【新規】 | 関係機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、基幹相談支援センター、相談支援事業所など）と連携し、支援が必要な人が早期支援につながるよう初期相談の取組を強化するとともに、地域連携ネットワークを整備します。 |
| 本人をとりまく支援体制の整備 【新規】 | 後見等の開始前には、親族、福祉・医療・地域等の関係者が、開始後は成年後見人等が加わり、本人の意思決定支援や身上監護等の対応ができる支援体制を整備します。 |

施策③ 権利擁護支援への多様な主体の参加と地域づくりの推進

| — 市が取り組むこと — | |
|----------------------|---|
| 権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援 | <p>呉西地区成年後見センターにおいて、市民後見人養成講座を開催し、市民後見人を養成します。そして、講座及び研修を受講された人が「市民後見人バンク」に登録し、「法人後見支援員」として活動してもらい、将来的に個人受任型の市民後見人として活動できることを目指します。</p> <p>呉西地区成年後見センターで実施する市民後見人養成講座を広報誌等で周知します。</p> |

| — 市・市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|-----------------------|--|
| 権利擁護支援に関するニーズの把握 | 生活困窮や8050問題等の個別支援と連携し、潜在的ニーズの発見に努めます。 |
| 日常生活自立支援事業との連携推進 | 市社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な人の権利擁護支援である日常生活自立支援事業と連携し、成年後見制度の適切な利用促進を図ります。 |

コラム

呉西地区成年後見センター

呉西地区（射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）の市民を対象に、「成年後見制度」の利用を支援します。

設置場所

高岡市社会福祉協議会2階

相談

成年後見制度の利用に関する総合的な相談（申立書類等の書き方など）

人材育成

市民後見人の養成講座・実務研修の実施

（研修終了者は、市民後見人バンクに登録し、法人後見支援員として活動）

法人後見の受任

家庭裁判所から依頼があった際に、必要に応じて呉西地区成年後見センターが後見業務を実施

第7章

再犯防止推進計画

.....



第7章は、犯罪や非行をした人の更生支援を推進していくための取組についてまとめています。

- 1 計画の策定に当たって
- 2 再犯防止をとりまく現況と課題
- 3 施策の展開

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨と背景

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

しかし、こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

特に、支援に当たっては、保健・医療・福祉などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要です。

国では、平成28年に施行された再犯の防止等の推進に関する法律により、再犯の防止等に関する施策の実施等における責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされています。

本市では、これまで「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の一部を、この計画として位置づけて取り組んできましたが、近年の本市の現状や課題を踏まえ、再犯防止に関わる施策を拡充していくため、別章として「射水市再犯防止推進計画」を策定し、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中にある施策「更生支援の推進」と連動しながら、犯罪や非行をした人の更生支援に関するさらなる取組を総合的・計画的に進めていきます。

(2) 計画の位置づけ

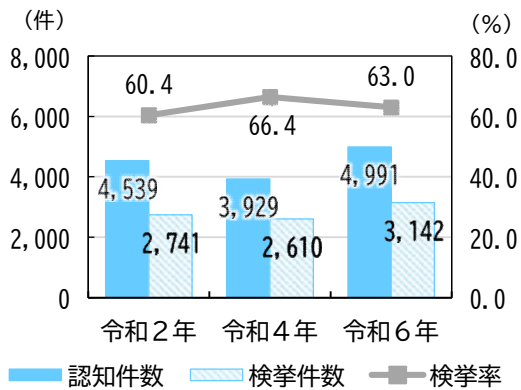
「射水市再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律（第8条）の規定に基づき、犯罪や非行をした人の更生支援に関する取組の方向性を示すものです。策定に当たっては、本市における地域福祉計画・地域福祉活動計画をはじめとする各種関連計画との整合を図ります。

2 再犯防止をとりまく現況と課題

(1) 再犯防止に関する状況

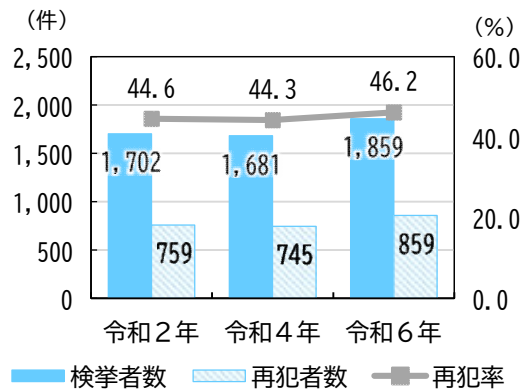
富山県内の刑法犯^{*}認知件数は、増加傾向となっています。また、富山県内の再犯率は増加傾向となっており、4割台で推移しています。

■ 刑法犯認知件数、検挙^{*}件数、検挙率の推移 (富山県内)



資料：富山県警察本部

■ 刑法犯検挙中の再犯者数及び再犯率の推移 (富山県内)



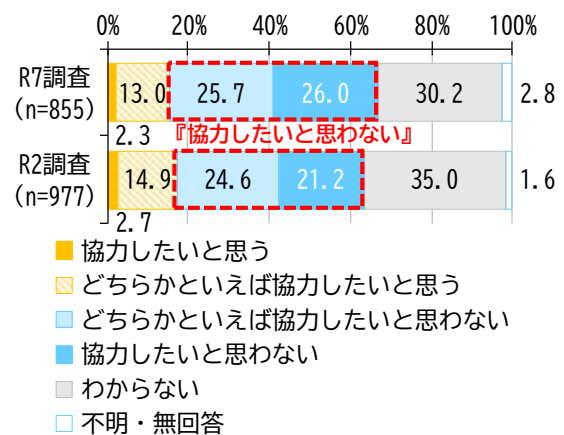
資料：富山県警察本部

(2) 再犯防止に関する市民の意識の状況

犯罪をした人の立ち直りに『協力したいと思わない』住民が増加しています。また、「わからない」と回答した住民が3割となっており、更生支援に対する理解を促進する必要があります。

更生支援についての理解と協力を進め、再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰につなげていくことが重要です。

■ 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか (市民アンケート調査)



3 施策の展開

(1) 基本目標

自分らしく生活できる仕組みづくり



犯罪や非行をした人の中には、貧困や厳しい成育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤立することがないように、取組を進めていくことが重要です。

そのため、再犯防止の推進に向けて様々な団体や関係機関と連携するとともに、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信を行い、誰もが自分らしく生活できる“仕組みづくり”を進めます。

射水市再犯防止推進計画に係る指標

| 指標名 | 策定時 (R1) | 現状値 (R6) | 最終目標 (R12) |
|-------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| 犯罪をした人の立ち直りへの意識「協力したい」の割合（再掲） | 17.6% | 15.3% | 25.0% |
| 保護観察対象者等を雇用する協力事業者の登録数 | 35社 | 48社 | 55社 |

— 市民が取り組むこと —

- 犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくしましょう。（再掲）
- 保護司等の更生保護ボランティアの活動を理解しましょう。（再掲）
- 更生保護のボランティア活動に意欲のある人は、活動に参加しましょう。（再掲）



(2) 具体的な取組

施策① 再び犯罪に手を染めさせない環境づくり

| — 市が取り組むこと — | |
|-----------------------|--|
| 更生支援の取組の必要性についての周知・啓発 | <p>犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくし、社会の中で孤立せずに生活できるように、「社会を明るくする運動[*]」をはじめとする啓発活動などを推進し、更生支援の取組の必要性についての周知と啓発に努めます。</p> <p>薬物依存に関する正しい理解が広がるように、様々な関係機関や団体と連携して、広報や啓発活動に取り組みます。</p> |
| 更生保護活動への支援 | 保護司や更生保護女性会などの更生保護活動を一層周知することにより、活動への支援を推進します。 |

施策② 犯罪をした者等の更生を支援する取組の推進

| — 市が取り組むこと — | |
|--------------|--|
| 地域や学校と連携した支援 | <p>地域での活動や民間ボランティア等と連携して、地域での学びの場づくりを推進するよう、保護司と学校関係者の連携や協力体制づくりなどに努めます。</p> <p>地域での見守り活動や居場所づくりの活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、犯罪や非行を起こしにくい、つながりのある地域づくりを支援します。</p> <p>学校等と連携し、非行の未然防止や立ち直り支援を行います。</p> |
| 就労・住居の確保等 | 生活の基盤となる住居確保のため、公営住宅の活用、入居のための支援などの取組を、高齢者、障がい者、生活困窮者などの住まいの確保のための支援と連携して推進します。 |

| — 市社会福祉協議会が取り組むこと — | |
|---------------------|--|
| 一人ひとりの特性・状況に応じた支援 | <p>貧困や社会的孤立による犯罪の防止に向けて、生活困窮者自立支援事業等を活用した支援を行います。</p> <p>障がいや認知症などが起因して犯罪の加害者になってしまう場合があることも踏まえ、介護や日常生活の支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるように支援します。</p> |
| 相談窓口の充実 | ハローワーク等の関係機関と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。 |

第8章

計画の推進体制

.....

第8章では、この計画を円滑に進めていくための方針を説明します。

- 1 推進体制
- 2 計画の公表と周知
- 3 計画の評価と見直し



1 推進体制

本計画は、市と市社会福祉協議会が一方的に行うことにより達成できるものではなく、市民、関係団体、福祉サービス事業者、民間企業などの参画が不可欠であり、相互の理解と協力のもとで推進していきます。

それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、自らの地域について考え、地域活動への参加や近所や身近な人を気にかけるなど、普段からの交流を持つことが重要です。

また、自分自身の生活や健康の維持・向上のために努力することが求められます。

(2) 地域振興会の役割

本市は、旧小学校区を基本単位とした27地区で構成されており、その中には313の単位自治会・町内会が存在しています。

27地区それぞれが、地域の個性を生かして自主的にまちづくりを行うために自治会を中核とした地域振興会を設立し、地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な取組を推進します。

(3) 地区社会福祉協議会の役割

地域振興会ごとに27の地区社会福祉協議会が組織化され、地域の特色を踏まえ、地域の各種団体や福祉施設、市民とともに協力し助け合いながら、生活課題の解決を図ります。

(4) 関係団体・機関の役割

市民活動に対する市民の関心が高まり、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手として、大きな活躍が期待されています。

老人クラブ、児童クラブ等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活発な活動を展開しており、それぞれの活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

(5) 民生委員・児童委員の役割

地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する福祉サービスの紹介や相談等の様々な活動に取り組んでいます。

支援を必要とする人と行政や専門機関をつなぐパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動の推進役としても、大きな期待が寄せられています。

(6) 福祉サービス事業者の役割

それぞれの専門性を生かしながら、市民へのサービス提供に取り組めます。

また、必要に応じて、市社会福祉協議会や行政等とも連携・協働していくことが求められます。

(7) 射水市社会福祉協議会の役割

市や関係団体・機関等と連携し、市全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進します。

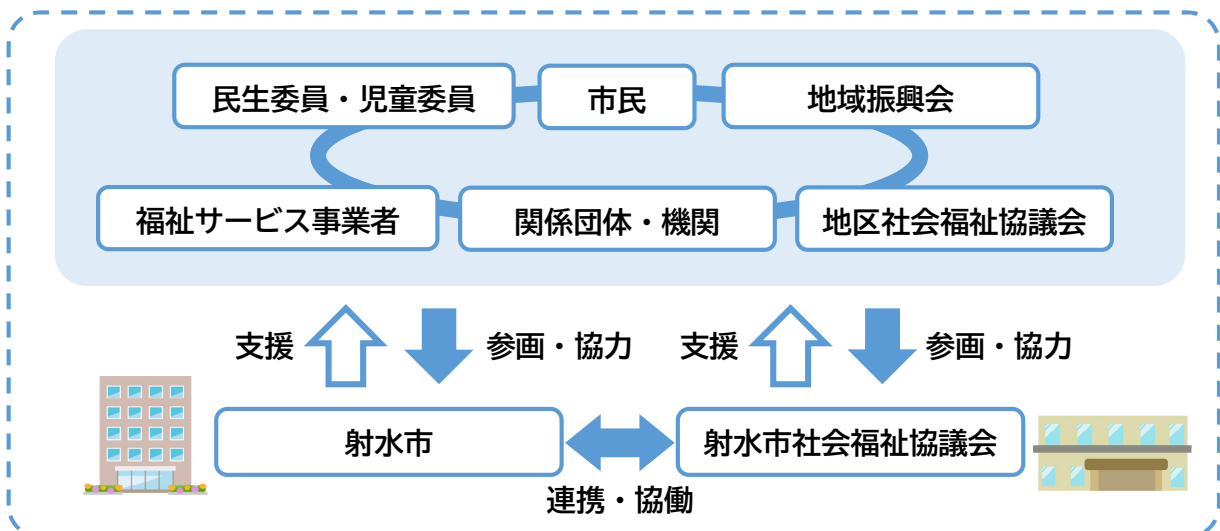
(8) 射水市の役割

市民の福祉向上を目指し、福祉施策を効果的・総合的に推進することが求められます。

福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、市民等と連携・協働しながら、地域福祉を支えます。

計画が効果的に推進されるために、計画に基づく事業の調査・分析及び評価を行い、適切な進行管理に努めます。

■推進体制のイメージ図



2 計画の公表と周知

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの協力が重要となります。

計画の推進に当たっては、計画策定の趣旨や計画の内容等について、市民の理解を深めるため、広報誌やホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて、公表・周知に努めていきます。

3 計画の評価と見直し

本計画の着実な推進を確保するため、各施策への取組がどのように展開され、市民の日常生活そのものがどのように変化したのか、その成果を的確に把握することが重要です。

そのため、計画における各施策の実施について、その取組状況を把握しながら、適切な進行管理を行っていく必要があります。

計画の進行管理に当たっては、各施策の進捗状況を確認し、社会情勢などを鑑みながら評価を行います。

また、本計画の最終年度となる令和 12 年度に地域福祉に関する市民の意識や意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、計画の見直しを行います。

資料編



資料編では、この計画の策定過程や策定会議などの資料、用語の説明を示しています。

- 1 計画策定の経過
- 2 いみず地域共生プラン中間見直しに係る計画策定委員会設置要綱
- 3 いみず地域共生プラン中間見直しに係る計画策定委員会委員名簿
- 4 用語集



1 計画策定の経過

| 年月日 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 令和7年 2月26日 | 第1回いみず地域共生プランの中間見直しに係る計画策定委員会 ・いみず地域共生プランの中間見直しに係る計画の策定について ・「地域福祉」に関するアンケート調査について ・今後のスケジュールについて |
| 3月27日 ～4月14日 | 「地域福祉」に関する市民アンケート調査の実施 (18歳以上の市民2,000人対象) |
| 4月18日 ～5月9日 | 団体・福祉関係者シート調査の実施 (地域福祉活動や支援に携わる団体・関係者を対象) |
| 7月23日 | 第2回いみず地域共生プランの中間見直しに係る計画策定委員会 ・一般市民、団体・福祉関係者調査の結果について ・調査結果からみられる課題と次期計画の方向性について ・「いみず地域共生プラン」中間見直し(骨子案)について |
| 10月29日 | 第3回いみず地域共生プランの中間見直しに係る計画策定委員会 ・「いみず地域共生プラン」中間見直し(素案)について |
| 12月22日～ 令和8年 1月16日 | パブリック・コメント実施 |
| 2月3日 | 第4回射水市地域福祉計画等策定委員会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・「いみず地域共生プラン」中間見直し(計画案)について |

2 いみず地域共生プラン中間見直しに係る計画策定委員会設置要綱

令和6年11月28日

告示第292号

(設置)

第1条 本市における地域福祉に関する総合的かつ体系的な指針として、令和3年3月に策定したいみず地域共生プランの中間見直しに係る計画(以下「計画」という。)を策定するため、いみず地域共生プラン中間見直しに係る計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) 社会福祉関係事業者
- (5) 行政関係者
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を進行する。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画の策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課及び射水市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 いみず地域共生プラン中間見直しに係る計画策定 委員会委員名簿

任期：令和7年2月26日から令和8年3月31日まで（敬称略）

| 区分 | 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|-----------|----------------|--------|------|
| 学識経験者 | 富山福祉短期大学 | 鷹西 恒 | 委員長 |
| | 射水市医師会 | 野澤 寛 | |
| 市民団体 | 射水市地域振興会連合会 | 高田 秋男 | |
| | 射水市老人クラブ連合会 | 古城 克實 | |
| | 射水市商工協議会 | 篠田 千春 | |
| 社会福祉団体 | 射水市社会福祉協議会 | 門田 晋 | |
| | 射水市民生委員児童委員協議会 | 多比木 実 | |
| | 射水市心身障害者連合会 | 久々江 除作 | |
| | 射水市ボランティア連絡協議会 | 竹内 弥生 | |
| | 射水保護司会 | 棚田 孝 | |
| 社会福祉関係事業者 | (福)小杉福祉会 | 倉敷 博一 | |
| | (福)射水福祉会 | 稲垣 宏 | |
| | 特定非営利活動法人プラスワン | 萩行 慎一 | |
| 行政関係者 | 高岡厚生センター射水支所 | 道谷 真由美 | 副委員長 |
| | 高岡児童相談所 | 石動 仁 | |
| | 射水市 | 杉本 寿 | |
| 公募 | 公募委員 | 磯部 美希 | |
| | 公募委員 | 岡野 利雄 | |

※令和8年3月時点

4 用語集

| 用語 | 解説 | 初出掲載頁 |
|----------------------|---|-------|
| あ IOT (アイオーティ) | 「Internet of Things」の略称で“モノのインターネット”と呼ばれている。インターネットに接続されていなかったモノが、ネットワークを通じて相互に情報交換をする仕組み | 10 |
| アウトリーチ | 手を伸ばすことを意味し、支援が必要な人に対し、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。 | 7 |
| いのちのボタン | 医療情報や緊急連絡先等を記入した情報シートを「いのちのボタン」という専用容器に入れ、冷蔵庫に保管し、救急時・災害時や地域住民同士の日頃の支え合い活動に活用する仕組み | 41 |
| 射水市こども条例 | 「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、こどもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現に向け、射水市が制定した条例 | 43 |
| NPO (エヌピーオー) | 「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称 | 20 |
| LGBTQ (エルジーピーティキュー) | レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、わからない、または決めない人）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称の一つ | 57 |
| か 介護支援専門員（ケアマネジャー） | 介護や支援を必要とする人やその家族と相談しながら、利用者が適切な介護サービスを受けるための計画（ケアプラン）の作成や調整を行う。一般的には「ケアマネ」と呼ばれる。 | 46 |
| 協議体 | 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク | 32 |
| 共生社会構築事業 | 制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくりていく「地域共生社会」の実現に向けた事業 | 25 |
| 共同募金 | 募金活動の一つ。赤い羽根をシンボルとする共同募金は、戦後、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動を制度化したもの | 43 |
| きららか射水 100 歳体操 | 高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活を送るために、身近な場所で週 1 回程度行う、重りを使った筋力運動の体操 | 79 |
| ケアネット活動 | 市内 27 地区を単位として、こどもから高齢者まで支援を必要とする方を、地域住民と関係機関が一体となって見守り、日常生活の支援を行う活動。具体的には、ケアネットチームをつくり、見守り、話し相手、ごみ出しなど必要な支援を行っている。 | 30 |
| 軽度認知障害（MC I（エムシーアイ）） | 認知症の前段階といわれ、健常者と認知症の中間で、認知機能（記憶・決定・理由づけ・実行等）のうち 1 つの機能に問題が生じてはいるが、日常生活上は支障がない状態のこと。MC I（「Mild Cognitive Impairment」）とも表記される。 | 86 |

| 用語 | 解説 | 初出掲載頁 |
|----------------|--|-------|
| 刑法犯 | 刑法及び暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦（強制性交等）・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪 | 105 |
| 検挙 | 検察官・司法警察職員などが認知した犯罪行為について、被疑者を取り調べること。 | 105 |
| 権利擁護 | 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。 | 30 |
| 合計特殊出生率 | 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを産むとした場合のこどもの数に相当するもの | 16 |
| 更生保護 | 犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動 | 65 |
| 高齢福祉推進員 | 市長から委嘱を受け、ひとり暮らし高齢者宅への安否確認や孤独感解消のための訪問を行う。 | 42 |
| 「ごちゃまぜ」のコミュニティ | 障がい者は障がい者、高齢者は高齢者だけという従来型のコミュニティではなく、障がいのある人もない人も世代も関わりなく、誰もが一緒に集まり、誰もが活躍することのできるコミュニティ | 75 |
| ごみ屋敷 | 「家屋全体がごみで埋め尽くされ、悪臭や害虫によって近隣住民に被害を与えている状況」を指すことが多いが、一般的な定義づけはされていない。 | 65 |
| さ 災害ボランティアセンター | 社会福祉協議会や市民団体が災害時に設置する被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点 | 61 |
| ささえ隊メイト | 認知症サポーター養成講座を受講後、さらに認知症サポーターステップアップ講座を受講し、認知症の人とその家族に寄り添い、地域で認知症に関する活動に取り組む。 | 52 |
| 参加支援事業 | 本人のニーズを丁寧にアセスメント（今の状況や必要な支援を丁寧に確認）した上で、社会とのつながりをつくるための支援を行う。 | 81 |
| ジェンダー | 生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。 | 11 |
| 市民後見人バンク | 市民後見人養成講座や実務研修修了生が市民後見人として登録する制度の名称 | 25 |
| 社会福祉士 | いわゆる「ソーシャルワーカー」と呼ばれる国家資格で、身体・精神・環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、支援を行う専門職 | 46 |
| 社会を明るくする運動 | 犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動 | 107 |
| 重層的支援体制整備事業 | 既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援事業」「地域づくり事業」の一体的実施に向けて創設された事業 | 4 |

| 用語 | 解説 | 初出掲載頁 |
|--------------------|--|-------|
| 人工知能(AI(エーアイ)) | 学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピューターシステムを指す。AIは「Artificial Intelligence」の略称 | 10 |
| 生活困窮 | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性やその他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある状態 | 2 |
| 生活支援コーディネーター | 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域においてコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者 | 51 |
| 生活福祉資金貸付制度 | 低所得世帯、障がい者または高齢者の属する世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度 | 69 |
| 精神保健福祉士 | 精神保健福祉法で位置づけられた国家資格で、精神障がい者に対する相談援助などの業務に携わる専門職 | 46 |
| 成年後見制度 | 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障がいの程度や事情を確認して本人を支援する人（成年後見人等）を選任する。 | 4 |
| 相談支援専門員 | 障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全般的な相談支援を行う。 | 46 |
| た 対話（サウンディング）型市場調査 | 事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法 | 75 |
| ダブルケア | 少子高齢化の進行と、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等により、同時期に子育てと親の介護に直面する状況 | 2 |
| 地域課題会議 | 地域支え合いネットワーク事業の中で行われる会議で、各地区における課題について取り上げ、検討や解決等を図る。 | 52 |
| 地域ケア会議 | 医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議 | 71 |
| 地域支え合いネットワーク事業 | 高齢者が社会参加し、自立した日常生活を営めるよう、また支援が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域振興会圏域で地域と行政が取り組む地域づくり事業 | 29 |
| 地域振興会 | 市内27の各地区単位で自治会等の自治組織を中心とし、その地区の女性組織、高齢者組織、青少年組織、福祉組織、スポーツ振興組織、消防団等各種団体が連携・協力し、地域づくりをともにを行うために設立された組織 | 30 |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情に沿って「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制 | 32 |
| 地区社会福祉協議会 | 地域の誰もが安心して暮らせるように、地域住民が地域でできることを互いに考え、支え合う、住民主体の組織。市内には、各地域振興会を圏域として、27地区で組織されている。 | 41 |

| 用語 | 解説 | 初出掲載頁 |
|--|--|-------|
| DV (ディーバイ) | 「Domestic Violence」の略称。配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力 | 30 |
| デジタル・トランスフォーメーション (DX (ディーエックス)) | 「デジタルによる変革」を意味し、デジタル技術の活用によって、人々の生活をより良いものへと変革すること。 | 10 |
| Digi-PoC TOYAMA (デジポック トヤマ) 実証実験プロジェクト | 富山県民のウェルビーイング (個人や社会の良い状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される。) 向上の実現を図るため、先進的なデジタル技術を活用して地域課題を解決する県の実証実験プロジェクト | 46 |
| デマンド交通 | 決まった時刻やルートに縛られることなく、利用者の予約に応じて運行する乗合型の公共交通 | 58 |
| な 日常生活自立支援事業 | 高齢や障がいにより一人では日常生活に不安のある人が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や書類等の預かりなど、本人との契約に基づいて支援する事業 | 56 |
| 認知症サポーター | 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする。 | 52 |
| 認知症地域支援推進員 (認知症ささえ隊) | 認知症高齢者等ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療・介護の関係機関の連携づくりや認知症高齢者等やその家族を支援する専門的な相談業務等を行う人。保健師、看護師、社会福祉士等の有資格者等で、射水市では地域包括支援センターに各1名配置 | 89 |
| は 8050 問題 | 80 歳代の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯であり、ひきこもりの長期化・高齢化と親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘されている。 | 2 |
| バリアフリー | 生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくす (フリーにする) こと。 | 5 |
| ひきこもりサポーター | ひきこもりサポーター養成研修を修了・登録した者。ひきこもりに関する基本的な知識を習得し、地域でひきこもり支援を行う。 | 65 |
| フードバンク | 生産・流通・消費等の過程で発生する未利用食品を食品企業や農家等からの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組 | 69 |
| ふくしサポーター | 身近な地域で、見守り活動や声かけを通じて、住民の困りごとを早期発見する「地域のアンテナ役」として、民生委員・児童委員や関係者・専門職に情報をつなぐ。 | 42 |
| 保護司 | 法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティア。保護観察官 (専門的な知識に基づいて保護観察の実施などに当たる国家公務員) と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行っている。 | 65 |
| ま 民生委員・児童委員 | 厚生労働大臣により委嘱された特別職 (非常勤) の地方公務員。地域の実情に詳しい方々が民生委員・児童委員として推薦されており、地域の中で住民の立場に立った社会福祉活動を行っている。 | 22 |

| 用語 | 解説 | 初出 掲載頁 |
|------------|---|-----------|
| や ヤングケアラー | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者 | 2 |
| 結ネット | DXを活用し、地域振興会や自治会・町内会活動の活性化、運営事務の効率化、市民生活の利便性の向上等を図るため開発された電子自治会アプリ | 42 |
| ユニバーサルデザイン | 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用しやすいようにデザインする考え方。対象を障がい者や高齢者等に限定していない点が、バリアフリーとは異なる。 | 30 |
| ら 理学療法士 | 理学療法士及び作業療法士法に基づく国家資格で、身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職 | 46 |

いみず地域共生プラン 中間見直し版

第2次射水市地域福祉計画
第3次射水市地域福祉活動計画
射水市重層的支援体制整備事業実施計画
射水市認知症施策推進計画
射水市成年後見制度利用促進基本計画
射水市再犯防止推進計画

令和8年度～令和12年度

射水市福祉保健部地域福祉課

〒939-0294

富山県射水市新開発 410 番地1

TEL 0766-51-6625

FAX 0766-51-6657

社会福祉法人 射水市社会福祉協議会

〒939-0351

富山県射水市戸破 4200 番地 11

TEL 0766-55-5202

FAX 0766-55-5209

